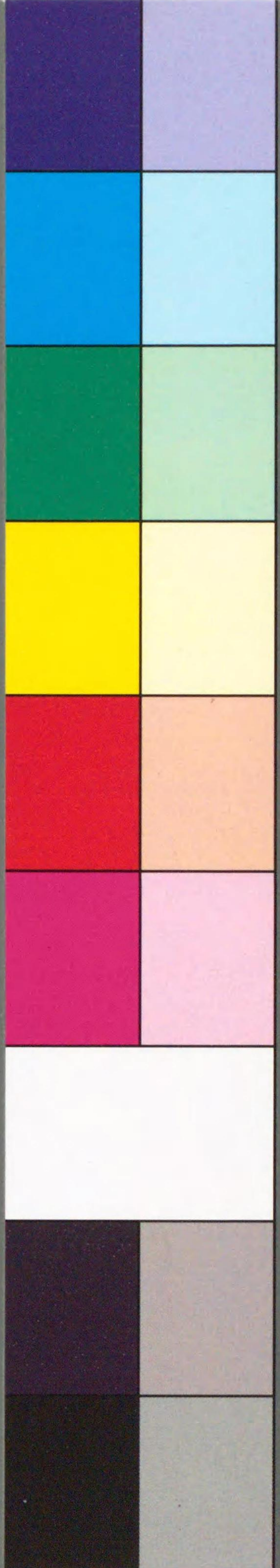


Inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

KB335
G28
00925930

×
複写

會
員
桑原羊次郎著

補增
裝
劔
金
工
談

KB335		G28
-------	--	-----



925930 購入

Handwritten text in Chinese characters, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in several vertical columns and is significantly faded.

KB332	G28
-------	-----



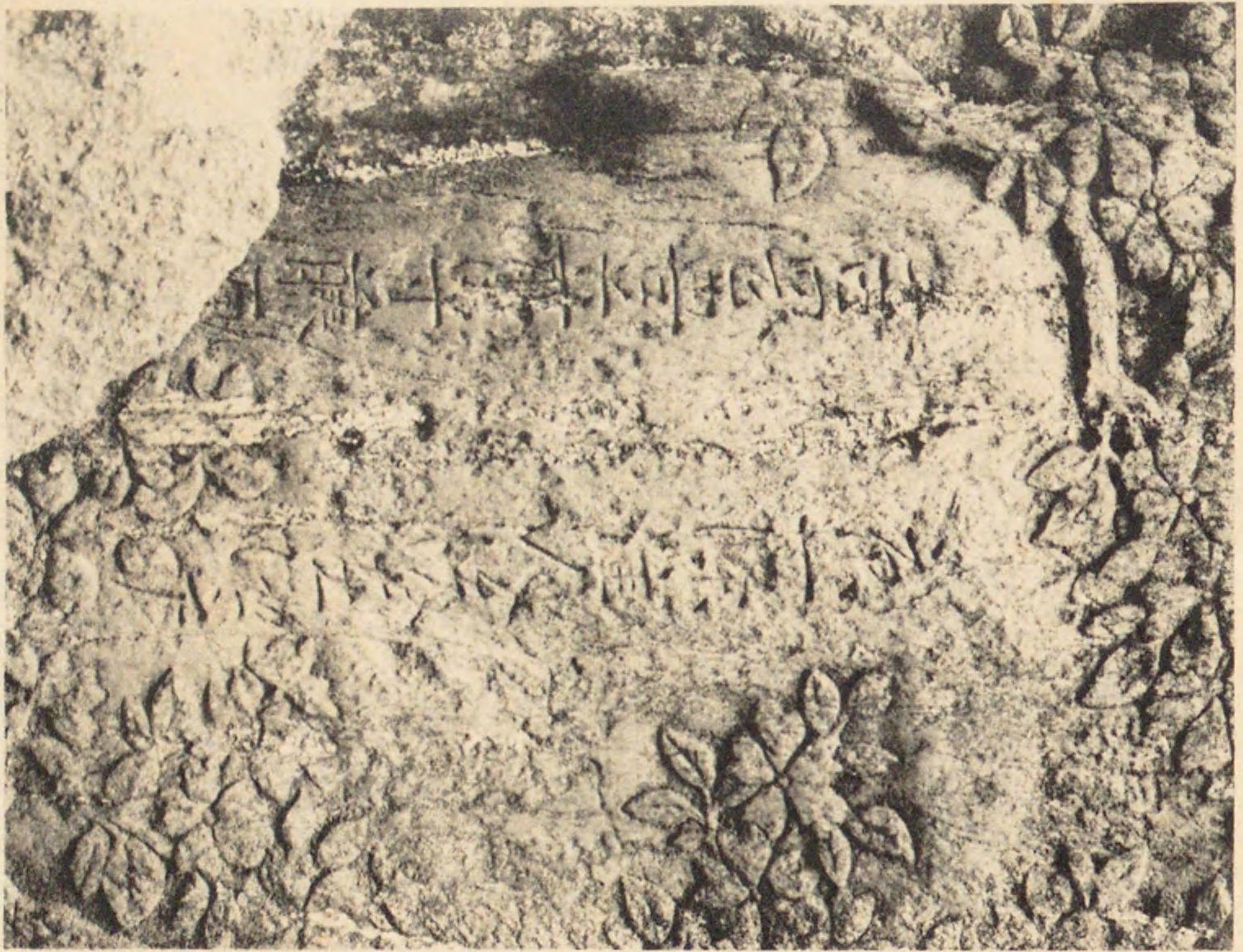
325930

此卷書之送付云云為流
精要教之實感佩之
之此一冊既送之
之友之入心之實
文之之之上之少矣
之之之之之

三十七年四月
福美堂

深米原兄

多以景表二印譜
為之如何



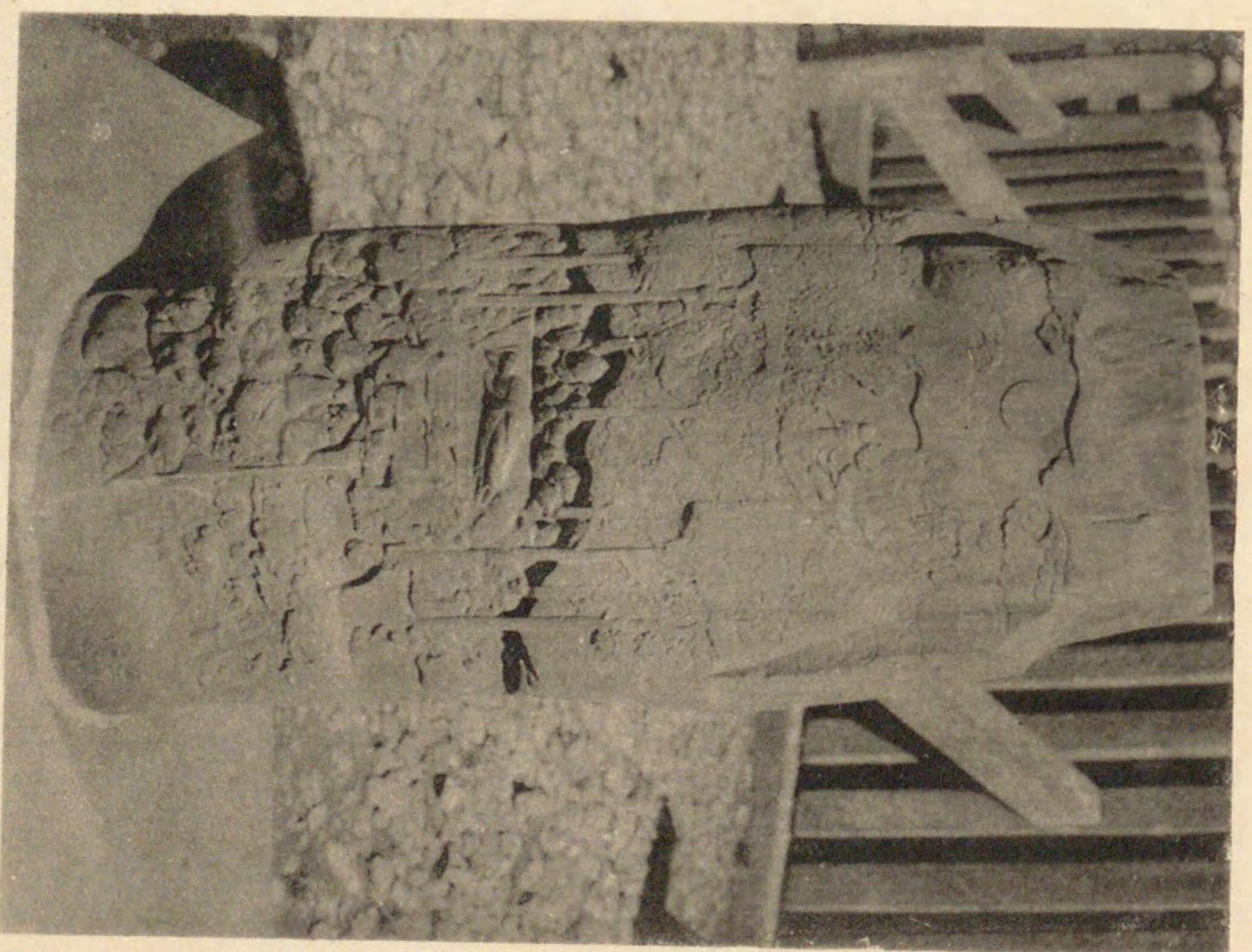
彫銘面裏石然自同



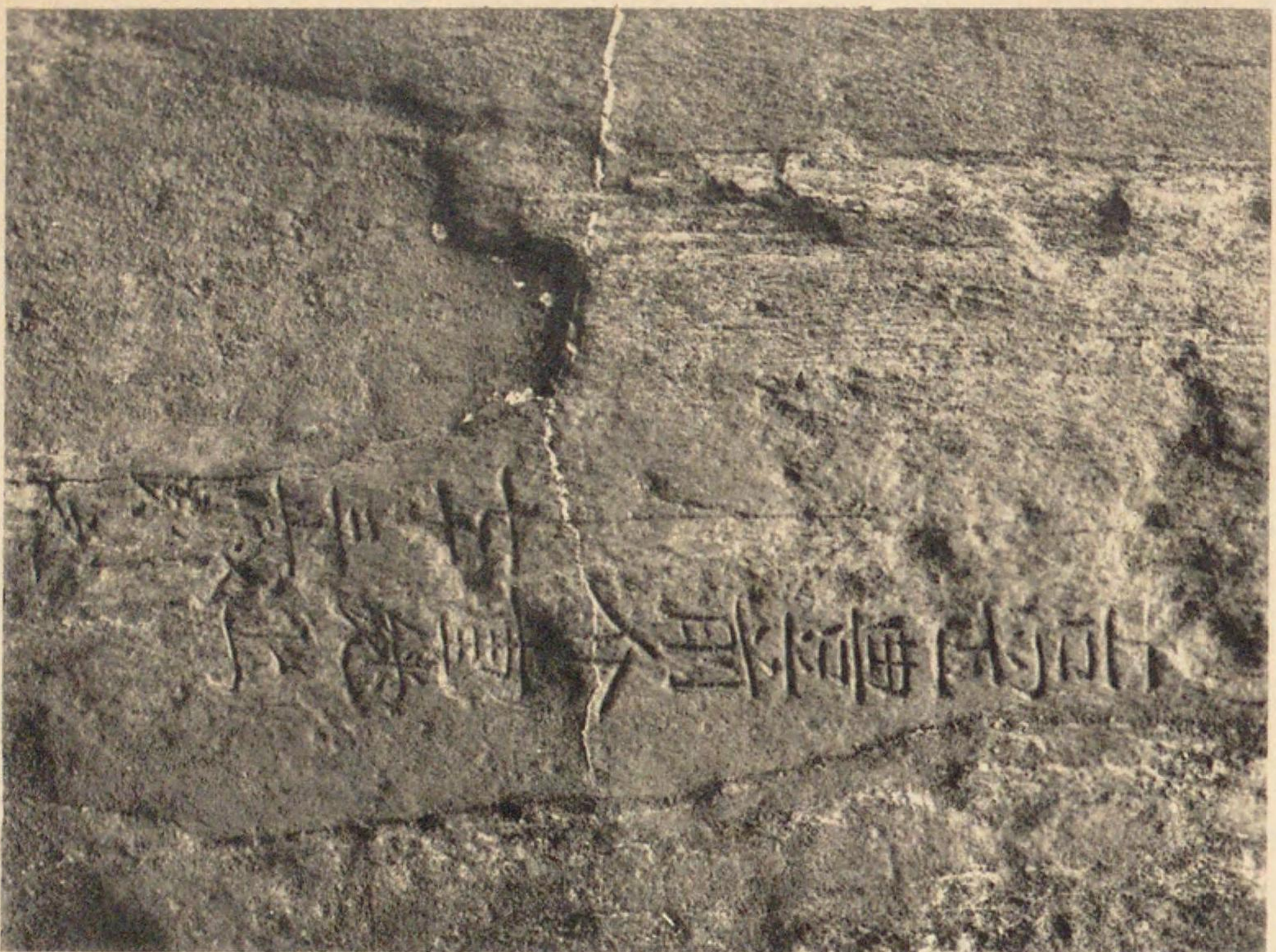
大擴部一作次重國古



部 央 中 右 同



作 繼 重 岡 吉 刻 彫 石 然 自 前 屋 靈 御 上 同



影銘面裏石然自同



大擴部上作繼重岡吉

緒言

明治三十一年二月、近代の名工にして、且つ近代の鑑識家たる、加納夏雄先生物故せられし以來、天下復た斯道を説くものなし。予資性庸劣固こ其の器にあらずと雖ども、嘗て贄を先生に執り、金工品鑑定に就き、少しく聽く所あり、且つ實驗上多少の得る所あるを以て、其寡聞と淺識を顧みず、敢て其の懷抱する所の金工品上の意見と、多年研鑽探討せし所の考證を披瀝して識者の高教を仰がんと欲し、明治三十四年以來、刀劍會誌に於て、將た又、日本美術上に於て、世に公にせし所の論說考證の原稿、積んで一束をなせり。予頃日之を筐底に得、乃ち之を鉛槧に附し以て、世の同好者に頒たんとす。今にして之を再

見する時は、辭句の拙劣、所論の未熟、我意に満たざるもの實に十中の八九矣。然りと雖も、予や劇務匆忙、實に改竄の暇なきを以て、更に他日を待つて之を補正せんことを。讀者請ふ之を諒せよ。

明治三十七年正月十三日

神戸諏訪山僑居に於て

桑原羊次郎識

再版に就きて

明治三十七年予か此編を公にせし時、世の金工品に就きて眞に趣味を解せし人は實に寥々として晨星の如くなりき。爾來星霜茲に二十餘年、近來斯道の研究者斯品の愛好者翕然として勃興す、海の内外其人を數ふれば誠に枚舉に暇あらざるなり。故に予は、後藤一乘傳以下の數篇を増加して再び之を鉛槧に附し、識者の是正を請ひ、且つ同好者の一察を博せんことを。終に臨みて一言すべきは、本書に収録する所の拙稿、彼是文體異同ありて一様ならざるは、執筆の年代約二十餘年の長に亘るを以て、唯隨時我意の欲する所に従つて記述せしに過ぎざるを以てなり。今之を一定の文體に改削するは、實に其煩に堪えざるのみならず、敢へて其必要を見とめざるを以て、之を舊時の文體其儘を存する事となしぬ。讀者請ふ之を諒せよ。

昭和五年庚午一月十日

著者識

初刊發行後之來書を序文に代ふ

福岡孝悌子爵來簡

御著書御送付忝拜讀、精覈實に感佩々々、さて、此一冊既に差上候儀とも存候へとも覺兼候間、更に差上申候、御笑讀可被下候草々。

明治三十七年四月

福岡老夫

桑原兄下

尙ほ以、曩に印譜辨妄差出候趣と存候爲念相伺候。

今村長賀翁來簡

拜啓漸く好時節に向ひ候所、益御盛榮御繁務被成御座候段奉大賀候。扱今般御著述之裝劍金工談壹卷御惠投被成、篤と拜見の所、實に斯道之金玉に而感服之至奉厚謝、右は刀劍會本部に宛何卒壹部御寄贈被下間敷哉、帝室東京博物館へも野生關係有之時々出頭致し候間、成ロウ事なれば、同館へも壹部御寄贈被下候はゞ、同館に

おゐても大に歡受可致、將來刀劍會誌之儀に付ては引續き原稿御贈被下、編集者より厚御禮申上吳候様申上候。猶此上宜敷御依頼仕候。乍略儀、先者前條御禮旁早々

拜具。

長賀

桑原賢臺

虎皮下

海野勝珉翁來簡

謹啓時下清和の候に候處、高堂御揃愈御多詳の段不斜奉賀候。隨而老生不相變瓦全消光致居候間、乍餘事御放念可被下候。

扱先般は御著作に關する裝劍金工談壹部御送付被下、御厚志難有奉拜謝候。かゝる御著述は、吾々社會に取りて最も有要の義にて感謝の至りに不堪候。實は早々御禮可申上の處、彼是多忙に取紛れ延引今日に相成候段御宥恕被下度候。先は御禮迄申上度如此候也頓首。

四月十九日

海野勝珉

桑原羊次郎様

机下

長谷川菊太翁の來簡

拜啓裝劍金工談一部御惠投被成下難有拜讀仕候。夏雄翁歿後絶て劍具の話も不承候處、不圖も御高説に接し相樂申候。

一 距隨十六羅漢の説、吉岡重次重繼之異同、乘眞拜領紋の如き、實物に就きての御論なれば、是迄未開時代の論客は一言なかるべし。

一 平象嵌毛彫の御説は些と穿過たる如きも、覺乘自筆覺書より見れば敬服の外なし一獨り光村氏刀劔會記事の如きは、事實際なりと雖も、筆勢自然滑稽に近き嫌あるが如し。かゝる正々堂々たる金工談中に些と不穩當ならんか、多少削除あらばいか。

一 鑑定法の如きは素より感服仕候。

右不顧忌諱愚見奉申上候。所謂盲蛇不恐杖の譬に同じ、唐突之段笑捨被成下度候猶追々御高説拜聽仕度候。御禮迄如此恐々頓首。

四月七日

長谷川菊太

桑原羊次郎様

松本鼎三郎君來簡

桑原先生頃者著一書、題曰裝劍金工談、投其一本賜余、余受而讀之、把今人閑却之題目、述古人未發之新説、事理之明晰、文章之絢爛、眞長夜檠邊之良友也、讀了一過乃賦所感以呈。

裝劍金工談已珍、評今論古説皆新、寒霄剔燭紙窓下、讀了呼快鷄報晨。

明治甲辰之臘月

辱知 松木生識

目次

一 矩隨の十六羅漢(明治二十四年二月稿).....一

一 吉岡重次は吉岡重繼に非ざる辨(上)(明治三十四年四月稿).....六

一 吉岡重次は吉岡重繼に非ざる辨(下)(同年五月稿).....三

一 平象嵌毛彫の始めは誰なるや(明治三十四年八月稿).....一八

一 彫金工と下繪師(明治三十四年十月稿).....二二

一 彫金界の一大奇工(明治三十五年五月稿).....三〇

一 彫金界の一大軍士(明治三十五年八月稿).....三四

一 光村氏の刀劍會に就き(明治三十六年七月稿).....四二

一 金工鑑定法論(明治三十六年八月ヨリ起稿).....四七

一 後藤乘眞拜領の紋所に就き(明治三十六年九月稿).....五七

一 後藤一乘傳(明治三十七年五月稿).....五九

一 横谷宗珉は古宗與の孫なるや(大正二年七月稿).....七二

一 乙柳軒味墨を論ず(大正十三年三月稿).....九一

一 土屋安親を論ず(大正十三年五月稿).....九四

一 再び乙柳軒味墨に就きて(大正十三年八月稿).....一〇三

一 後藤德乘の諱は光次なるや(大正四年正月稿).....一〇五

一 海外に於ける金工小道具蒐集家の一二(大正三年 月稿).....一一〇

一 通乗の銘彫と花押(大正十三年七月稿).....一二七

一 大森英秀の新工夫(大正十三年十月稿).....一三五

一 奈良利壽初二代に就き(大正十三年十二月稿).....一三九

一 長常作乾隆帝へ献上の手爐に就き(大正十五年二月稿).....一四五

一 河野春明の改名叙任銘彫及年齢(大正十五年六月稿).....一五七

一 司馬江漢の造刀と彫金(大正十五年七月稿).....一六二

一 後藤家逸話(大正十五年八月ヨリ起稿).....一六六

光乘作品中の名物、祐乗紋所、光乘の判金製造、乘眞の勇戦、光乗殒落、
光乗と信長公、德乗の繁昌、長乗の權勢、長乗の德行、加茂競馬の再興、

長乗の風雅と晩年、覺乘の光榮、覺乘の武道と茶道、後藤家の嫁娶、源四郎光嘉、通乘廉乘の不和合、後藤本家記録滅失、御劍裝具の調進、徳川幕府の用命、加州公と後藤家、末の四郎兵衛家、末の後藤彫は代作多し、後藤本支家の訴訟沙汰、方乗の繼嗣問題、

- 一 菊岡光行と俳人沾涼(昭和二年十月稿)……………一八九
- 一 小道具の折紙(昭和四年正月稿)……………一九五
- 一 裝劍小道具に就き(昭和四年二月稿)……………二〇〇
- 一 英國上流社會の日本金工品嗜味(昭和四年三月稿)……………二〇六
- 一 宗珉銘彫と作振(昭和四年三月稿)……………二二三
- 一 重宝牛之目貫(昭和四年五月稿)……………二二三
- 一 海外金工品蒐集家(大正四年稿)……………二五〇

裝劍金工談目次(終)

裝劍金工談

桑原羊次郎著

矩隨の十六羅漢(明治三十四年二月稿)

我邦二千年來、彫工界其の人乏しからず、鳥佛師定朝を首とし、降つて運慶湛慶の如き皆靈妙なる手腕を振つて、其の作る所雄大豪宕、或は戒壇院の四天となり、或は金堂の三尊となり、儼然として皆後昆に垂るゝに足れり。後藤祐乘東山の盛時に生れ、横谷宗珉元祿の昇平に遭ひ、天縱の大手巨腕を掲げて、精練比なく、其の技術絶妙絶なりと雖も、惜らくは其の作る所、遂に裝劍の小品に過ぎず。故を以て鳥定運湛の輩と等しく、雄大豪宕の作品を後世に遺して、渠等の手腕を継まゝにするを得ざらしめしは、誠に千古の恨事なりと云ふ可し。獨り祐宗の二匠限らず、五百年來、彫金鏤刻に従事する者、萬を以て數ふ可しと雖も、皆其の作る所、方寸の

器に過ぎず。小柄筭と云ひ、縁頭と云ひ目貫と云ひ、其の大なるものと雖も、鏝印籠の微に過ぎざるを以て、金彫工をして其の手腕を振ふて、大作巨製をなす能はざらしめしは、金彫其の物の性質上、之を然らしめしと雖も、豈又曾て一大事好者のあるありて之を誘掖扶翼せざりしに依らずんばあらず

天明二年十月四日晡時、出雲國前大守松平宗衍公薨す、東都芝天徳寺に葬る。諡して天隆院殿前羽林次將仁譽義蘊大居士と號す。嗣出雲國守大圓庵不昧公哀悼措く能はず、大に天隆公の塋域を營み、一代の巨匠を選んで其の門扉に彫刻せしめんとす。

不昧公は不出世の器なり。武技に通じ。文學を好み、茶道を嗜み、専ら美術を愛好し、老ゆるに及んで、其の審美眼益高く、松平樂翁公と東西に馳聘して、實に徳川三百年間、鑑識家の泰斗たり。斯の如き審美眼を有する巨人にして、而も身は出雲十八萬石の國守たり。宜矣、一巨匠を千百工人の中に拔擢して、其の巨腕を天隆公塋域の石扉上に振はしめ、以て永く天隆公の遺徳を不朽ならしめんとするや、公初め門扉に十六羅漢を彫刻せしめんとし、下繪を狩野典信に命す、下繪成る將に佛

師に命じて工を起さしめんとす。然るに當時佛師と稱する者、皆古法に泥み、徒らに先人の糟粕を嘗めて、其の作る處凡庸、固より鑑識公の如き巨人の意を満たすに足らざるを以て、荏苒として半歳を過ぎ、工人其の人なくんば、公の美擧も將に水泡に歸せんとせり。然るに時なる哉、金彫界に一巨匠濱野矩隨なるものあり。遂に公の知遇に感じ、彫金の鑿を振ふて、敢て石扉上の靈腕を試みんとは。

濱野矩隨は、通稱忠五郎、江戸神田小柳町の住、蓋雲堂と號し、又望窓軒と號す濱野政隨門下の高足にして、出藍の譽あり。政隨に學ぶと雖も、其手法は乘意に類して、別に一機軸を出せしを以て、技名夙に遠近に震ひ、關東を席卷して、遙に京師の長常に對峙し、實に一代の巨匠たり。由來猩々は猩々を愛し、巨匠は毎に巨人に知らる。巨匠矩隨如きは能く巨人不昧公の知る處なり、其の巨腕を以て之を巨石に試みんとす。奇遇といふと雖も、豈天、公を假りて巨匠の名を成さしむるものに非らずや。矩隨の命を拜するや、専ら意を石材の撰擇に注ぎ、東奔西走、賜ふ處の資金將に空しからんとして、初めて好石材を得、曰く以て我が鑽の精銳を試むるに足ると。乃ち彫刻に従事すること二星霜、遂に幾多の苦心を以て、天隆公の門扉を

彫刻す。愛宕山下天徳寺内、屹然として聳ゆるものは、實に此巨作とす。栗原信充其著鑿工譜略に記して曰く。

矩隨は政隨門、濱野忠五郎、天明中、天徳寺雲州の南海公御廟、石垣中門青石へ巢川法印下繪十六羅漢を高彫にす。江戸の一品、蓋雲堂、又號望窓軒。天明七丁未八月二十九日死。順了院教譽矩隨居士、淺草新堀壽松院に葬る。

予按するに、巢川法印の下繪とあれ共、予の親しく實物を見る所によれば、榮川院典信の印章あり。且つ狩野家譜に巢川法印なるものなし、或は是剗嗣子誤つて榮を巢となせしならん。爾來金鐔奇撮と云ひ、古今金工便覽と云ひ、江都金工名譜と云ひ、懷寶劔尺と云ひ、皆其の謬を襲蹈して榮を巢と誤りしや疑なし、故に附記す。

尙ほ有名なる稻葉通龍の著、裝劔奇賞は、天明元年の出版にして、實に天隆公薨去の前年に當るを以て、單に矩隨を記して曰く、政隨の弟子なれども、乘意風の肉合彫なり。近來外にても、此人の作に擬すれ共、決して及ぶ可らずとあり。門扉に付きて一の記すなきは、固より其處なりとす。

余一日閑を得て一友と芝天徳寺に詣で、所謂江戸の一品を見る。石扉は元と天隆公御廟所の中門にありしも、近年損傷の患あるを以て、之を靈牌堂に從して保存すと云ふ。石扉は左右二枚より成り、一枚の幅約二尺五寸、高さ約五尺二寸、厚さ三寸、其質仙臺石に似たれども、甚だ堅緻ならず、黒小斑ありて全面に散布せり。金具は元と純銀を以て製せしも、之を剗窃せしものありし故に、現時は赤銅を以て之を新造せりと云ふ。十六羅漢の彫刻にして、羅漢の身長約一尺、半肉合の高彫なり其手法は全く金彫家の手法にして、具眼の士は一見して、尋常一様の佛師石工の手に成りしものに非ざるを知る可し。個々尊嚴の秀容、脱俗の靈貌、神彩赫々として人を射て、崇高精妙を極む、惜らくは後世何等の悪戯ぞ。赤銅鍍を佛眼に嵌入して此の雄宕なる彫刻に一大汚點を印せしは、返々も遺憾の極と云ふ可し。矩隨祐乘を去ること四百年の後に生れて、巨人不昧公の如きに遭ひ、先人金彫家が曾て夢寐せざる一大巨作を大成して、其名を百代に遺し、且つ金彫工の手腕が單に蠅頭蚊脚の技術に止まらざるを證表せしは實に金彫界の爲め一大氣焰を吐きしものなりと云ふ可し。吁矣、滿都の好事者流。陽春氣温なるの日、筈を都南巴町端に曳き、此江戸

一品を諦視せば、庶幾くは滿身の塵垢を去るを得ん。

吉岡重次は吉岡重繼にあらざるの辨(上)(明治三十四年四月稿)

徳川氏の御彫刻師として、三百年間其の姓名の顯著なりしに似ず、其の遺品の稀少なるものは、吉岡家の作品なり。吉岡家元祖遺作殆んど皆無なるは措て論せず、長次庄左衛門等に至りても、如何にも性合慥にして眞物疑なしと見るべきは、他の後藤、横谷、奈良の作品に比して鮮少なることは明かなる事實なり。想ふに吉岡家元祖其人の名工たりしに似ず、其の後代が凡庸なりしを以て、世人の賞翫薄くして其の作品遂に墮滅に歸したるによるか。抑も又幕府の保護豊かなりしが爲めに、自營の念に乏しく、従つて其の作品を製出すること元來稀少なりしかば、予の未だ研究し能はざる所なり。勿論、今日と雖も、吉岡因幡介と切銘せし作品を見ること敢て眇しとなさざれども、多くは後代の同名にして初二代の物と見るべきもの少なく、又稀に初二代と見る可きあるも、其の作振拙劣にして取るに足らざる贋作多し遮莫

あれ、其の作品の現存すると否とを問はず、三百年來吉岡豊前と傳唱し、吉岡因幡介と評判せし名家たる以上は、其の元祖たる人物の其の術の巧妙なりしかを想像するに難からざるべし。

徳川幕府が創業の際に屬して、林羅山を擧げて天下の學制を總督せしめしが如く一大金彫家を拔擢して、以て金彫界の霸權を定めんとせしは、當時尙武の氣風を享けて、刀劍及び附屬品に重きを置たる幕府の當に然る可き所なりしなり。後藤祐乘彫金界の大立物、斯道の開山として、永享嘉吉の際に生れ、宗乗乘眞を経て、數世實に彫金界の名門たりしと雖も、後花園帝以來、歷代朝廷の御彫物師たるを以て、俄に之を關東に招致する能はず、且つ其の門流、所謂脇彫、同苗彫を招致するは、當時幕府が、其の權威を増加するの政略上 一步を京師に諭するの議あるを以て、固より之に慊焉たること能ざるに由り、別に一代の名工擢きあげて、遂に朝廷の後藤氏を凌駕し、天下の重鎮たらしめんとせり。而して幕府が斯の如き重任を與へし者、慶長寛永の際、前後二工に過ぎず。曰く吉岡重次、曰く奈良利輝、即是なり。重次が幕府の重命を拜せしは、實に慶長年中にして、利輝の重命を蒙りしは、寛永

元年にあり。後藤氏榮乘、顯乘の名工出で、其の全盛を極め、其の門葉茂り茂りて、天下皆其門下生にあらざるなきの際に當つて、屹然として、江戸に崛起し、敢て先進たる後藤氏に拮抗せんとするの風貌を想見するに及んでは、重次が稀有の名工にして、如何に其の技術の一代に重せられしかを知るに足らん。徳川幕府が首として重次を抜擢して豊後介に叙し、次で豊前守を與へしも誠に宜なりと云ふ可し。斯の如く、重次が一代の名工たりしことは、古來更に異論なき所なりと雖も其の傳記の詳悉せられざるのみならず。或は重繼と書せられ、甚しきは、重弘と記せられ、其の名字すら明分ならざるは、予が數年來深く遺憾となせし所なり。然るに今や以外の發見によりて、重繼の重次と別人なること、重弘と記せしは次字を弘字と誤りたることを確めたるを以て、肯て一文を草して、大方識者の是正を仰ぐこととせり。

事の順序上、先づ彫金工に關する在來の諸書を涉獵して、苟も重次重繼に關するものを列舉し、然後予の新意見を陳述すべし。

装 劍 奇 賞 (天明二年刊行)

稻葉通龍著

豊前 吉岡氏、江戸兩國柳橋住、御金具工、因幡介の父にして上手なり。

江 都 金 工 名 譜 (文化七年刊行)

野田敬明著

重次 藤原姓、豊後介、後豊前、又宗壽、慶長年中被召出、承應二己年卒八十二。

懷 寶 劍 尺 (文政十三年)

拓植方理選

重次 豊後守に任ず、慶長年中召出さる。

金 工 鐔 寄 (天保十年)

田中一賀著

重次 藤原姓、豊後介、後豊前介、又宗壽、慶長年中被召出、承應二年死、芝御山内御靈屋に自然石へ鐔を以て彫刻せし羅漢あり、是末代迄の名譽なり。

鑿 工 譜 略 (天保十四年)

栗原信充著

重繼 藤原姓、豊後介、豊前介又宗壽、慶長年中被召出、承應二年死、増上寺涅槃

石銘、寛永二十一年甲申正月二十四日、御彫物師吉岡豊前介重繼上、七十三歳刻之。羅漢石銘。京一條住人、後在江戸、吉岡豊前守藤原重弘八十八歳とあり。

雅 俗 集 覽 (弘化三年刊行)

森 重 英 著

吉岡豊前。

◇鑽工二十八氣象(文政頃出版)

吉岡豊前、東郷兩國柳橋に住す。

◇武江年表(嘉永三年)

重次 承應二年八十二歳死す。

◇名人忌辰録(明治二十七年刊行)

吉岡重繼 彫刻師なり、正保元申正月二十四日歿す、年七十三。

◇加納夏雄氏彫金談(明治三十三年)

吉岡重繼 藤原姓、京都の人、豊前介と稱す。晩年重弘と改む。慶長中被召出、江

戸に住す。實に吉岡家の元祖たり、以來統派連綿明治維新迄徳川家の御用を勤めたり。彫風は代々凡そ同様にして特に言ふ可きことなし。

以上の諸書を通覧して、其の異同を概括せば、左の數項となすを得べし。

◇名字に就きては

一單に豊前と記して、重次とも重繼とも記さざるもの。

裝劔奇賞、雅俗集覽、鑽工二十八氣象。

一吉岡重次と記するもの。

江都金工名譜、懷寶劔尺、武江年表、金工鐔寄。

一重繼と記し、其の後銘を重弘となすもの。

鑿工譜略、彫金談。

一單に重繼と記するもの。

名人忌辰録。

◇歿年月に就きては

一承應二年歿、八十八歳となすもの。

鑿工譜略。

一承應二年歿とありて、年齢なきもの。

金工鐔寄。

一承應二己年卒、年八十二歳となすもの。

江都金工名譜、武江年表。

野田敬明選

齋藤月岑著

關根只誠篇

岡部覺彌述

一正保元申正月二十四日歿す、歳七十三となすもの。

名人忌辰録。

吉岡重次は吉岡重繼にあらざるの辨(下)(明治三十四年五月稿)

予は前章に於て諸書を引照して、重次重繼に關する系譜を網羅せり。由是觀之、吉岡重次を吉岡重繼と書き始めしは、實に栗原信充の鑿工譜略に濫觴す。予は田中一賀が其金工鐔寄に於て、重次の條下に、芝上内御靈屋の自然石へ鑿を以て彫刻せし羅漢あり。是末代迄の名譽なりと記せしは、最正確なるものと信ず。而して又、此の自然石羅漢の彫刻を世間に發表せしは、田中一賀を以て嚆矢となすべきを疑はざるなり。然るに栗原信充は、田中一賀の金工鐔寄を増補し、單に甲冑工部を附加せしのみなるにも拘らず、何事ぞ其書目を變じて鑿工譜略となすさへ士君子の執らざる所なるに、更に吉岡家の元祖重次に付きて、叨りに其誤見を以て、名字を變改して重繼とし、更に涅槃石彫刻の事を附加するが如きは、實に後世を誤ること甚し

きものと云ふべし。

栗原信充が重次を變じて重繼となせし以來、近くは故加納夏雄翁の如き皆相繼ぎて吉岡家の元祖を以て重繼となし、且重弘を其の晩年銘となし、謬傳の極、遂に吉岡家系譜中より、重次の名を埋没するに至る、豈に慨するに堪ゆべけんや。予久しく重次は重繼にあらざる可きを思ひ、且つ栗原信充が何の據る處ありて、突然として吉岡家の元祖重次を抹殺して重繼となせしやを疑ひしを以て、吉岡家の元祖に付きて、數年來留意稽查せしと雖も、竟に何等の得る所なかりしが、近來偶然に斯の如き謬妄は、或は涅槃石、羅漢石碑銘引用の際に胚胎せしにあらざるかを想起せしを以て、頃日予は芝増上寺に到り、所謂涅槃石羅漢石を一見せしに、果然果然、栗原信充が其の誤見に基づきたること、重次は重繼と別人なる可きを發見して、舊來の迷夢を一掃するを得たり。順序を逐つて其の然る所以を述べん。予が實驗する所によれば、

羅漢石 芝山内徳川二代將軍靈屋前右側にあり、臺石に隠れたる處を除き、高さ二尺許り、表面には三尊來迎の圖を彫刻し、裏面には左右に梅と松を彫刻し

中央少しく下部に、

京一條住人、後在江戸、吉岡豊前守藤原重次、六十八歳寛永十三年。

(注意) 重次以下の行年々號の處は臺石中に嵌入して、容易に閲讀し難しと雖も、燭を乘りて透し見るときは、明了に之を判讀し得べし。

涅槃石

羅漢石と同處に並列せり。臺石を除き、高さ約三尺許、青褐色にして堅緻なり、表面には下部より中央部に達して、二條の蠟石質皺襞あり、表面には涅槃像を高彫にす、裏面に彫刻模様なし。銘に曰く、

寛永二十一年甲申正月二十四日、御彫物師、吉岡豊前介重繼上七十三歳刻之。

之を以て栗原信充の鑿金譜略に對比するに、涅槃石に付きては誤謬なしと雖ども其羅漢石を記するに當りて、藤原重弘と書し、八十八歳と記せしは、予は其の理由を知るに苦しむ所なり。予が憶斷する所によれば、栗原信充が此の記事を附加する際は、正に徳川幕府熾盛の世にして、諸侯伯と雖も容易に將軍の靈屋に近くを得ず。況んや小身者たる栗原信充が靈屋近き碑石を實見せしとは到底信んず可からざるを以て、傳聞に根據して、年月行年の齟齬する所は、故意に之を改竄して、鑿金譜略に記せしが故に、斯の如き謬妄を來せしにはあらざる歟、而して其の重弘となすは、劊刷師の誤りなるや疑なきに拘らず、夏雄翁の如きも重弘として之を祖述せられたるは遺憾の至りなり。今實物を檢覈して、之を考察するに、寛永十三年に六十八歳の豊前守重次が、寛永二十一年に七十三歳たる可きの道理あらんや、寛永二十一年は當に七十六歳たるべきなり。是れ重次重繼の同一人にあらざるの確證の第一なり。殊に栗原信充の不注意なりしは、其の年齢の齟齬せし點のみならず、叙任の順序の顛倒せしを氣附かざるの點にあり。乃ち寛永十三年既に豊前守に任せられたる重次が、寛永二十一年に至りて一等下りたる豊前介と記すべきの謂れにもあらざるや。勿論上國の介は或る場合に於ては下國の守より上級なりしを以て、甲下國の守より乙上國の介に任せらるゝことなきにあらずと雖も、既に豊前守に任せられたるものが、後年に至り、一等劣位なる同國の介に任せられしとは信んずる能はざるにあらずや。是れ重次重繼の同人にあらざる確證の第二なり。加之若し栗原信充をして當時此の二石碑を一見せしめしならば、裏面に彫刻せる年月と年齢、及び守

介補任の齟齬矛盾せるの外に、到底此の二石碑即ち重次重繼を同一人と斷言す可からざる證の左ある事を首肯す可しと考ふるなり。何を以て之を謂ふ、曰く、涅槃石羅漢石の彫刻を對比するに、全然彼此其技術の程度を異にする事を發見す可ければなり。予は彫刻流派に差異あるとは言はず、唯來迎石彫刻の涅槃石彫刻に異なるの炳乎たるを斷言せんとするものなり。勿論同人の作と雖も、製作時代の相違、同時の作と雖も、出來不出來の差異あるは免がる可からざる所なりと雖も予は右二石碑の技術手法の差異は遙に顯著なる殊別ある事を疑はざるものなり是れ又重次重繼の同一人にあらざる確證の第三なり、以上の三確證あり。尙ほ重次を以て重繼と同一人となし、來迎石と涅槃石を同一彫刻師の手になりしものとなし得べき耶。茲に至つて予は吉岡重次は吉岡重繼にあらず、重次は其技術の優秀なる點に於て、其の年齢の長じたる點よりして、粟原信充以前の諸書の記するが如く、吉岡家の元祖たるものとなすものなり。重繼なるものは、其の年齢の重次より三歳若き點に於て、其の叙任の次序の點に於て其の姓氏と手法との同似の點よりして、重次の弟なる可きものならんと憶斷す。且つ重次の歿年は二三の例外を除き、諸書の一致するが如く、

承應二年を以て正しとせんか、寛永十三年に六十八歳と銘せしより推算せば、當に八十五歳たるべきを以て、舊來の諸書は總て誤算なりと云ふ可けん。重繼の歿年は名人忌辰録により、即ち正保元年甲申正月二十四日七十三歳を假りに正しとせんか正保元年は即ち寛永二十一年なるを以て、該書の著者は、涅槃石彫刻の年月日を以て、直ちに歿年月となせしにあらざるかの疑あり。碑銘の年月に直ちに物故せしとは、到底信んず可きにあらざればなり。該書の著書は、別に根據ありて、記せしや予は未だ之を知らず、要するに重繼の歿年月等は未だ疑問の中にあり。

以上詳述せし所を以て、略ぼ重次と重繼の同一人にあらざる事を説明せりと思考す。即ち又愚案を以て吉岡家名譜を新選せば、大要左の如くなる可きか。

吉岡重次 京師人、藤原姓、豊後介、後豊前守、又宗壽、慶長年中被召出、増上寺徳川二代將軍靈廟前の來迎石を彫刻す。銘に曰く、京一條住人、後在江戸、吉岡豊前守藤原重次、六十八歳、寛永十三年とあり。承應二年歿、行年八十五歳。

吉岡重繼 元祖重次の弟歟、御彫物師豊前介、芝増上寺徳川二代將軍靈廟前の涅槃

石を彫刻す。銘に曰く、寛永二十一年甲申正月二十四日、御彫物師吉岡重繼上、七十三歳とあり。歿年月行年共に未詳。

以上數千言、其の考證の杜撰たる可きは、予の甘じて其譏を受る所なり。唯願ふ所は大方の識者陰に論難攻撃するを止めて、直ちに予に教示せらるを得ば、深く予の謝する所なり。

平象嵌毛彫の始めは誰なるや（明治三十四年八月稿）

平象嵌毛彫を装劔小道具に應用せし始めは誰なるやと問はゞ、世人多くは越前の大椽長常を以て其の始祖となさん。然り長常は實に之を多くの場合に應用せり。否、或る場合には寧ろ之を濫用したりき。然れども長常は決して其の始祖にはあらざるなり。故夏雄翁の如きは、嘗つて象嵌工に付きて探究したる結果、後藤九代程乗光昌の平象嵌餌著の大形小柄（同翁藏品）を以て之を證し、程乗を以て其の始祖とせられたり。

横谷宗珉絶代の手腕を振ふて片切彫を創意し、實に元祿年間装劔彫金界の粹美を盡せしと雖も、從來素毛彫のみを試み、曾て平象嵌を試みしことなしと傳説せられたり。然るに此の傳説は、夏雄翁が没故少時前に得られたる、龐銀製平象嵌波に千鳥の縁によりて其の虚妄たるを明かにせり。之に據りて又予が嘗て聞く處の京師某家珍藏、平象嵌人物小柄宗珉作の眞物なる可きを想像せしむ。仮りに宗珉にして果して平象嵌を試みしことありとするも、尙程乗を去ること遠し、何となれば、宗珉は實に後藤家十一代目通乗と同時代なればなり。茲にまた、有名なる細野惣左衛門なるものあり。巧に平象嵌を試みしと雖も、是又少なくとも程乗の後にあり。（此の事は後日述ぶ可し）。果して然らば即ち程乗を以て其の始祖となす可きに似たり。然れども、予の見を以てせば、程乗實に其の元祖たるものならん。始祖を以て之を可からざるなり。何にを以て之れを云ふ。請ふ後藤覺乘自筆覺書（鹽津氏所藏）祐乗の一項を見よ。曰く、

- 一 三番叟の目貫筭あり、太夫の着たるひたゝれには、紋桐のとう、袴には藤の丸、此の紋は縫と又純子なれば、紋高く見ゆる。又鈴の方の紋、若松と鶴とほ

り候。但し是は染たる所なれば紋たいらかにみゆる筈のもやうは、太夫居たる所に面箱をもちて畏る躰なり。

右覺乘自筆の覺書(萬室全書と略同文)により之を見るに彫金界の大祖後藤祐乘は其の三番叟の彫刻に於て、衣紋の模様中、染色よりなる部分は之を平象嵌毛彫となし、其純子たる所と縫模様たる所は、之を極低き肉を持たしめたる象嵌とせしこと更に疑ふ所なし。由是觀之、夏雄翁が程乗を以て其の始祖とせられしは如何のもの歟。予は祐乘を以て、金工の元祖となすと同時に、平象嵌毛彫の始祖となすものなり。祐乘の工に於ては萬世に傳はつて之が匹儔なく、技量の拔群優絶なることは實に敬服に堪へざる處なるが、別して既に記するが如く、染模様と縫模様に二種の象嵌を應用して、寫實の意味を失はざる等、斯の如き些細なる處まで工夫せられたる點は、決して後人の企及す可からざる處、誠に嘆賞に堪えざる次第なり。斯の如く平象嵌毛彫は、祐乘實に之を試みたる證左あるを以て、程乗にあらず、惣左衛門にあらず、長常にあらず、祐乘を以て其の始祖となす可きものと思考す。嗚呼祐乘は眞に古今獨歩の神工なる哉。

追考

夏雄翁が程乗を以て始祖とせられたるは、彫刻全部を平象嵌毛彫にて仕上ること工夫し始めたるとの意なる可ければ、平象嵌毛彫を祐乘の工夫し始めたりと云ふとは自ら別事なれば、翁の所論も差支なしと考ふ。

彫金工と下繪師(明治三十四年十月稿)

彫金術と之が下繪たる者は誠に密接なる關係を有するものにして、鳥の雙翼、車の兩輪の如く、決して、其の一を缺ぐ可からず。彫金の術は如何に精緻巧妙なりと雖ども、其下繪にして嶄新珍奇ならずんば、決して名品完作をなすこと能はず。之と等しく、其下繪は如何に奇想妙案よりなると雖ども、之が彫刻術拙劣なるときは遂に能く精巧優美の製作をなすこと能はざるなり。是を以て古來名工上手と稱せらるゝ者は、獨り其の下繪に種々の新圖を案出し、以て能く高尚優美の名品を製作せしにあらざるはなし。夫の奈良末流の徒が、利壽、乘意、安親等の圖案に固着して

萎微不振の境に陥り、彫金の惣本家を以て任ずる後藤諸家が、祐宗乗光の餘瀝を嘗めて、僅に餘喘を保ちしが如き、其の拙劣固より論なしと雖も、豈又下繪即ち圖様を輕視して、偏に舊套を守株せしに職由せずんばあらず。凡そ家彫町彫を問はず、一派の首となり、一流の祖たるもの、作品を得て、子細に之を觀察するときは、管に其の彫法に於て、凡工の企及すべからざる妙處あるのみならず、圖様別つに一機軸を出すの點あるを發見すべきなり。而して其の下繪たるものは、必ずしも總て、名工其の人の意匠圖案に出でたりと云ふべからず。時に或は名畫師の手に成りたること尠なからざるべしと雖ども、名工の期圖する處は、専ら高尚優美の作品を製出するにあるを以て、其の下繪の自他何れの手より成りたるかは、敢て深く留意せざりしものゝ如し。管に之に留意せざりしのみならず、苟も名工上手と稱せらるゝものは、好んで時の名畫師に就き、親しく其の補助を得たりし事は、歴々として徴すべきなり。今其の重なる者二三を擧げて之を證せん。

後藤祐乗と狩野元信 後藤祐乗は、名畫師狩野元信とその時代を同ふし、共に足利將軍に近仕して、その居室も近接し、交情極めて深かりしを以て、稀世の大鑄師祐乗の下繪は此の非凡なる大畫師之を書けりと傳ふ。別して祐乗の作品中、最も工夫慘憺たりし處の龍と獅子の彫法は、之を元信の助言に得たる處多しと云ふ。故に祐乗の龍獅子を把つて、詳しく之を觀察するときは、その眉目耳鼻の具合より、足尾卷り毛に至る迄で、一として狩野家一流の筆意を咀嚼混融せしにあらざるはなし。斯の如く家彫の主眼たる龍獅子の彫法は、此二名人の工夫になりしを以て、數百年を亘つて一の變易する處なく、以て今日に至れるもの、誠にその所以なしと云ふべからず。

予輩の見る所を以てすれば、祐乗以前彫金工其の人に乏しからざりしと雖ども、その手腕の幼稚なりしのみならず、その圖案陳腐單調なりしを以て、その名を傳ふるに足らざりしが如し。然るに此工一度出でしより、種々の新圖を彫出し、絶妙なる手腕と相待つて、彫金界の一大革命を惹起せしを以て、後人祐乗を尊重するの極竟に祐乗を以て斯道の開祖となし、祐乗以前一彫工なしと憶斷するに至れるや疑なし。而して乗祐をして、斯の如き古今獨歩の神工たらしめたる者は、實に元信の力與つて大なりと云ふべきなり。

横谷宗珉と英一蝶 横谷宗珉が後藤氏の規矩を脱離して、別つに一派の新意を工夫し、所謂、繪風町彫なるものを創意し、巨然として一家をなせしの際、繪畫界の奇傑、英一蝶の筆力自在にして、師授繩墨の外に奔放するあり、彼是提携して、彫金繪畫兩界に一大飛躍を試みしは、誠に元祿年間の一大奇觀なりしと云ふ可し。而して此の兩者間の交情は、實に世の嘖々として賞賛する所なり。今其一例を擧ぐれば元祿十一年、一蝶未だ潮湖と稱せし時、幕府の忌憚に觸れ、罪を獲て三宅島に流さるゝや、一蝶固と其の母妙壽に至孝なり、流謫の日侍養人なきを悲み、友人横谷宗珉に托して視膳せしむ。其の後寶永六年、一蝶赦に遇ふの日に至る迄で、實に十有二年間、宗珉之に奉仕すること其の所生に過ぎたりと云ふ。斯の如く此の二巨人の交情は、父子兄弟の如くなりしを以て、宗珉の作る所、多くは一蝶の筆意に出づと云ふ。故に其の下繪嶄新奇絶にして、祐乘以來眞に比儔なきに至れり。而して宗珉の下繪に就きて更に論すべきは、其の一蝶風下繪は、多くは中年より晩年の作にして、壯年の作に於ては、純粹の狩野風なること是なり。蓋し壯年彫時代に於ては一蝶壯年の畫風(狩野風)によりしものか、或は又安信其の他狩野氏の粉本によりしものか、抑も又宗珉渠れ自身が狩野家に學びしかは、予の未だ研究せざる所なり。兎に角に宗珉作品中前後二様の下繪あることを知るは、鑑定上注意を要することならんと思考するなり。

杉浦乘意と其下繪師 杉浦乘意は、奈良三作の隨一にして、薄肉合彫に於ては空前絶後の大家なり。而して其の作る所、毎に高僧道仙の圖様にして、其の畫風土佐にあらず、狩野にあらず、況して浮世畫にあらず、一種別風な下繪なり。其の下繪は何人の手になりしか、之を審にせずと雖も、意ふに乗意の主眼とせし所、凡工とは大に其の選を異にし、唐畫殊に梁楷顏輝吳道子等宋元諸大家の筆意によりて、其の下繪を作りしものゝ如し。自身の下繪によりしか、又は他の繪工の手によりしかは未だ之を詳にせずと雖ども、其の下繪如何にも一種の風格あるを以て、茲に附記して識者の高教を煩はす。

戸張富久と抱一上人 戸張富久は、後藤派の名工にして、實に後藤十三代延乘光孝の下彫師なり。當時家風空前の熾盛を極め、諸侯の進物指料、皆光孝の彫鑄にあらざるなく、業務繁忙なりしを以て、光孝作と稱する者、十中八九は總て富久の代作

する所に係かり、光孝は唯銘彫をなすのみに過ぎざりしと云ふ。是を以て富久自身銘の遺作、其數多からずと雖ども、若し其の眞物に遭遇するときは、其の技術の凡庸にあらざるを知らん。富久晚年抱一上人と相往來す、故に其の下繪は多く抱一上人の筆になれりと傳ふ。予が藏する富久作色繪赤銅鏝は、其の圖様月下に桔梗、萩女郎花、咲き乱るゝ所なるが、是亦上人の下繪なる可く、之を一見する者は、何人と雖ども、直ちに抱一上人着色秋草の畫幅を想見し來るは、實に妙と謂ふ可し。一宮長常と圓山應舉 一宮長常は、實に尊畏すべきの名工なり。其の素毛彫に於ては宗珉に伯伸し、其の肉合彫に於ては、既に通乗の列にあるに至つては之を名工中の名工と賞讃するも溢美にあらざるなり。而して其の下繪は實に同時の名流圓山應舉之を畫きしと傳ふのみならず、長常渠れ自身も應舉と共に嘗て畫技を石田幽汀に學びたりと云ふに至ては、誰れか其の奇遇に驚かざらんや。東京海野勝珉氏所藏鶴之雙幅。京都岸本源助氏所藏松に白鷹の孤幅は共に長常の畫く處、純然たる狩野風の筆意にして、渠が幽汀門人たりしを證明して餘りあり。由是觀之、長常既に畫技に長ず、其の下繪たる者固より自己の創意にかゝるもの多かるべしと雖ども、同窓

の友人圓山應舉が一流を開きたるの後、其の筆意圖案によりて、種々の名作を大成せしと云ふも蓋し誣言にあらざるべきなり。

大月光興と岸駒 大月光興は、紫龍堂と號し、又大龍齋と稱す。或は單に龍齋若くば紫龍と銘す。毛彫高彫共に宗珉長常に亞ぐの名工なり。殊に其の壯年時代、即ち雍州光興と隸書銘をなす時代に於ける、薄肉合彫に至つては古今獨歩と稱す可く、奈良乘意に拮抗して異曲同巧の曲者なり。岸駒に師事して、固より畫技に精しく、自身下繪極めて巧妙にして、且つ運筆自在なるが故に、其の得意のものに至つては天馬奔空の概あり。加之其の圖様多く禪味を帶ぶる所より之を察すれば、渠の所學獨り畫技に止らざりしを想見するに足れり。自身下繪の外、好んで岸駒の圖案を用ひたりと見ゆ。其の一例を擧ぐれば、加納夏雄氏所藏に素毛彫大黒天の圖臚銀製小柄あり。裏銘に曰く、

甲子三陽ノ朝寫、雅樂助岸駒、同日彫鐫、大月光興。

とあり。蓋し茲に甲子と云ふは、文化元年にして、岸駒五十五歳の下繪なり。其の他例證乏しからず。而して光興の作にして、岸駒の下繪よりなるものは、一種の

霸氣を含むものなり。

後藤一乗と菊地容齋 赫々たる後藤家も、其の末世に及んでや、膠柱守株萎微として振はず、御用職人として尙ほ工人の首班に列せしと雖ども、其の技量の點に於て既に識者の一顧を與へざるに至り、町彫獨り海内に跋扈して、各其の精華を戦はしむるの際、後藤支家に一大名工の崛起するものありて、能く一時を風靡し、頽瀾を既倒に翻せしもの實に法眼一乗とす。一乗は鎌乗の子なり祐徳光顯の粹を蒐めて、最も高肉彫に長ず、長常光興等と等しく畫技に巧みなりしを以て、其下繪見る可き所のもの多し。然りと雖ども、當時田中清壽、河野春明の輩、前後續出して、中原に馳聘し、遙に一乗の城壘に肉薄せしを以て、到底別に一機軸を出すにあらずんば、能く後藤家の家聲を維持し能はざるを洞見し、時の名畫師菊地容齋に諮かり、種々な嶄新奇警なる圖様を案出して其の下繪となし、遂に能く一等地を抜き、優に名人の域に達せり。

後藤氏十八世、上は祐乘に起り、下は光則に至る。四百餘年、門葉茂りに茂りて天下後藤氏を稱するもの豈に啻だに千百のみならんや。然るに祐乘以來代を經るに従ひ、其の鑽力は其の家聲と共に漸次衰弱に赴き、今日遂に其の跡を絶つに至つては、實に痛嘆長息の至りに堪へざるなり。幸なるかな一乗あり、能く祐乘以來家風の長所を發揮して、曩祖の遺法を繼承し、後藤家の最後をして、絢爛たる光輝あらしめたる者、誰か之を偉ならずとせんや。吁矣、一乗の功亦大なりと云ふべし。

以上列舉せし所、固より其の著名なるものを収録せしに過ぎずと雖ども、亦以て名工は毎に名畫師に頼りて、大成せし所以を見るに足らん、下繪豈得易からんや。近時彫金界の顯著なる隆盛は、誠に明治昭代の美事として、予輩の慶賀し措かざる所なり。而して予輩茲一言せんと欲するものは、今日彫金界の趨勢が、専ら意匠圖案に重きを置き、肉合鑽行を輕視するにあり。試に現時の新製品を得て、之を瞥見する時は、鮮麗粹美、錦上花を添ふが如しと雖ども、能々之を熱視するに及では徒らに細巧纖弱に馳せて持重含蓄に乏しく、従つて品位の高尙決して望む可からざるに似たり。之を要するに技術の研磨に偏重して、圖案を輕視するの不可なると等しく、徒らに圖案の新奇を衒ふて、鑽行鈍澁を顧みざるの如きも、亦一弊たるを免れず、苟も現時彫金家を以て任ずる諸氏は、大に此の弊竇に鑑みざるべけんや。

彫金界の一大奇工（明治三十五年五月稿）

後藤祐乘は、彫金工の始祖を以て目せらるゝの名手なり。祐乘壯年の時、嘗て稻荷大明神に千百ヶ日の祈願を籠めけるが、満願の日、垂髻の神童出顯して三種の鑿を投げ與ふ。祐乘之を得て彫り試むるに、龍を彫れば淵に躍り、鳥を彫れば天を翔るかと疑はれたりと言ひ傳ふ。予輩今日其の遺品に就きて之を見るに、如何にも其鑿行秀雋にして、作品の絶妙なるは、更らに論なき處誠に神助あるものと謂ふべし。左れば之を古今獨歩の神工と稱するは則ち可なり。之を奇工と稱すべきにあらず。横谷宗珉亦た彫金界の傑物なり。繪風彫即ち今日所謂町彫の祖にして、片切彫に於ては空前絶後の大家たり。宗珉の最も高評を博せしは、當時天下の豪商、紀伊國屋文左衛門の需により、製作せし一輪牡丹の目貫にして、宗珉が此の製作に當つてや、机上の小花瓶毎に一朵の牡丹を挿入し、實寫的に之を彫鑄せしを以て、世人をして一見其の巧妙を三嘆せしめたりと云ふ。其の他花卉鳥獸魚介の微に至る迄で其遺品に就きて、熟ら此工の手腕を察するに、到底凡工の企及し可からざる妙所ありて、

祐乘以來真に比儔なき所、之を稀世の名人と稱するは則ち可なり。之を奇工と稱すべきにあらず、其の他尋甫の如き、利壽の如き、乘意安親の如き、優に名人の域に達せりと雖ども、是れ必しも奇工と稱すべきにはあらず、果して、然らば彫金界の奇工とは夫れ誰なるや。

祐乘一度出で、茲に五百年、我邦彫金界誠に其の工に乏しからず、之を概算するも其數千を過ぎたり。而して其の流派とする所、其製作する所に因つて之れを觀れば、多様多種にして、間ま珍異なるものなきにあらずと雖ども、予輩が茲に彫金界の一大奇工として標榜せんと欲する所の者は、夫れ唯た岩間政盧なる哉。其の傳記經歷の點に於て、其の彫刻技術の觀念に於て。

鑿工譜略に曰く。政盧は直隨の弟子なり、金藏直安と銘す、後金右衛門と改む。葛龍軒、諫鼓堂、巢蜂齋、壽墨等の號あり。二十歳のとき師の門に入り、三ヶ月業を學びて師を離れ、金右衛門味墨通天永隨に従ひ、利壽政隨の押形を師として學ぶ其の精巧のものに至つては、政隨作かと謬たるもの多し。世人遂に政隨坊と異名するに至る。又町田盛重と懇親あつきに依て、後藤家の作形を寫す。誠に多年の功勞

自らあらはる。人物、能の面、動物類、先人未だせざる處の新奇を出す、師授三月の業と雖も早く自立の一家をなせり。天保八年酉八月十四日歿、七十四、淺草阿部川町稱念寺地中觀名寺に葬る、法名釋法常政盧信士と云ふ。下谷に生れて本郷に住すと。政盧直隨に従ふこと僅に三月、而かも能く浜野風の神髓を得たのみならず、浜野家祖政隨の擬物を作ること最も其妙を極めたるが故に、世あざなして政隨坊と稱するに至つては、豈に之を奇ならずと言はんや。嘗に斯の奇あるのみならず、人物、能の面、動物類の彫刻に於ける政盧の觀念は、實に奇中の奇、妙中の妙、盤工譜略の所謂、先人の未だなさざる所の新奇をなすと云ふものにして、前人の未だ嘗つて想及ばざる所、後人亦之を試むるを肯せざる所なり。即ち政盧の人物等を彫刻するや、其面顔と云ひ、手尖きと云ひ、別して其鼻と云ひ、非常に高肉に且つ肥大に彫刻して、殆んど畸形人の觀あらしむること是れなり。政盧何故に斯く鼻指等を肥大ならしかやと釋ぬるに、政盧謂らく、裝劍小道具は之を刀劍に裝飾して、數多の歳月を輕過す可きの要具たり。若し數年ならずして、其彫刻堙滅磨消するが如くんば、未だ以て、袋劍小道具の功用を完からしむるものと謂ふ可わらず。故に我

が製作する處の物、之を今日に觀ば、或は肉合高隆肥大に失して大に其眞を失ふが如く、其美を減するが如きも、我死して數十年の後、或る時日の磨滅をしたるの時は、其肉合最も程能く、或は上彫磨消して下彫の顯出するなど、其巧妙必らずや、後人をして政盧は眞に妙手なりし、又眞に一大工夫家なりしと嘆賞せしむるならんこと。政盧此の觀念に驅られて彫刻に従事せしを以て、既に説けるが如く、人物、能の面、禽獸等に於ては、故意に其の鼻、其の額、其の手尖等を殊更高肉に作爲せしことは、彫金工あつて以來最特筆す可きの一大奇事と謂ふ可し。嘗て政盧傑作の笠被むり人物の小柄を有せし士人ありしが、數十年佩用せし後、笠の彫刻漸次磨滅するに従ひ、笠下より人物の容貌、隱然顯出し來りて、此士人をして其の不可思議に驚愕せしめたりと云ふ。蓋し、政盧が例の奇異なる觀念を以て、笠の漸次磨摺す可きを察し、預め人物容貌を精刻し、更らに笠を嵌入して巧みに笠被り人物を彫鐫し後人をして其の精妙に一驚せしめんとせしや疑なき處なり。加納夏雄氏藏政盧作縁頭、海野勝珉氏藏同作縁頭、福島良助氏藏同作小柄等を把つて、之を熟視せば、斯の所説の決して杜撰にあらざるを知るべし。政盧既に彼の如き其の經歷の奇なるあ

り、而して又斯の如く其の觀念の更に最も奇なるものあり、之を彫工界の一大奇工と云ふ、豈に不可なるあらんや。

附言

政廬が斯の如く觀念を懷抱せし逸事は、鑿工譜略中、政廬條下に於て唯新奇を出すに記するの外、諸名譜、鑑定書中、嘗て一言の之に及ぶなきを以て、茲に之を記す。

彫金界の一大軍士（明治二十五年八月稿）

予は嚮に彫金界の奇工として岩間政廬を紹介せり。今又茲に彫金界の一大軍士、否な寧ろ勤王家を紹介せんと欲す。而して予の所謂一大軍士と稱するものは、後藤四郎兵衛乘真是なり。乘眞の死没が尋常一様彫金工の如きものならざりしことは、既に識者の唱道せし所、左れど其軍士としての經歷は、裝劍奇賞其他の諸書を涉獵するも甚だ分明を缺けり。金工鋸寄に曰く、乘眞諱は吉久、天文甲辰三月六日於江州西坂本討死三十六歳、其時の武具所藏すとあるの外、其詳しきことを見ず。近くは故加納夏雄氏の如き、其彫金談に於て軍士としての經歷を記せしも其の出所を示さず、恐らくは大日本人名辭書によりしならんか。予之を探窮すること久しく、漸く其の詳傳を得たるを以て、左に之を掲ぐ。栗原信充著す所の續武將感狀記第九卷、後藤四郎兵衛吉久勇戰の事と題して曰く。

後藤四郎兵衛吉久は、祐乘法師の孫にて、四郎兵衛武光入道宗乘法眼の長男なり。武勇の家にあらずれども兵法に通曉し、弓箭の藝また一人當千と云ふべし。去れば内裏に伺候し、將軍に陪從し、出仕更に暇なしと云共、鑽鑿を執て家業に妙を顯わし、父祖の舊格を踐さるに似て法度を稽さず、世上其勇銳の氣の蒸發する所なるを知る。後奈良院の御宇に當り、洛陽に強盜多く、高貴の家とも云はず押入て財寶を奪取婦女を辱むること、日夜に甚しければ、内裏にも將軍御所にも警固の兵を京白川に徵れけるに、吉久が家は室町の上柳原にあり、將軍は武衛陣の御所にまじまし内裏は土御門殿なれば、吉久が家と無下に相近し、近きに就て吉久内裏へ參り、心を配て警衛す。然るに五月五日の黄昏する頃、北の御築地

を拮越て、二三十人許がほど御所中に亂入る。吉久之を見て何者なれば籍狼なりあますまじきと云まゝに、三尺二寸の太刀を抜き、眞先に進みたる兵士の兜の鉢をしたゝかに打ち放しゝかば、少しもためらふべき尻居にぞうと倒れけり。目やくるめひて心乱やしたりけむ、其まゝ終に起も上らず、是れを見て後に立たる兵士青侍の悴め、そこな退くぞと聲かけて打かゝるを、吉久太刀の手首をとり直し持て、開て拂切りをぞ切りければ、左右の手首を切落されて動かさず、この兩人のありさまに見懲やしけむ、残る奴原ちり／＼に築地を越て逃出す、吉久すかさず追つめ追責切りければ手の下に十餘人を討取ぬ。主上この由叡聞ありて、吉久が振舞神妙なり、後日に必ず勸賞あるべし。其時の證にとて軒にふかせ玉ひける蓬菖蒲をとらせられ吉久にこそ給ひけれ、吉久賜りて面目を施し、即ちこれを家の紋にぞしたりける。斯る勇氣の精神を獅子龍なむごに籠つれば、奮迅の逸格鏖鏖の外に顯れ其人長高く色赤く髭ありて、猛威顔色に象らかならんと思はる。此後吉久薙髪して乗眞と改め、法眼に叙しけるが、永祿五年二月六日東河原の合戦に討死すと家の譜に見へたり。時に五十八歳と云ふは、永正二年乙丑歳の誕生とし

らる。但享祿天文の際皇憲弛廢し、武威寢措せしこと此一條を以て思ふべし。抑皇徳高く明かに紀綱典麗なるときは、京城の門に衛あり、宮城の闕に籍あり、以て非常を戒嚴む。鎌倉右幕下天下武士の總領として四方を鎮衛せらるゝに及で、大内守護の兵士を置、交代してこれを成らしむ、其弊つひに元弘建武に至て極まる。京都將軍こゝに懲こと有て、親ら帝闕の衛兵として、別に皇城の眞兵を置くことなし。其弊すなはち盜風闕を窺ふと云共、將軍これを制する事を得ず、坐らこれを傍觀して援ふことあたはず。纔に吉久一人の義を假て、寶鼎其處を移さず宸儀正しく離火に向はせ玉ふこと、鎮武の任それ焉にかある。吉久はこれ一銀師のみ、猶義の向處苟も免れざることを知る、源平兩氏の英雄、或を方隅に逞くし勇を割據に恣にして、大義の歸する處を思はず、然らば是れ猾夏の賊のみ、皇日二び明かに、憲章古に復する時至らば、賞せらるゝ事あらむか、罰せらるゝ事有らんか。

備考

乗眞の戦死に就き、金工鐔寄に江州西阪本とあり。信充記する所と異なれり、

何れの真なるを知らざりしが、最近の取調によりて、其戦死の状況を詳らかにせしを以て之を左に記すべし。

後藤家祖祐乗が、曾つて足利義政公より江州阪本に於て、食邑三百町、或は曰く、二百貫の地を拜領せし以來、代々之を領して乗真に至りしが、元龜天正の際天下亂れて麻の如く、國守領主互ひに其封土を侵食して、交々相訴ふると雖ども皇室の微々たるは固より論なく將軍又之を制止する能はざるを以て、各劍戟を執つて自護自衛の術に忙はしく、兵乱各所に起りて争鬪暫くも止む時なかりき。此時に當り、阪本に於ける後藤領は、江州の豪族淺井新三郎尹政の領土に接しければ、尹政大に隣地蠶食の野心を蓄ひ、何時となく地界に就き争論を開きしが、輒の極互に相下らず、遂に干戈に訴へんとするに及び、永祿五年三月六日の夜、尹政は屈強の郎黨數十を卒ひ、不意に乗真の館を襲撃せしかば、流石武勇の乗真も、之に備ふるの暇なく、僅かに手兵を以て劇しく接戦せしと雖ども、事は意外なり、夜は暗黒たり、遂に敵する能はず、敗走して琵琶湖邊に至りしが、幸ひにも一漁舟を見出し、從者數輩と辛うじて之に飛乗り、湖心に艘出でしも、敵兵湖

岸より散々に射たりければ、憐むべし流矢來つて乗真の腹部を貫けり。茲に至つて、豪氣の乗真も遂に其起つべからざるを察し携ふる所の珠數、及ば薙刀を從者金子市若と云ふ十七歳なる者に托して京師にある處の妻子に送るべき由を遺言し船中に絶息せりと云ふ。或は曰く、自から湖に投じて死せりと。行年五十一歳と家の系譜に見へたり。

右一節は、即ち軍士として乗真を記するもの、最も詳細なるものなり。由是觀之乗真は獨り彫金工として能く父祖の遺業を繼承し、後藤氏の盛名を失墜せざりしのみならず、實に皇室に殊勳あるものと言はざるを得ず、夫れ皇風四海に洽く、皇命遐邇に布くの時に當つて、千軍萬馬に將として、一國を取り一城を抜くが如きは敢て至難の事と云べからず、而かも其の功や録せられ、其賞や重し、之れに反して天下鼎の如く沸き、奸雄四方に割據して、皇憲地に墜ち、舉世又一人の鳳闕を顧みるものなきの際、單身獨往乱臣賊子をして遂に鳳闕を窺しめざるが如きは、大節稜々國士無雙のものにあらずんば能はず、而して其功蹟傳らず、其忠節酬ゆる所なくんば、豈千古の一大恨事にあらずや。

後奈良帝深く乘眞の殊功を激賞し、後日必ず勸賞の事あるべしとて、其證とて軒に葺きたる蓬菖蒲を與ひ給ふ。然るに弘治三年に主上は崩御あらせられ、其後六年を経て永祿五年、乘眞亦戰死せるを以て、遂に叙位任官の沙汰に及ばず。時は元龜天正と戰亂の相續ぎて慶長元和に及び、世は織豊二氏を経て徳川氏に遷り、天下久しく擾亂して勤王忠節の士も追賞せらるゝの機なかりければ、當年恩賜の蓬菖蒲は空しく菱後藤の家紋として往事を追懷せしむるに過ぎず、吁矣是後奈良帝の大御心ならんや。

明治維新以來、王政維に復古し、憲章維に革新し、苟も勤王忠節の士にして、贈位贈官の皇恩に浴せざるものなき今日、予は尙ほ茲に信充の所謂皇日二たび明らか、憲章古に復する時至らば、賞せらるゝ事あらんか、罰せらるゝ事あらんか。の數語を三唱するを禁する能はざるものなり。

光村氏の刀劍會に就き（明治三十六年七月稿）

六月十三日より十五日に至る三日間、龍獅堂主光村君、其珍藏品の展覽會を神戸の私邸に開設す。予輩も亦た君の優招を蒙り、其の梗概を一覽せるを以て、茲に其の一斑を記し、併せて其の鑑定會の概況に及び、世の此の一大盛舉を看ざるものに表示さんとす。

予輩の最も驚きたるもの五つあり。曰く、三日間觀客の多きこと彼れ是れ一千人に近かるべきことなり。曰く、觀客が或は九州より、或は山陰より、或は東京、金澤より、遠路を厭はず齎集せしことなり。曰く、所藏の刀劍、鎗鏃、金工諸品、鐵砲、甲冑、飾鮫、畫額、繪帳の珍の至るまで、其數五千餘點、能く十一室を塞ぎ、苟くも刀劍に緣故あるものを網羅し盡して遺憾なからしめし事なり。曰く、斯の如き數千の物を僅々四五年の短日月に蒐集せし其の熱心と、其の精力の驚くべき事なり。曰く、斯の如き多數の作品を陳列し、斯の如き多數の觀客を收容して、其準備

の整然として秩序の紊れざりし事なり。

加之、庭園至る處にビヤホール、喫茶店の設ありて來客の清興にまかせ、灘萬派出數十の紅裙は其間に周旋して遍く愛嬌を振りまき、特設の演技場に於ては、柱屋六左衛門の一行あり、遠く籠獅堂主の聘に應じて、其美喉と妙音を弄し、或は最大蓄音器の絶へず俚歌を吹奏して婦人小兒を樂しましむるあり、刀劔と六左衛門、蓄音器と鉄砲、小道具と紅裙、何等の好配合、何等ら妙對照なりしぞ。

別つに一新築あり、鑑定室と標榜し、光線の具合と机卓の排列に注意し、内には大天狗、小天狗、各臂を掲げ、目を張り、鑑定品を睨みて、苦辛慘憺たるものありて、隱然鞍馬山中の觀ありき。

以て如何に其の大袈裟なりしか、如何に其準備の周到なりしかを想像するに足らん。東京より重なる來賓は、今村長賀翁其他數十人なりし由、今村長賀翁は其の精細なる筆を以て、刀劔、鎗銃に關して其の所見を示さるべければ、予は茲に之を贅述せず、單に裝劍金工品に付きて、其の最も絶妙なるものと思考せし、千中一を擧げて、世の識者に示さんとす。

見濟せば柳櫻をこきませて、千紫萬紅、英を競ひ、華を争ふ、古色の掬すべきを以て優るものあり、雅味の愛すべきを以て絶れたるものあり、或は清秀明快に、或は美麗絢爛に、稀品を以て賞すべきあり、珍圖を以て誇るべきあり、千態萬狀、花笑び、鳥歌ふ、蓬萊瀛州乎、非乎、宜なり斯道嗜好の士人、總て歸期を忘れて、偏へに光彩陸離の間に呆然たりしことを。

拵付の品々は、別して熟覽に難ければ、見漏したるもの多かるべし。其内にも一乗揃の各種、東明、秀國、夏雄、光興、如竹、政隨、其他諸工の取合せ物、何れも色繪物の上等品、然し餘り多くて記憶の外なり。

目貫の部に於ては

宗興作素銅の獅子

光興作黃銅の枇杷に蜂

久則作色繪孔雀

等は其出來非凡なり。

縁頭の部に於ては

光興作色繪銅の鹿

昆寛作色繪銀の河豚

長常夏雄兩作の土筆

乘意作銅の費長房
光興作色繪鐵の蟹に蛸
鐵元堂作鐵の群鬼
南甫作諸葛亮
等は誠に逸品たり。

光興作黃銅の春日山
昆寛作銅の桃下の牛
長常作臚銀御幸大形

○ 鐔の部に於ては

夏雄作赤銅色繪石榴
如竹作螺鈿入蛭子大黒
充昌作鐵の西行
安親作臚銀の達摩

喜寛作赤銅色繪白澤
勝珉作臚銀寒山拾得
一乗作赤銅の富嶽

等は絶品なり。彼の夏雄翁の箱書附あるを以て、殊に人目を惹く、安親の布袋形鐔と勝珉氏傳來として、最高名なる利壽の落雷及び光興作の江口の君等、其他有名物多々あれども觀覽の粗漏なりし爲めか、評判の喧しき程には思はざりき。然し是も著名物のこと故、固より絶品なるべきに似たり。

小柄の部に於ては、三處揃として同室に陳列しある後藤一乗作三處物十六組と稱する調子はづれの大作ありて、一乗得意の龍獅子、烏蟲秋草を彫出して餘蘊なし、予は斷言す。此の十六組を所藏するのみにしても以て大に天下に呼號するに足ると是には予輩も少々目の眩みたる疑ありしと、室内の光線甚だ不充分なりしが故に、旁以て此の部に於ける諸品は、之を熟覽するを得ざりしは、深く遺憾となす所なり一乗なりしか、誰れなりしか、作名すら記臆せざりしも、茶器一式の揃物は誠に垂涎三尺なりき。其他宗乘榮乘顯乘即乘等の後藤彫小柄出來非凡とは如何やと思ひたれども、餘程眼移りのせし様に覺ゆ。釜調作の臚銀六歌仙小柄、是真作の蒔繪小柄は、見聞の狭き予輩には甚だ珍稀なりき。其他長常、光興、一乗、秀國、弘壽、富久、安親、夏雄、利壽、宗珉等の作品あり、見來り、見去れば、優品多かりし様に覺ゆ。茲に又一言の要すへきは、勝珉氏傳來、當家に有名の宗珉作高肉一輪牡丹の小柄なり。是に付きても大に記載を要すべきなれども、既に此室に至りて眼も倦み足も疲れて、別して粗漏の觀覽を爲せるを以て、其詳細を記するに憚る所なり。別つに時代小道具の一例ありしは當時は心付かざりし、鐵砲の部、鎗の部、馬具の部

雜品の部、單に其前を通過せし位にて、假令閱覽せしとて、其の専門あらざれば、素通りせしこそ宜ろしかりき。

以上にて予が瞥見せし中の優品を摘記せし積りなれども、第一に見落したるべきは、裝付の諸道具の殆んど全部、第二に目貫の部と云はず、小柄の部と云はず、將又鏝縁頭の部と云はず、假令ば夏雄銅の鷲目貫、安親海馬の目貫、宗珉能面の目貫、長常三國史の縁頭、光興蛸の縁頭、利壽鐵元堂兩作鍾馗、長常元祿踊鏝、宗珉玄宗貴妃、如竹鐵の魚盡の如き、予輩の熟覽し得ざりし物實に尠からざるべく、斯の如く、粗漏の見様にては、龍獅堂主得意の絶品を逸せしこと多かる可く、然も尙切りに如是の秃筆を振ふは、誠に嗚呼がましきこと、予自身にも考ふ。是は幾重にも謝する所なり。

次に鑑定會に就きて云はれんに、當日の三府は勿論、其他諸國知名の天狗連數十名集まりしやに拜見せり。何れも早朝より集合して、左時右顧、仰視俯瞰、或は首を傾け、或は腕を組み、呻吟の極は産婦に似たるものあり、懊惱の末は病客に類するものあり、千差萬別、一世の榮辱掛つて此舉にあり、一世の浮沈實に茲に存すし、只管競争を勵みしは勇ましかりける次第なり。當時龍獅堂主の採用せられたるは、指名鑑定法なりき。蓋し高點者に賞品を與ふる好趣向ありしと、斯の如き餘興的施行の場合に於ては、指名鑑定法こそ最も興味多きを以ての所以なりしなる可し多數の讀者中或は金工鑑定法に種々の區別あるを知らざるの人ある可ければ、予は茲に之を概説せんとも、少しく岐路に入るの恐れあるを以て、更に章を改め、金工鑑定法論として少しく述ぶる處あらんとす。

金工鑑定法論（明治三十六年八月稿）

予は茲に彫金諸工に就き、一々其の鑑定法を各論的に詳述せんと欲するものにあらず。單に鑑定の方法を汎論し、其の大種別を列舉し、其の概要を論述せんと欲す再言せば、他日時機を得て、予が詳論せんとする處の彫金工鑑定各論の緒論たる可きものを述べんと欲するに過ぎず。

予輩の見を以てせば、鑑定法に四種の大區別あり。即ち、

- 第一 眞擬鑑定法
- 第二 指名鑑定法
- 第三 作極鑑定法
- 第四 優劣鑑定法

第一 眞擬鑑定法

眞擬鑑定法とは、専ら作名の眞擬を甄別するを以て唯一の目的とし、其出來、不出來は敢て問はざる所のものなり、故に作品の彫法、鑿行は勿論、其年代、形狀、長短、厚薄、地金の色彩、性質、銘彫の眞否、淺深、大小、老年壯年彫の區別、銘彫の位地、納子の約束等に就きて委しく之れを觀察して、該工人の手癖、約束、口傳に對照準據して、始めて其眞贋を鑑定するものなり。鑑定大家の口授と傳書によりて其の大意を會得し、次に多年の實驗を以てするにあらずんば、此の鑑定法は毎に謬妄を免れざるものなり。明窓淨机の下、會心の友多くも七八人、能く其の眞擬を研究し、能く其の優劣を評論せば、其の快是に過ぐるの高興なしと雖も、一旦可否數説に分れ、甲難乙駁して、各相譲らざるに至らば、其弊や毎に眞擬の辨別に迷ひ、遂に反目疎隔を生ずるに至る。是れ此の鑑定法に伴隨する所の一弊なり。

第二 指名鑑定法

指名鑑定法とは、最初に作品の銘彫を隠蔽し、偏へに其の作人の氏名を當つるを以て唯一の目的とし、詳しく其の眞擬の研究をなさざるものなり。故に先づ彫法鑿行、地金の性質、光彩、形狀、恰好に注意して、専ら作人の誰人なる可きかを專念し、作人の名を指摘し能はざるも、少くとも其の父子兄弟師弟の氏名を擬せんと欲するものなり。元來此種の鑑定法は、之を眞實に施行するときは、常に眞擬鑑定法の補助として最も重要なるのみならず、之を懸賞的に施行する時は、最も興味津津たるものなれども、世上施行する處の指名鑑定法に於ては、時に或は一二の會主ありて、鑑定品の眞贋を獨斷して、作名を投票せしむるを以て、之を例せば、赤城軒元孚贋作の利壽ありとせんか、利壽若しくは利治作と鑑するものを以て、當若しくは當同前とし、奈良風を試みたる元孚として鑑せしものを誤鑑となすの奇觀を呈す可し。他例を以てせば、薄肉彫の矩隨作を鑑して政隨作となすも、師弟の關係を以て當同前とし、大月流として重に光興秀興に私淑せし、夏雄壯年彫を鑑して光興秀

興となすものを誤鑑となすの珍事を生すべし。是れ此の鑑定法に伴ふ所の通弊にして、此の鑑定法の眞實の施行は、會主其の人の眞擬鑑定眼と、系譜外に能く流派彫法の關係異同に通曉するに非らずんば、全然失敗に歸するものなり。

第三 作極鑑定法

作極鑑定法とは、第一第二の鑑定法を並用せしが如きものなり。則ち無銘の作品に就きて其の眞贋を辨ずると同時に、其作名を査定するものなり。而して此鑑定法の特色は眞擬鑑定法に長すると同時に、指名鑑定法に通するにあらずんば決して其の正鵠を得る能はざる處のものなり。通常後藤彫外の金彫品に於ては、大略銘彫あるべきの約束(一二の例外を除き)なるを以て、此の種の鑑定法を要する場合少なしと雖も、後藤家彫に於ては、四代光乗以前の作は全く無銘なりしとの約束あり。五代徳乘以後と雖も、自身銘のもの尠なかりしを以て、其無銘品に對して之が作極をなすの必要あり。即ち後藤家に於て之が作極をなすの慣例にして若し他家に於て後藤家彫の作極をなすも、殆んど其の價值なきものとせられたり。換言せば、此の作極鑑定法なるものは、後藤家唯一の專賣と云ふべかりしなり。而して後藤家に於て

如何の方法によりて此の作極鑑定を施行せしやを述べんに、後藤家の舊記によれば後藤本支諸家には、從來種々の同族内規ありて、冠婚喪祭は勿論、同族扶助互救の規定あり、鑑定品に就きも、本支同族の家長たる者、毎月一回若しくは二回、總本家四郎兵衛家に會合し、鑑定品として依頼せられたる有銘品は勿論、無銘品に付きて各其所見を戦はし、論難の結果、多數の同意あるものに對して、作極を爲すの慣行ありき。四郎兵衛家が廉乘時代に江戸に轉住せし以後、京都に於ては勘兵衛家に於て専ら此の鑑定會を催せしと云ふ。又支家に於ても支家丈けの眼識を以て獨立して作極せしことあるは、是又世人の夙に知る處なり。之を要するに此の作極鑑定なるものは、旧藩時代に於ては、刀劍鑑定の本阿彌家の專管なりし如く、後藤家本支家の專有なりき。

以上説述せるが如く、後藤作極なるものは、斯の如く慎重なる手續によりて執行せられたる者なりと雖も、往々信を措くに足らざる者あるを以て、其の不審なるものを舉げて之を列記すれば、

一 作品怪しきも、作極銘正しきもの。

甲 作品の誤鑑より生ぜし作極銘の正しきもの。
乙 作品の怪しきを知りつゝ作極せしもの。

二 作品怪しく作極銘も正しからざるもの。

一 作品怪しきも、作極銘正しきもの、内、甲者は即ち作品を誤鑑して正作となし時の後藤家に於て極銘せしものなり。蓋し斯の如き錯誤は、當時の後藤家に於て鑑識明かならざりし時に起りし珍事にして、度々ありし事にはあらず、但し光守光理當り、其他の支流に於て作極銘せしものに、睨かに誤鑑と見る可きもの尠なからず既に金工鐔寄中、尾崎直政之部に於て記し曰く、光孝時代吟味に出す作不付と歸す此時是をなげられしと云、此人手を今出す、作に極ること度々なり、とあるは即ち是れなり。蓋し光孝時代に於ては、直政の擬作せる家彫物は、後藤家の吟味に出せしも作極付ずして歸されたるなり。是を其の當時の語にて投げられしと言ひしなるべし。然るに光孝歿後、光守光美の時代に及びて、此の直政の擬品を後藤家の鑑定に出せば、之を某代の後代作と誤鑑し極銘せしなる可し。以て光孝の鑑識に長せしを反證し、又以て光孝以後後藤家には眞鑑識少なきを知るべし。膠柱墨守、後藤家

の末世は其作品と云ひ、其鑑識と云ひ、共に大に衰頹せりと謂ふ可し。此の不振の際に於て、獨り後藤一乗あり稀世の名工なりしのみならず、其の鑑識も超凡なりしを以て、光孝以後の一乗の作極は、大に信を措くに足るものとす。之を要するに光孝以後の作極は單に其の作極の眞否を確かむるのみならず、其の作品自身の眞贋を吟味することは最も肝要なる事柄なり。

乙者は作品怪しきを知りて極銘せしもの、是は言語同斷のことにて擬物と知らずして作極せしは尙恕すべしとするも、其の怪やしきを知りつゝ尙作極せしが如きは、到底有り得べからざる事の如しと雖ども、熟ら熟ら當時の内情を察するに誠に止むを得ざりし原因ありしが如し。蓋し當時三百諸侯の冠婚贈答には、多くは後藤家の三處揃を以て音物中の主品となせしが故に其需要は毎に供給に過ぎ且つ古作は其の數自ら限りありて、到底普く新需要に應ず可きにあらざれば、後藤家は止むを得ず古作の見るべき家彫には、夫れ夫れ彫法の似寄りたる後藤家の作極を爲し、這是祐乘なり、這是宗乘乘眞なりと極銘し、以て其の責を塞ぎたるもの、如し。况んや大諸侯大富豪者の注文に於ては、後藤十三代三處揃調進の大難物あり、到底金力の能

く之を蒐集し得へきにあらざるを以て、祐乘以後の真物に混するに可然者を以てし銘なきは追銘を加へ、或は極銘を施して十三代揃を製出せりと云ふ。斯の如きの情況なりしを以て、後藤家に於ても、敢て作極料を貪りしにはあらず、需用者強求の極、勢ひ止むるを得ざるに出でしなりと云ふ。故加納師も嘗て予に告げ曰く、諸侯方の拜領品と雖ども、其眞贋に就きては決して油断すべからず、後藤十三代揃の如きは、玉石混淆、殊に然りと、是又鑑識家の紳に書す可きの大事なり。

二 作品も怪しく、作極銘も怪しきもの 是は具眼者の一顧を値せざるものなり。然るに世上に夥多見當たれるは注意すべきものなり。京都仕込のいかかはしき物に後藤家の銘彫を加へたるものにて、随分識者と標榜せし人々にも珍賞がられ居る奇觀あれば、油断夢にも大敵なり。但し後藤諸流の風儀を熟覽して、其の手法に於て其銘彫に於て、直ちに其の眞贋を辨す可きものなり。蓋し擬作は其彫刻卑しく、其銘彫も拙劣なればなり。

第四 優劣鑑定法

優劣鑑定法と稱するものは、重に外國人の施行する處のものにして、其品物自身の優劣を鑑賞するを以て唯一の目的とし、其優劣を根據として其眞擬を推斷せんとし、手法の異同銘彫の眞擬に就き、精密なる吟味を爲さざるものなり。換言せば、此鑑定法の一結果として、作名の高下を問はず、流派の異同を論せず、作名低しと雖ども、其作品優秀なるものは、大に之を賞譽し、作名甚だ高しと雖ども、其作柄不出來なれば之を顧みざるものなり。故に又此種の鑑定法に於ては、予輩日本人が毎に作者の高下、師弟の關係に拘泥して、作品の優劣を誤まるが如きの恐れなく、作品其の物を主となすを以て、予輩日本人が嘗て度外視したる工人を提舉し來り、大に其長所を發揮し、大に其の特技を闡明し、該工として、新に名工中に列せしむるに至ること尠なからず、是此種の鑑定法の特所なりと雖ども、又一弊の伴隨するを免れず、蓋し此種の鑑定法に於ては、政慮の擬作せざる政隨作の出來物は、其作品の優秀なる點より、眞政隨の凡作に比較對照し、卻つて政隨作の出來物と誤斷するの結果を生ずることあるべければなり。多くの場合に於て、外國人は單に此の鑑定法によりて作品を取捨するを以て、或る贋作に就きても、一々其の圖案を賞美し、其の彫刻を賞賛し、推斷して之を眞作となすと雖ども、予輩を以て之を見れば外人

の以て優絶となし、以て名作となす處のものも、到底是れ名工の名作を模倣せし贋作に過ぎず。故に或る一種の下作に比して、大に優絶する所あるも、之を真正名工の名作と断定するに至つては、遂に誤鑑たるを免れず、且予輩にあつては、仮令其作一見して優絶せるが如きも、一朝同派若しくは、他派の贋作擬銘たることを覺知するに及んでは、一種嫌厭の情を生じ、崇高なる美術的觀念を喪失するものなり。之を要するに、此鑑定法は外國人が唯自己の鑑識と理法に根據して、作品の優劣を断定し、推釋し、以て其の作銘の真擬を歸納鑑定せんとする所のものなり。

以上論述せる所を以て、略鑑定法に四大別あることを明かにせりと考ふ。然れども、此の四大別となす處のものも、其實一箇の作品を四方面より觀察せしに過ぎず故に四種別ありと云ふもの、其の歸する所は唯一なり。曰く、真擬鑑定法なり、換言せば真物なる乎、擬物なる乎、此の二問を決するの外に鑑定法と云ふものはなき筈なり。甲者の銘あるも、乙者の作品なりと鑑定するは則ち真擬鑑定法にして、同時に指名鑑定法なり。或は全く無名の作品に付き丙者の作品なりと鑑定するは、真擬鑑定法にして同時に作極鑑定法なり。之と均しく優品なれども丁者の作にあら

ず、劣品なれども正に成者の作品なりと鑑定するは、真擬鑑定法にして同時に優劣鑑定法なるにあらずや。畢竟、予輩若し真擬鑑定法の蘊奥に達するに至らば、能く自ら指名作極、優劣の諸鑑定に精通するに至るや、更に疑なき處なり。

後藤乘眞拜領の紋所に就き(明治三十六年九月稿)

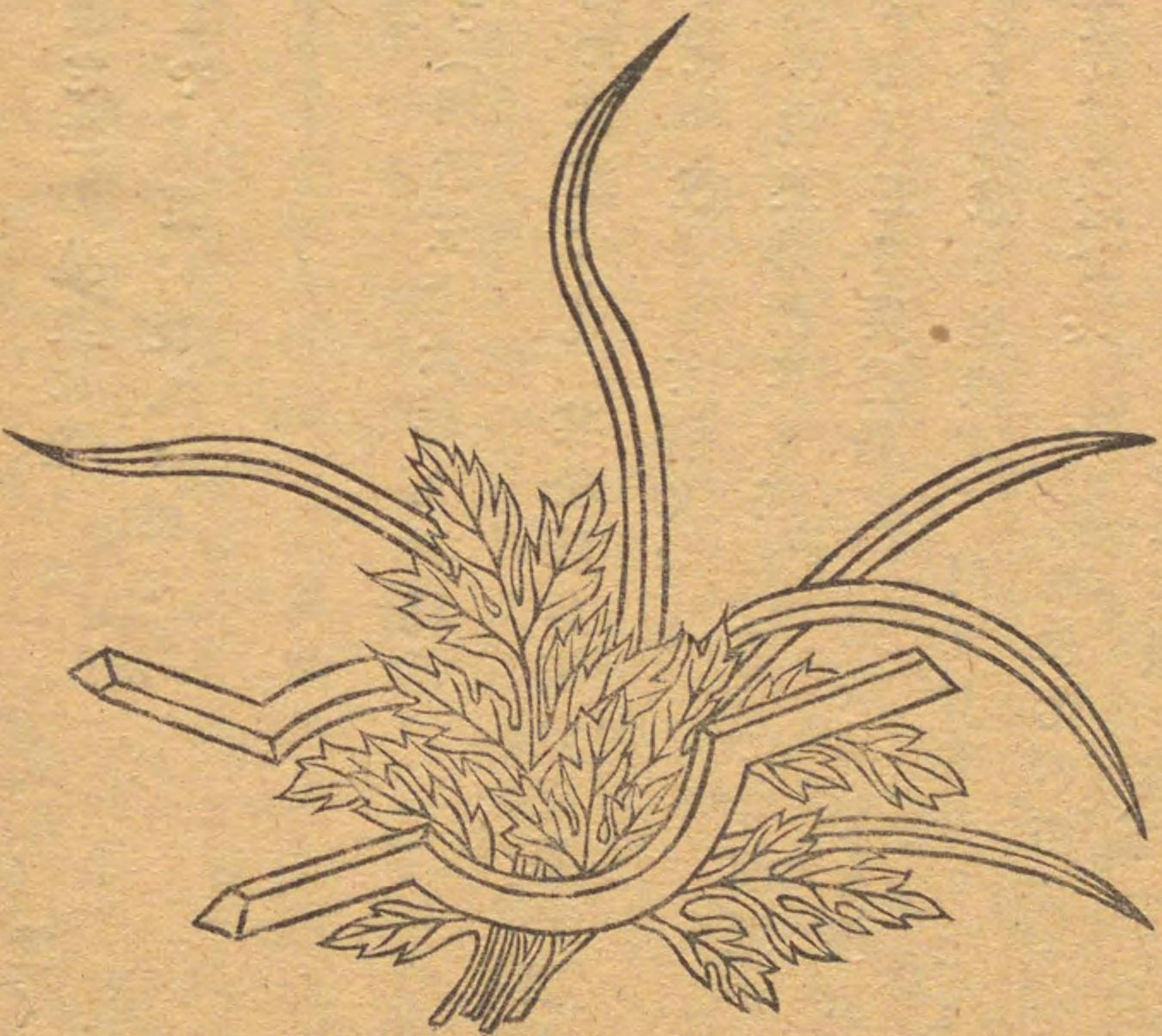
後藤乘眞の一大軍士としての戦功は、予嚮に詳述せり。其後後藤家の記録に因りて、稍前説に異なるを發見せしを以て、更らに一説として掲ぐべし。

當時皇憲弛廢し、武威衰微せり。乘眞の家は内裏御所にも將軍御殿にも相近かりければ、時々兩所を警固しけるが、享祿元年五月五日黄昏過ぎ、兇賊柳營を襲ふこと甚だ急なり、乘眞居合したりければ力戦して兇賊を追伐す。則五月五日のことなればとて、蓬、菖蒲、寛鉤の三品を賜はり家紋となすべし。勇戦末代不朽なりとの上意也、時に乘眞年齢二十一歳なり。此の記録によれば、將軍御殿を警固せし夜に此の出來事あり、乃ち將軍家より家紋を拜領せしもの、如し。予未だ何れが眞なる

を知らず、暫く疑を存す。

乗眞拜領せし處の家紋に就きては、予未だ曾て見る所なかりしが、幸ひなる哉、後藤勘兵衛家に所藏する、乗眞所持蒔繪の手筥蓋表に、此の拜領紋ありしを以て、之を直寫し、以て大方識者の一察を博す。

黒塗手筥蓋の表に蒔繪の紋を直寫ししもの



後藤一乗傳（明治三十七年五月稿）

備考

神戸の光村龍獅堂主人、曩者著はす所の鑿廼花六第一卷に於て後藤一乗を傳ふ事誠に簡明且つ適切なり。今予が述べんとする所は少しく是に異なると雖ども、同一人を傳するが故に勢ひ多少重複を免れざるは讀者の諒察を乞ふ所なり。

予が此の一篇を草するに當つて鑿廼花に裨益を得たること實に尠少ならず。這は予が深く龍獅堂主人に謝する處なり。

緒言

後花園帝の御宇、永享嘉吉の際、後藤家元祖祐乘法印其技藝神明に通じ、古今に獨歩し天下仰ひて宗とせし以來、家道隆々として旭日の如く、其の支派海内に普く十五後藤支家の外諸國に於て明りに後藤氏を稱する者豈に管千百のみならんや。而して其の最も優絶なるものを擧れば曰く祐乗曰く光乗曰く顯乗曰く即乗曰く通乗是

なり。享保六年通乘逝てより茲に一百八十年。祐乘以來熾盛を極めたる後藤氏も微々不振の境に沈倫し町彫獨り世に行はれたり。然るに寛政の頃、後藤一乘身を支家に起し、研鑽刻苦圖横斬新曩祖の遺法を祖述して家法に泥まず、其の技は能く光顯即通に伯仲して一世を風靡し、既に失墜せる家聲を再興し、天下をして再び後藤氏に朝宗せしめし者、其功豈に偉ならずや。予は故に曰く、後藤氏祐乘を以て興り一乘を以て終ると、豈に誣言ならんや豈に誣言ならんや。

一乘の家系

一乘は後藤七郎右衛門家に出づ。父は重乘光業母は二條家の家臣野間伊賀守の女なり。重乘七子あり、長次共に夭す。長男光照は乘知光顯の義子として次左衛門家を繼ぐ。次男は即ち一乘光代なり。次は女子名はタツ、肥後藩鶴殿九十郎に嫁す。タツの次に一女子あり和乘光時に嫁せり。然れども後離別す。三男は久乘光覽なり幼名鐵三郎七郎右衛門と稱す法橋に叙す。

一乘の室は芝田齋宮の女名はジュン天保三年三月十九日逝去す。繼室は小野又三郎の養女名はヒサ文久三年十一月四日逝去す。再ひ繼室を納る小野又三郎の養女なり名はヒデ明治十九年二月十日逝去享年六十三歳。一乘二男五女あり。五兒夭す女兒カヂは江州膳所醫師村治元仲に嫁す今猶ほ存命なり行年八十四歳。次男顯乘諱は光伸光信初名光來通稱綱五郎後に八郎兵衛を繼ぐ。東京市牛込區に現住行年七十七歳。室は總州佐倉藩櫻井領右衛門の次女ハマ、是又東京府荏原郡に現住法號妙信、顯乘二男二女あり長男一應夭す。長女ベン次男八三郎次女フジ。

一乘の幼時

一乘幼名榮次郎、寛政三年辛亥三月三日京都室町頭木の下町後藤邸に生る。後藤重乘の二男なり。後藤八郎兵衛謙乘光弘子なし乃ち一乘を養ふ。時に一乘甫めて九歳、一乘幼にして侗儻大志あり群童に傑出す。十一歳にして後藤半左衛門龜乘に就き彫刻を學ぶ。文化二乙丑四月二十九日謙乘四十六歳にして歿す。榮次郎時に十五歳家を續ぎ八郎兵衛光貨と稱す。

一乘の改名と叙任及び別號

文化二年光貨と稱す。文化八年辛未二十歳光行と改む。文政七甲申十二月十九日法橋に叙し一乘光代と稱す時に三十四歳、文久三癸亥年六月八日法眼に叙す時に七

十三歳なり。匿名一意又夢龍八巧舎等の數號あり、泊應又は凸凹山人と號するは五
十歳以後の晩年と見えたり。

一 乘居所の移動

一 乘京都室町頭に生れしより六十一年の後、嘉永四年辛亥三月幕府に徴され十人
扶持を給し江戸芝新錢座に邸地を與へらる。江戸に在ると十二年文久二壬戌の年禁
裡御用にて京都に上り、遂に王政維新の後明治九年其歿する迄室町頭木の下町に住
せり。

一 乘の彫刻

一 乘生涯の彫刻其數實に枚舉に暇あらず。其内最も榮譽たる彫刻は前後二回なり
一は文政七年光格天皇の勅命によりて御劍御金具一式を彫進す。褒賞として白銀貳
拾枚直綿五抱を下賜せらる。一は文久二年孝明天皇の勅命により御劍御金具を彫進
す誠に末代不朽の名譽なり。而して一乘の最も心血を注きたる製作は、元と京師の
住にして漆問屋たりし江州の現住中井源右衛門氏先代の注文によりて二十五菩薩を
彫せし大小揃鐔縁頭目貫小柄是なり。而して此の彫刻は文政二年一乘二十九歳の時

に着手し大の揃金物は文政五年春竣製、小の揃金物は文政八年春に竣製し前後八年
を費やす。作料三百兩なりしと云ふ誠に一乘一代の大作なり。一乘の得意とする所
は龍獅子花卉翎毛魚貝等の高肉にして、人物は妙作多けれども其得意にあらざりし
が如し。其毛彫は敦厚温順にして一種の風格を存せしは疑なしと雖ども、之を肉彫
物に比すれば大に遜色あることは多言を要せざる所なり。一乘晩年に及びて其作る
所多くは象嵌毛彫にして高肉彫は甚だ稀れなり。若し之れ有らば恐らくは弟子の代
作せしものなる可く大に拙劣なる物あり、八十五六歳の際老眼朦朧殊に甚だし、門
人をして桔梗などを象眼せしめ上に毛彫をなすに精巧なる眼鏡を用ゆるも尙ほ象嵌
を離れて毛彫をなす等の間違を生し、彫刻後狙の外れたるを自覺して哄笑せりと云
ふ。斯の如き事數次なりしを以て、繼室お秀屢々彫刻を廢せんことを勸むれども頑
として之を聽かず、逝去少時前まで嘗つて彫刻を廢せざりしが如きは、其の氣力の
旺なるは固より斯道に盡瘁せし熱心は實に嘆賞に堪わたりと謂ふ可し。

一 乘彫刻の下繪と地金の工夫

一 乘の大名を發せし原因の一は、其の下繪の如何にも斬新なるにあり。誰れ人に

師事せしか予未だ之を詳らかにせずと雖も、書技に委しく自身に下繪をつくること殊に精妙を極む。況んや彫鐫の絶技近代に獨歩するありて之を表現するに於ておや元來後藤家に於ては祐乘以來種々の掟あり、獨り彫法に於てのみならず其地金に於ても嚴重なる掟あり。假令ば鐵若しくは眞鍮の如き、町彫に於ては夙に之を賞用せしと雖も、家彫に於ては嘗つて之を試用せし事なし、是れ先例なきを以てなり。然るに一乗は鐵及び眞鍮の雅味最も愛す可きを賞用し屢之を用ひて憚る處なし。是れ明らかに龔祖の遺法に背戾せし所の新法たり。假に此の新法をして二三代以前にあらしめば、本家四郎兵衛家より破門の宣告を受けたる可きは更らに疑なしと雖も時勢の變遷嗜好の推移は之を如何ともする能はず。一般に之を歓迎せしを以て、後藤本末諸家も遂に之を非難するものなかりき其他金砂子地を創意す大森英秀が創意せし所の梨子地に比すれば絢爛錦の如き艶麗は則ち之れなしと雖も、高尚優美に於て優れり。殊に金砂子地の上に更らに餉子を蒔きたるが如きは、簾外の月光に似て趣味一段深きを覺ゆる妙工夫なり。

一乗の容貌と嗜好

一乗容貌魁偉身丈け五尺五六寸、幼時より最も壯健なり。老年に及び童顏鶴髮温厚にして篤實眞に君子人の風ありき。一乗酒を嗜めども其量甚だ淺し、一二盞を傾けば即ち興味湧出し、或は三絃を弾じ或は蹈舞す。琴三絃の師福永お樂なる者毎に傍にありて之が清興を補けたりと云ふ。一乗彫鐫の技は固より其の専門たりと雖も傍ら書畫和歌俳諧抹茶圍碁謠曲仕舞に堪能たり。即ち老年に至り八巧舎の雅號ある所以なるなからんか。予嘗而後藤半左衛門光正翁より一乗が常に用ひし所の一盃一扇を獲たり。蓋し此二品は光正翁の父龜乘は一乗の師にして龜乘歿後光正翁は一乗に盃を請ふたるが故に、一乗歿後光正翁に傳來せし所の遺品なり。盃は清風の作經二寸四五分於福形の六角形なり裡に四方形を畫き外面に

満ん〇の中は四□に治まりて萬世をふる三つのかどく

七十叟伯應花押

とあり。又扇は親骨に梅に鶯の蒔繪ある兩面之金扇にして、眞一の筆櫻花と紅葉の著色畫に一乗の題詠あり。曰く

春秋の花と紅葉をたてぬきには山ひめのをれるにしきそ

七十三歳法橋一乗花押

とあり。這れ眞に一乗手澤の存する遺愛なり。予此盃扇に對する毎に嬰鑠たる老翁が此盃を啣くみ興至れば即ち此扇を翳して輕舞する所の當年を彷彿追想せざるなし呼矣。

一乗の逝去

一乗八十六歳の高齡を以て歿せしと雖も、其死因は老衰にあらずして意外の過失なりき。一乗歿年の秋就業の際偶然按机より立ち上らんとせしが、高齡のことゝて意は不踏眼として蹉つきたる機會に、傍の火鉢に挿したる火箸の上に倒れかゝりたりければ、不幸にも火箸はグサと一乗の左眼下に衝き立ち大傷をなしたり。直ちに醫師を迎ひ親切なる手當を加へたりければ、元來非常に壯健なりし一乗のことゝて一時は療治も行届き大に快復に赴けるも、此怪我遂に其の死因をなしたるこそ遺憾の至りなり。遂に明治九丙子年十月十七日京都室町頭自宅に卒す。京都紫竹常德寺に葬る。法號光代院一乗日敬居士。

一乗の弟子

一乗壯年にして既に都下に名聲あり、故に門に趨き弟子の禮を執る者甚た多し。六十一歳の頃東都に下り芝區櫻川邊に寓居すること十餘年、一乗の大名江戸に喧傳せるが故に門に入る者復多し。而して其の最も著はるゝものを船田一琴、和田一眞、橋本一至、中川一匠の四工とす。是れ一乗門下の四天王と稱す可きものなり。荒木東明、福井一壽の如きは正に其の次たるものなり。而して一乗死歿の際に至る迄で下彫等の補助を爲したる内弟子は吉場銅次郎號一雙と云ふものなりき。今其の所在を知らず。

一乗と夏雄の關係

夏雄翁嘉永五年二十五歳東下す。時に一乗既に六十二歳を以て江戸にあり、夏雄翁屢ば一乗の寓居に往復して益を請ひ古法を質す事頗る多し。一乗嘗て夏雄翁に告げ曰く、子の天才極めて佳矣、研鑽倦ますんは將來の造詣誠に測る可からざるものあらん。故に予か門に入り少しく後藤彫を研究せば奈何んと。然れども夏雄翁も後年一流を開きたる程の大家なれば、一乗の厚意は深く感銘に堪へずと雖も、既に四條風の下繪を以て寫生彫を試むるの素志なるを以て敢て辭すと。遂に一乗の門に遊

ばす世の夏雄翁を以て一乗の門人に列する者は抑も非なり。

一乗の和歌と俳諧

一 乗生涯の和歌俳諧數千首の上に出づ。今予は茲に予が嘗つて一乗自筆の色紙短冊より蒐録せし所の者數十首を摘載して此の傳記を了へん。

俳諧

木兔は夜を啼捨てつ夏木たち
はつ秋やよい草見たすひかし山
はつ秋や寐さめて腹の撫こゝろ
青梅やまつの葉こねの殿作り
うき草のなかれ込けり芋の畠
とりあけてみればぬれたるひと葉かな
吹倒すかたに咲けり草の花
秋たつや瓢ひとつのおきみやけ
名月の祝の芋か衣かつ着

水かさにそうて日を経るうき巢かな
むしの音やみね透ほどの草にまで
濡なりに今日もくれ鳧はつ紅葉
送り火や月の出汐も今時か
いつとなく月の濃くり雪の松
月はなに朝日足らいてゆきのはら
落鮎の腹撫て見る日の出かな
葉にはなのよき間配りやかきつはた
涼しさや日の出までなる拭掃除
とんほふの四ッ羽はり切小さくかな
稻つまの振わけになる峠哉
草の戸の路ふみわけてむし撰
郭公聲もをします梅の雨
朝かほの夕へみて退花配り

朝川や魚の餌につく霧はなれ
雨のまた茶にあふことや若葉時
うらくと暮て水田の薄月夜
初鶏の聲の中より御慶哉
此は那は今も比良くや今さの春
はどの杖曳も恥かし四方の春
埋み火の上によ明て福壽草
睡ましや月のまへなる稻こなし
鼻の聲の曇もおほろ月
よきことをきかせ兎の春の耳
出代りのけふ來るはすも暮に晁
款冬やふめはくれつく川の石
立歸る春や鶴龜千世の友
早蕨やとり足らぬとも東山

寐よければ寐おしきよなり秋の月
加賀笠の用意芽出度若葉山
はつからす聞や御うへの遠明り
宵更て螢しつまる麥の跡
摘あれし茶の樹の空にほととぎす
澁茶にはそはぬ色なり草の餅

和歌

事足ればたるにおもひのますかか見みる聞のみを障りなりける
糸による三ツのしらべのひとすちもこゝろ盡しのことぞありける
汐待の船ともみわす芦の中遠山まゆにかゝる月夜
しめゆひて春待わたる此宵の光とゝもににほへ梅が香
幾とせを音に經るともしら川の石より白くみゆる瀧浪
なにし世のなにはのこともいまさらに榮わさかゆく梅のはつ花
世の塵に染り染らぬきのふけふ秋たつあすはしら菊の花

新たまる御世のおしへの賢きはみちに道ある大和ことの葉
 しら雲もはなとか見らむみよしの、芳野の山も春の夜の月
 きみかよの光りや四方に聞ゆなり大うち山のうくひすの聲
 安政二年初めて幕府に御目見を蒙り御惠の高き事此の山にも譬かたけれど。
 あらかねのつちの恵も天さかる光りかしくおもふ今日かな
 今度わか彫物の御作りをめてさせ給ふて法眼に敍せられたりければ。
 大君のゆるしの色の衣手に老の波しもたちかへらまし

横谷宗珉は古宗興の孫なるや (大正二年七月稿)

去る五月の初め海野美盛君より來書ありて、近々催さる可き横谷宗珉の追薦供養
 會に於て予に宗珉の傳記逸話に付きて一場の談話をしては如何とのとなりし故に予
 は之を快諾せしも間もなく郷里に餘儀なき要用ありて歸國したれば、遂に供養會に

臨むことを得ざりき。予は横谷宗珉の系圖に付きて、先年より不審のことあり、何
 時か大方識者の教正を乞はんと思ひ居たりしも、遂に其の機を得ず。今回も前記の
 追薦會に談話するの機會を失したれば、止むなく本誌を借りて其の梗概を論じ、且
 つ予の臆斷を述ふることにせり。

元來、宗珉の父は宗興でなくて宗知であると云ふ説は何處より起りて居るか云
 ふと、恰んど鑑定家の虎の巻とも云ふ可き稻葉通龍の装劍奇賞より起りて居る。這
 は天明元年の出版で鑑定本として古い方である。宗興、宗知、宗珉に関する條項を
 諸書より拔萃すれば左の如くである。

装劍奇賞には下の如く記して居る。

宗興 横谷氏、名盛次、稱次兵衛、寛永年中下江戸、正保年中、被仰付御彫物御

用、項戴御藏米二百俵二十人扶持、住神田、此曰祖父宗興。

宗知 名次貞、稱次兵衛、宗興家督、勤御用、貞享四年歿。

宗珉 名友常、號遜庵、俗稱次兵衛、宗知家督、勤御用、後辭御扶持享保十八年

歿。

宗興 名友貞、江戸神田住、横谷氏宗珉子。

宗珉 名友次、當代、明和三年、父宗興隠居して家督を嗣ぐ。

寛政九年に出版せる、柘植方理の懷寶劍尺には下の如く記して居る。

宗珉 横谷治兵衛、友常遷庵と云ふ、宗知の男なり、享保十八年癸丑夏卒。

宗興 横谷友貞と云ふ、宗珉の子、明和中。

文化七年に出版せる江都金工名譜は、野田敬明の著にて、横谷の系圖は多少詳しくなりて居る。

宗興 盛次、又友周、治兵衛、元祿三年午十二月十七日卒、世に祖父宗興と云ふ

宗知 次貞、又友舍、貞享四卯年卒。

宗珉 友常、遷庵と云ふ、初め長次郎、治兵衛、貞享中、江戸に至り、宗知養子

となる、享保十八丑年八月六日卒。淺草本願寺地中等光寺に葬、遷庵宗珉

禪定門と云ふ、京都産也。

宗興 友貞、横谷伊右衛門英精弟なり、宗珉養子となる。安永八亥年六月二十八

日卒、旭菴照溪後宗興禪定門と云ふ。

宗珉 友次、宗興男。

更らに天保十年出版、田中一賀の金工鐔寄を一覧するに。

宗興 盛次、又友周、治兵衛。元祿三年十二月十七日死。

宗知 世に祖父宗興と云ふ、次貞又友舍、貞享四卯年死。

宗珉 友常遷庵と云ふ、初長二郎、貞享年中江府に至、宗知の養子と成、享保十

八丑年死。淺草本願寺地中等光寺に葬、遷庵宗珉禪定門と云、日本橋檜物

町住。

宗興 友武、宗珉養子、横谷宗壽二男、安永亥年六月死、旭菴照溪後宗興禪定門

宗珉 宗興、男友次。

宗珉 起龍齋宗興と銘、常州住、近頃江戸に来る、宗珉末。

横谷宗興 京師人、後藤の門、寛永の頃、東都に下り、彫工に達し(中略)彌名人

の評をなす、是れ祖父宗興也。子宗珉種々人物數多く細密の彫に通し(下

畧)とあり。

天保十三年、野田敬明著として、江戸金工名譜なる出版あり。前掲江都金工名譜

とは、唯江戸と江都との差ある外、恰んと同一本の体裁を變更せし位なり（江戸金工名譜には鋳師追加八枚を増加せり）。宗與宗珉の部に於て、此の兩金工名譜の差異は、等光寺を等光院と改めしに過ぎず。

天保十五年に出版せる、栗原信充の鑿工譜略は略は田中一賀の金工鐔寄と同文なれども、宗與、宗珉の條下に於て、信充の増補せし一節あれば、之を左に記せん
横谷宗與自記に、私先祖横谷宗與、寛永年中、京師より下向仕、御彫物御用被仰付候に付、御藏米二百俵二十人扶持被下置、祖父宗珉マテ三代御用相勤マカリアリ候處、宗珉病身に付御用相勤兼、依之被下置御扶持、元祿年中差上たてまつり浪人仕り其後病死仕候。悴宗與跡式相續仕り、先祖より勤來候とほり御用被仰付候やふ明和年中願書さし上をき、成年（明和三）死去仕候云々。

宗知 宗珉養子、實は横田総助弟なり、寶永二年より養子となり正徳五未十月離縁、但し後は彫物をとどむ。

最後に引照すへきは、西澤長兵衛版の古今金工便覧である、便覧によれば、宗與宗知の條下に於て、大に前掲の諸書と異つて居る、之を記すれば。

宗與 横谷盛次、又友周、治兵衛、元祿三年十二月十七日歿。

宗知 横谷氏、世に祖父宗與と稱す、次貞又友舍、貞享四年歿す。一説に云ふ、初め京師新町武者小路住、寛永年江戸に下り、正保年中に御彫御用仰付らる、御藏米二百俵二十人扶持頂戴し、神田に住す。

宗珉 横谷氏、友常遜庵と云、初長二郎、貞享年中、江府に至、宗知の養子となり、治兵衛と稱す、日本橋檜物町住、享保十八丑年歿す。

宗與 横谷宗壽二男、宗珉養子、友武、友貞、安永亥年六月二十八日歿。

宗珉 横谷宗與男、友次、明和三年家督。

宗珉 起龍齋宗與と銘す、常州住、後江戸に来る。

宗知 宗珉養子、實は横田惣助弟なり。寶永二年より養子となり、正徳五未の年十月離縁、但し後は彫物をとどむといふ。

以上は金工便覧の摘要なるが、古宗與の履歴を宗知の條下に移轉せし點注目すべし。

以上引照せし七書を對比するに、多少の相違こそあれ、皆宗珉を以て宗知の養子

とし、宗興を以て宗珉の祖父とせり。其の内異なる所は。

一 古宗興を以て、祖父宗興と呼びしとするもの、装劍奇賞、江都金工名譜、江戸金工名譜の三書なり。

一 宗知を以て、祖父宗興と呼びしとするもの、金工鐔寄、鑿工譜略、古今金工便覧の三書なり。

一 祖父宗興の呼稱に關係なきものは、懷寶劍尺なり。

尙ほ追考すべきは、金工鐔寄に宗興の記事中「是れ祖父宗興也、子宗珉云々」との記載あることなり。

更らに一考すべきは、鑿工譜略に、宗興の自記として、私祖先宗興云々、祖父宗珉まで三代云々、悴宗興跡式相續、明和三年死去す云々と記せども、宗珉の孫は後の宗珉たることは、一毫の議論なき所なれば、宗珉を自分の祖父と名乗り得べき宗興のあるべき筈なし。水戸宗珉を假りに初名宗興として、此の自記者とするときは宗珉は曾祖父ならんのみ此の自記者なるもの、出所甚た怪むべし。

斯の如く多少の相違はあれども、大體に於て、宗興、宗知、宗珉と記せるは、諸

書の一致せる所なり。殊に出所は知れざれども、宗興自記と稱する記事中に、祖父宗珉まで三代と記せば、宗興、宗知と代数を數えたること勿論なれば、旁々宗珉は宗興の孫と見て差支なき筈なり。唯茲に疑問の生ずるは、装劍奇賞等の古書には、宗興を祖父宗興とせしに、比較的新著なる、金工鐔寄以下には、宗知を以て祖父宗興と呼稱したりとなし、甚しきは古今金工便覧には、宗興の條下にあるべき履歴全部を、宗知の條下に轉嫁する等、如何の理由あるや。殊に金工鐔寄には、本文に宗興、宗知、宗珉と三代となし、其の奥に引用せる記録には、横谷宗興、其子宗珉と二代をなすは、如何なる次第なるか等、數々なる疑問を生す可し。

装劍奇賞等に云へる如く、古宗興を以て祖父宗興と呼べることは、口傳としても更に世間に疑ふ人少なき様なれば、之を詳説の必要はなけれども、二代目と稱する宗知を、祖父宗興と強いて呼稱するには、何等かの事情あるべし。是れ逐次、予の臆測を述べんとする論點なり、前に掲げたる、金工鐔寄中の「横谷宗興是れ祖父宗興なり、子宗珉」云々の數行は、聊なからず、予が臆斷を助長せしめたりき、曰く、宗知と云ふものは、架空人にあらざるか、但し其の作品ある點より之を見れば、横

谷某の別名にあらさるかど（後に宗知あれども古作宗知銘あるものは全く別作なり）嘗つて子爵松平頼平君は、秋霜雜纂に於て、喜多村節信か横谷宗珉に就きて記載せしことを轉載せられたることを想起し、上野圖書館に至り、節信自筆の筠庭雜録を閲するに、松平子爵の嘗て拔萃せられたる如く、左の數行あり。

近ごろ、金工名譜といふもの出たり、横谷氏の家系を引て、宗興、宗知、宗珉とつゞけて、宗珉は京都の産にて、江戸に來る、宗知が養子となるとあるは、いたく誤れり、元祖横谷宗興、名は守信守一云京師の人、江戸に來りて、後藤般乗光富が弟子となる、元祿三年庚午十二月十七日身まかりぬ、世に是れを祖父宗興といふ。後にも宗興其子宗珉はしめ宗知といへり、名は友常俗稱初め長次郎といひ後に治兵衛といへり、薙髮して遜庵と號す、四十歳の時正徳年中始めて、彫刻の法一家を立、専ら英一蝶が粉本を用、これに依て世に繪風と稱せらる、六十歳の時、享保十八年癸丑八月六日歿せり、淺草本願寺中等光院に葬る。其子宗知は世を早せるによりて、弟子を養子として是を宗興といふ、祖父の宗興が時は檜物町に拜領屋敷ありて住り、御用を勤め、弟子も多くありて昌へけるに

其子宗知これ元祖出藍の能ありしが、不羈にしてたはむれ遊び、家地をもうしなひ、はふれさまよひ、淺草あたりなる寺院の門番のやうなものとなり、薪水の役をなして居ける、宗興が弟子、政次これを尋ね出し、我家に伴ひ歸りて諫め勸めて家職を復さしむ。爰に於て宗珉志を改め憤激して工夫をこらし古來よりの彫刻のおもむきを變て、別つに一家をなせり。是れより父の宗興が弟子ども、皆その風を學びぬ、この時神田於玉が池の邊に居しが、宗珉一度泉橋通りに家が程なく類焼に逢へり或云わねま又同所富山町に移り住ぬ、類焼にあへるは此の然るしの祝ひする日に此の災ありと云ふ轉宅の間とらるる。然るに彼の金工名譜にはいかに誤りてか、宗珉を京師の人とし、宗知が養子とはいへるぞ。

備考 喜多村彦助、江戸の和學者なり、筠居と號す、名は節信字は信節、後に彦兵衛と改む、別號は靜齋又は靜舍安政三年六月二十三日歿す、年七十

三。

信節の意見は極めて正確なるに似たり、但し宗珉の歿年を六十歳とせば、六十四歳の誤りなり。且つ等光寺を等光院とせしも、誠に輕微の誤りにして、其の主眼は

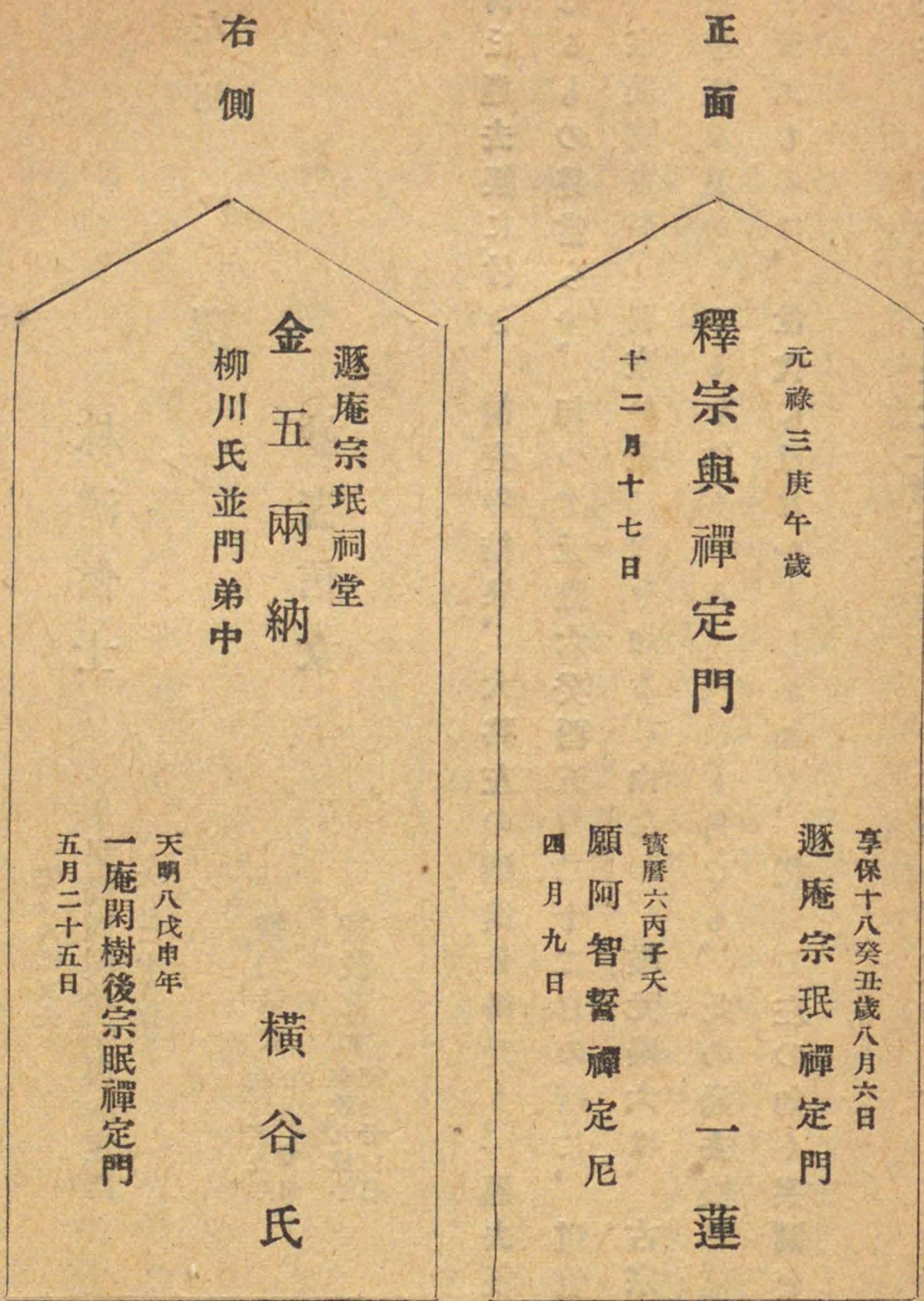
系圖の誤謬を正すにありたり。唯金工名譜は、いかに誤りてかど論難せしは、著者野田敬明が裝劍奇賞に因據せしを知らざりしによるのみ、若しも信節にして、敬明が通龍の説に因據し、而して通龍が浪華住なりしを知らば、宗珉の系圖に付きて誤謬に陥りたるも、強いて難すべきにあらざるを知りしならん。予は思考するなり予は此の信節の論難ありたる後、益々宗珉は宗輿の子にして、宗知は宗珉の初名なる可きことに同意せんとせり。

之を墓標に檢し、之を過去帳に徴するは、事實斷定の上に最も必要な可きを思ふて、過日淺草東本願寺内等光寺を訪問し、住職に面會して、先づ第一に墓地に到り、其の墓石を檢するに左の如し。

×

×

墓石は、高二尺許なり。



元祿三庚午歲

釋宗輿禪定門

十二月十七日

享保十八癸丑歲八月六日
遯庵宗珉禪定門

一蓮

寶曆六丙子天

願阿智誓禪定尼

四月九日

遯庵宗珉祠堂

金五兩納

柳川氏並門弟中

横谷氏

天明八戊申年
一庵閑樹後宗眠禪定門

五月二十五日

安永八巳亥天
旭庵照溪後宗與禪定門
六月二十八日

林清信士

左側

釋

妙壽信女

智幻童女 文政三年正月廿日
智教童子 文政九年正月廿三日

尙ほ過去帳に付き、精査の結果、大略左の斷案を得たり。過去帳中享保以前に宗知なるもの見當らず、却つて元祿六癸酉五月二十二日の所に、道覺横谷次兵衛とあり、宗珉同家か、別家か遂に之を知るに由なし。唯元祿六は、古宗與の死去せし元祿三を距る遠からざるを知るのみ、兎にも角にも、此の過去帳と墓標によれば、宗知と云ふものは、世代にはなかりしが如く、従つて左の如く系圖を作り得べしと思ふ。

一世宗與 横谷氏名盛次 一書に守次守信 京師人、寛永中、江戸に下り、後藤殷乗の弟子とな

る、正保年中御彫物御用仰せ付らる、御藏米二百俵二十人扶持頂戴す、檜物町に住す此を世に祖父宗與と云ふ。

二世宗珉

宗與男、初名長次郎、後に次兵衛 或は治兵衛 といへり、薙髮して遯庵と號す、初名宗知、専ら家風を慕しが、四十歳の頃、彫刻の法を一變して、町彫繪風之祖となれり。享保十八年八月六日歿せり、享年六十四歳、淺草本願寺中等光寺に葬る、遯庵宗珉禪定門。

宗知

宗珉男、早世。

宗知

宗珉養子なり、實は横田總助弟なり、寶永二年より養子となり、正徳五未十月離縁、但し後は彫物をとむ。

三世宗與

友武、或は友貞とも、横谷宗壽の二男、即ち英精の弟なり、宗珉の養子となる、安永八亥年六月二十八日歿す、旭溪後宗與禪定門。

四世宗珉

宗與友武の男、友次、明和三年、父退隱せしにより、家督す、天明八戊申年五月二十五日歿す、一庵閑樹後宗珉禪定門（備考墓石には宗眠とあり）。

天明元年に梓行せる装剣奇賞に當代とせるは、即ち此の宗珉なり。

以上四代にて、横谷家は絶家なり、故に、柳川氏門弟より、墓石を新造せし時に在來の墓石を一本の石碑に取纏めて、有縁の香火を供ふに便にせし者と見へたり、茲に又他に宗珉なるものあり。

宗珉 常州住、後に江戸に來る、天保年中也、自ら宗珉の末と云ふ、起龍齋宗與とも、起龍齋宗珉とも銘す。

此の宗珉は、横谷家に肉縁の親あるや疑はし。兎にも角にも、此の宗珉が横谷家五世と銘せしことは、現今京都南禪寺内金地院の別荘に閑居せらるゝ、米國人にて日本美術品の大蒐集家たる、チャンレー氏所藏、四分一小柄の裏銘に、

五世

起龍齋宗珉花押

とあるにて知らる。

茲に又、横谷宗巨と云ふものあり。這是後の宗與の兄英精の門人、石川久藏の男英茂が、後の宗珉友次の死跡を相續して、横谷源八郎宗巨と號し、又英精とも銘せ

しものなり。英茂が横谷の死跡を相續せしことは、曾つて京都の關口老雲翁の漫録にも見たれども、其の形式は如何なりしや、如何様なる手續を経たるものか、是れ又自稱にあらざるか、甚だ明了を缺けば、先づ横谷家は四代にて絶家せしものと見て差支なからん。

今一つ、絶えず議論の残り居るは、世に所謂小銘宗珉のことなり、故加納夏雄翁も、小銘宗珉を論じ曰く、小銘宗珉は如何なる人なるか、傳記詳かならず、或は宗珉の初銘にはあらざるか、銘彫り字劃及び花押、共に一點の差なく大宗珉通りなり唯小銘なると、花押の恰好聊か異なるのみ、而して彫風は、手奇麗なるものなれども、大宗珉よりは鑿の延が悪しく、幾何らか縮みたる傾きありと。予も十數年來度小銘宗珉を見しことあるが、何れも毛彫刻のみにて高肉彫は遂に見當らず、小銘宗珉作にて最も揃ひたるは、紐育メトロポリタン博物館會計長マンスフィールド氏の所藏にして、鏝小柄筭縁頭と揃ひたるものなり、其の他に於ても縁頭等は既に數多く之を見しが、鏝柄筭の恰好には著しき特徴なれども縁の高きは大宗珉作中の腰低のものに比適し居るより、略ほ其の時代を推測する時は、正に宗珉の壯年時代即

ち元祿、寶永頃なること瞭かなれば、之を宗珉壯時即ち宗知時代（後藤風なり）を脱したる一時期とするも、あながち杜撰にあらざるべきか、宗珉に限らず、總て藝術家は、少壯の時は師傳に束縛せられて手腕延びざるものにて、中年老年に至りて、始めて一種の手癖を生じ、奔放自在にして遂に大成するの経路なれば、予は此の小銘宗珉なるものは、大宗珉少壯時の一時期なるべしと臆断するものなり。

抑而、以上述べたる所を假定して、在來の諸説を檢核する時は、面白き推測を爲し得べし。則ち、從來宗珉は宗珉の祖父なるが故に、祖父宗珉と呼ばれたりとの説に對して、或人は難して曰く、宗珉は假令宗珉の祖父とするも、父は宗知にして、宗珉、宗知は異名にして何等混淆の恐れなく、宗珉、宗知、宗珉と各別人の金工なるに、何にを苦んで宗珉の頭に祖父の字を加へて、之を他と區別するの必要ありや後に宗珉なる同名の金工出でたればこそ、始めて祖父の宗珉とか、古宗珉とか區別するの必要生じたりと、此の論難は如何にも理由正しきものにて、後宗珉出で、より、世人が古宗珉を區別するが爲め、祖父の宗珉と呼稱せしは瞭らかならずや。尙又、別つに祖父と呼ぶ事につきて、宗知なる者一人介在すと假定せる時宗珉本位と

して之を呼ぶか、後宗珉本位として之を呼ぶかに議論二あるべし。宗珉本位とすればよろしけれども、後宗珉本位とすれば、古宗珉は曾祖父にして祖父にあらず、而して後宗珉を本位として、後宗珉の祖父を以て祖父宗珉と呼びたりとの議論を甘受せし結果が、則ち田中一賀、栗原信充、及び此等諸家を祖述する人々の等しく陥りたる謬説、寧ろ大膽なる轉嫁を生じたり、即ち古書に於て、宗珉條下に曾つて記述せられたる「世に祖父宗珉と云ふ」の九字を宗知の條下に移して以て、宗知は後宗珉の祖父なれば、宗知こそ祖父宗珉と呼ばれたるなりと牽強附會するに至れるなり。宗知は宗知なり。後宗珉の祖父なれば寧ろ祖父宗知とこそ謂はゞ謂ふべし。此點は明かなる謬説なり然り而して田中一賀等諸家が、祖父宗珉の呼稱を宗知條下に轉移せし最も窮困せる記事が偶ま以て、宗知は架空の人か、又は宗珉の初銘にて別に宗知なる二代目の存在せざりし事を反證するものにあらずや。而して、横谷宗知と銘して、一點疑惑なき家彫風、水仙三所揃の存する以上は、架空の人にはあらず、矢張宗知は宗珉の初銘なりとの信節の議論を賛せざるを得ざるなり。

夫の宗知條下に、其の名諱を書し、貞享四年に歿すとするは、予遂に其の何の據

る所ありて然るかを知らず、唯世上識者の教示を俟つのみ。

予等光寺住職に面せし時同住職曰く、横谷家墓地は久しく無縁の有様なりしが、後宗興二男傳三郎に縁故ある田村喜三郎と云ふ人、盆節季に參拜をなせしが、數年前死去せられ、同人娘中川キミ子は今尙時々墓參をせらると、別に芝區濱松町一丁目十五番地岩本寛齊氏は、名士の墓所の無縁となるを悲しみ、是又絶えず香火をたむけらるゝ由なり。予は其の特志を感じ、中川家及び同家の親戚池の端村田煙管総本家を廻訪し、且つ序に宗珉系圖に付きて聞合したれども、要領を得ざりき。寛齊氏には未だ面會の機なし。予は以上諸氏の世に珍らしき特志を茲に附記するものなり。

乙柳軒味墨を論ず（大正三年三月稿）

乙柳軒味墨と云へば、濱野政隨の別號なることは少しく裝劍金工品を齎ふもの、皆知る處なり、而して政隨門下の金工に乙柳軒味墨を稱せしもの政隨を加へて四人あり。即ち

濱野政隨	明和六年十月二十六日死七十四歳
濱野兼隨	政隨男安永五年六月死三十七歳
濱野誠信	政隨門寛政五年四月死三十八歳
濱野政信	政隨門 享年未詳

誠信は鋪隨とも銘す、初銘は知隨なりとのことは明記あり。扱て予は乙柳軒味墨銘を集め之を對照して面白き發見をなしたり、之を左に述ふべし。

政隨作には、乙柳軒と肩書して味墨と書放しは甚だ妙く、乙柳軒政隨とあり、或は乙柳軒味墨とあらばその上にも中心穴の下部に、政隨と切り込みあり、尤も是は縁の話なるが、目貫には表裏の目貫各に乙柳軒と味墨と切りありて、他の乙柳軒味

墨と混同の恐れあるに似たれども、作柄は勿論、銘彫鑿が全く異りて一見區別するを得る故に、政隨作は容易に他と區別し得るなり。唯他の鋪隨と政信と兼隨とが共に乙柳軒味墨と銘せしなれば、此の三人の混同は甚だ似寄りて困難なるものなり、依而古河家、根津家等にある乙柳軒味墨の銘を對照すると左の四種類あり。

甲 し柳軒(或)し柳軒味墨

乙 し柳軒味墨

丙 し柳軒味墨

丁 し柳軒(或)し柳軒味墨(或)味墨鋪隨

甲は政隨銘にして、銘彫鑿其他の點より直に政隨たるを知る所のものなり。丁は味墨鋪隨として右の花押ある縁頭米人エーナ氏所藏中に發見せし以來、鋪隨銘なくとも、墨と云ふ字が墨となり居る點と、花押によりて容易に鋪隨即ち誠信なることを斷言するに至れり。而して、後に残りたる政信と兼隨とは、乙丙何れに該當する

かの問題を殘留することなるが、去月末根津嘉一郎君方にて、

行年六十一歳

乙柳軒味墨

の縁頭を一覽せり、是によりて此の花押にして毎に味の字の口の一劃突出して五の如きものは、六十一歳の壽を保たるを知る。借て、之を政信と兼隨とに當嵌むる時は、兼隨は三十七歳に早世なれば、此の銘は政信と臆斷しても差支ないと思ふ。而して、残りたる乙こそ兼隨作に該當すべきものか。此銘の特色は墨の字の三點が三の如く三點となり居る所異體なり、且花押も他とは全然異なれり、此の銘ある鏝は東京美術學校にありて、四分一丸形大鏝松樹に流水の肉合彫なり、此の鏝の外に此の花押は所見なし。尤も兼隨作は數點一覽せしことあれども、皆兼隨又は濱野兼隨とありて、花押も肩書もなきを常とせるのみならず、兼隨の二字の字體も行眞の二體ありて、此の乙に該當すべきや多少疑念なきにあらざるを以て、稍斷言に憚る所なり。

以上は單に銘彫に付きての評論なるが、作柄に就きて論せば、固より各れも政隨門下の事なれば大差のあるべき筈なけれども、丙即ち政信に當る銘ある作品は、政隨に次ぎたる名作多し、但し此の作は政隨よりは今一層高肉に過ぐる癖あるは遺憾なり、即ち古河家所藏竹製の小柄筭に蝋を色繪高肉にせしものは、慥かに此の銘と記憶して、驚くべき巧妙を顯はせり。兼隨と誠信は似たりよつたりの者にて敢て非常なる差異なし、誠信の方が多少は優れたるやに記憶せり。尙政信は長命をなしたる故に名作もあり且つ門人も他の二人よりは甚だ多し。

土屋安親を論す（大正三年五月稿）

安親と云へば奈良三作中の一名匠であつて、利壽乘意とは同派ながらも、其の作風は大に異なり、最も氣韻を尊び、寫形にあらずして専ら寫意を主として雅味に富み、其の作振最も飄逸なるものである。二代目安親是又奈良家の名工にして、初代安親に伯仲するものである。唯初代は形似の外に遊び、二代は稍技巧を弄する點で

異つて居る。左りながら、二代は初代の門人で、後に養子となりたるものなれば、初代の正作にて二代が代作、又は下彫せしことは數多あるべく、這是彫師の常なれば敢て咎むべきにはあらず、兎に角、似寄りたる中にも、異なりたる點のあるものなり。

初代二代の外に、同名四人あれども、通常土屋安親と云へば、初二代の一を指す如く考ふる故に、三代以下の作品は丸で初二代の擬作の様に考へられて擯斥せられ居るなり。左りながら、三代四代以下名工にはあらざれども、各其の作風ありて、多少の賞蕪すべき點あれば、之等を擬作として擯斥するは甚だ不都合なるは勿論、之が研究を怠るも謂れなきことなり。予は前論に於て、浜野乙柳軒味墨に付きて少しく愚見を述べたる序に、土屋安親に就ても少しく卑見を述べんと思ふ。尤も初代安親より六代安親に至る作振りの批評にはあらずして、其の傳記の或る物と、銘彫花押の研究を少しく述べんと思ふ。

予は先年初二代安親論を書きたりことあり、是は専ら土屋武親の添狀等より立論したるものなりしが、其後池田隆雄氏所藏豊干禪師に虎彫鏝、網屋所藏木賊苜圖の鏝

を一見せし以來、少しく予が所論に修正の必要を見認めたり。即ち雅味の豊否技工に關する點は更に修正を見ざれども、銘彫の所在に付きては、再び先師夏雄翁の意見を復活するの止むを得ざるを認めたり。即ち今回は夏雄翁の意見を復活して述ぶることとせり、尤も夏雄翁の意見の重要な點は初二代に關してなり、三代以下に關しは同翁の意見は具體的のものにはあらず、故に予の卑見を述ぶべし。

元來土屋安親に數代あるとは、古鑑定書には見當らず、先づ初二代の二代となすもの多し。金工鐔寄に至りて三人ありとせり、鑿工譜略顯はるゝに及んで六代とせり其後の出版物は皆之に據る。今諸書を綜合して初代安親より六代安親に至る、其の略傳を擧ぐれば、

初代安親

土屋氏、奈良辰政門人、通稱彌五八、後に東雨と改む。

二代安親

土屋家二代にして初代の門人後に養子となる、初め彌七、後彌五八、初銘安信、後に東雨と改む。

三代安親

土屋三代目、草字銘。

四代安親

岩本昆寛門人、新助と稱す、永秀、生雲齋、一隣等の號あり、

五代安親

水戸住、土屋家の養子となりて四代安親と稱す。
四代目安親の門人にして、土屋喜惣治と稱す、初め東雲齋安昌後に國親又は東雨、墨樹亭、紫峰、二楓堂とも云ふ、東都向島の住。

六代安親

國親の男、政太郎、又は昌親、一夢東僊、三峰、好雲、恭翁伯言、石燕子とも云ふ、石燕子の號は秋田侯より賜はる所なり。

此等諸代の略傳を補述すると同時に其銘彫花押を論述すべし。

初代安親

初代安親男子なく、唯一女あり、竹内玄長といへる醫師に嫁せり、竹内氏は神田小泉町邊に住り(即ちお玉か池なり)東雨も其の邊に住めり、此の女に作り與へたる眞鍮の櫛ありたりと。又娘の所持にて竹内所藏にかゝる、達摩の像は、木質白檀に似たり、眼には金を入れ、像背に法號を入る、明治年間、小中彌市の手より夏雄翁之一見して遂に越後長谷川菊翁の祕藏となれり。

斯く初代には男子なかりし故に、門人安信を養ふて子となす、即ち二代東雨安親

なり。

安親

初代安親の銘彫は、縁鏝共に中心穴の側、稍中央に彫込めり。

入道安親

上圖は其の銘彫なるが、入道とあるは殆んど初代に限る。又花押は曾つて初代安親を扶持せられたる守山藩主少將頼貞の末孫松平頼平子より殊に墨摺を贈られたる小柄の花押なるが、装劍奇賞始め現物にては、夏雄翁所藏今東京美術學校藏、長谷川菊太氏所藏、及び

東雨

予が舊藏等に在るの如き花押ある、極めて上作のものあり、此花押は前記より下の一劃なきものなるが、恐らくは兩つながら安親の眞花押ならん。尙親字中の見字に二代よりは少しく異なる見所あり、又東雨の雨中ニ點が口の兩側に觸接し雨をなし、同時に項上の一か彎曲して一狀をなす鑿行は、注意を要す。

二代 安親

概括せば、初代銘彫は二代に比して淺く、且つ小なり、且中央部にあり。

初代安親の門人にして、初め安信、後に東雨と銘す、又初め彌七と銘せしものもあり。

此の安信銘あるものは、總て二代に限りたる如く考へしが、古今金工便覽には初代も初銘安信とあり、又夏雄師も後年に、初代も又安信と云し時代ありしならんとの説あり、這は安信と銘せしものにて、何れの點より見ても、初代とすべきものを發見せられたればなり。又彌七と銘彫せしをも、實物の確證あれども、今墨摺なし。

安親 東雨

二代銘彫は、縁鏝共に中心穴側部稍上部に彫れり。而して初代より深く、稍大

字なり、且つ安字中女の字長めなり、且つ親字中の見字の上部多く隔離せり、東雨の兩字は普通一般にして初代の如き特異の點なし。二代東雨銘ある縁は、長谷川翁の所藏より得たり、而して此の東雨銘は矢張り中心穴の上側部にあり。

三代 安親

三代目は草字銘と記せる外に、二代の實子か、養子か、甚だ不明なれども、養子

三代目 安親

土屋法眼 安親

安親作

となき限りは先づ實子と見て差支なからん加之のみならず、父祖三代即ち初代安親より神田邊に住居せしものと見て差支なからん、此の人多くは草字銘なり、法眼位に叙したることは、銘彫によりて明かなり。

に此の作品は存在せるが其作振は庸凡なり、然して三代目にて先づ安親正派は断えたりと云ふべきか、次に來る四代目は、土屋家に養子たれども、昆寛門なれば彫風も異なるなり。

四代 安親

岩本昆寛の門人にて、水戸の住なり、通稱は新助土屋家断絶せし故、家名を續きて四代目となりたれども、其の彫刻は片切彫多くして、肉彫は少なく、水戸彫の素養に、昆寛流を加味せしものなれば、土屋初二代の如き雅味は皆無にて、土屋風と

云ふよりは岩本風のある水戸彫と稱すべきものならんか。

安親

土屋安親

四代安親銘墨摺にして、今予の手許に存するもの甚だ尠なし、讀者中若し新助安親作を有せらるるあらば、其の墨摺を惠送せられんことを初銘永秀、生雲齋、一隣等の彫銘ある墨摺は殊に渴望する所なり。尙四代の作品は、今日に於ては、寧ろ

外國にて度々見當たる故に、内地にも澤山あるべしと思ふて、墨摺をなさざりしは誠に残念なり、此四代銘彫に付きては誠に識者の助言を切望す、予の記憶にては四代銘の位置は、初代よりは更に下部なりしと思ふ。

五代 安親

國親

五代安親は四代の門人たる事明かなり、四代と均しく、既に初二代安親の流風を去る遠きものなり、唯土屋氏を稱するのみ、然れども其片切彫等には面白きものあり、尤も五代在名の品物は内地にては甚だ稀れなり、十中八九は外國に輸出せられたりと見へたり、内地にて種々求

めたれども、未だ現品に出遇はず、依而止むを得ず、英國ロンドン市、ホークシヨウ氏蒐集品、四分一丸形大原女片切鏝より銘彫を寫出すること、せり、此の國親銘の外に安昌とか墨樹亭とか、紫峰とか銘彫せしもの見當らず、是れ又有識者の材料を援助せられんことを切望す。

六代 安 親

石燕子

土屋昌親 賦 賦

雨珠堂昌親



石燕子昌親

法眼安親 画

風大違ひの贋物なりと排斥せしが、予は、這是論より證據、花押が六世と云ふ文字

よりなりて、即ち昌親のことなれば、眞作も眞作、昌親としては出来も宜し、賞翫に足ると返事せしことあり。初二代丈けを安親と思ふよりの誤解なり、六代門下に土屋武親、木村在親等の上手を出したるは世の知る所なり。

再び乙柳軒味墨に就きて(大正三年八月稿)

予は嚮に乙柳軒味墨と題して、一論を掲げたる後に、更に取り獲たる材料によりて、面白き發見をなしたれば、之を左に論ずべし。

唯、一二月前に不明とせしことが、一切明瞭せしことは、予に取りては如何に許り愉快のことなるか、即ち取り得た、三材料を羅列すれば、

行年六十七

乙柳軒

味墨

味墨小柄は紹美君の持參品より獲たり

乙柳軒兼隨

兼隨縁頭は古川詮吉君所藏なり。

乙柳軒

政芳

政芳縁頭は某氏所藏

扱而、是より本論に入らんが、前論に於て、政信は、根津嘉一郎君所藏によりて六十一歳の壽を保ちたるを發見せるが、更に此の小柄によりて、六十七歳の壽を保ちたるを知る。

更らに進んで前號所載東京美術學校にある前號(乙)の乙柳軒味墨也

を政芳銘に比較する時は、全然同一なるを知る、即ち乙字のハネが上に曲がらずして下に曲る特色と、柳字中のタ字が著しく上に騰り居る特徴あり(木板は甚だ不完全なり、予は墨摺を對照せり)然らば東京美術學校にある處の、四分一丸形松樹に流水の肉合彫大鐔は、嚮に之を兼隨ならんかとせしは、予の誤にして濱野政芳の作なることを斷言して憚らず。其の銘彫に於ても、其作振りに於ても、而して、真正

なる兼隨の乙柳軒銘は、即ち今回載せる所のものにして、乙字に他に類例なき特徴在りて、美術學校の四分一鐔とは全然別様なるを知る。則ち又た、美術學校の四分一鐔によりて、政芳も味墨と稱せしを知り得べし。左すれば前號に記載せし政隨、兼隨、誠信(鋪隨と同人)政信の四人が乙柳軒味墨と署名せし外に、濱野家の正系にして、政信の嫡男たる政芳も、又乙柳軒味墨と署名せしことを知り、同時に其の花押は美術學校の四分一鐔のものなるを知れり、之れ小事に似て甚だ面白き發見となす所以なり。由是觀之、乙柳軒味墨とは、濱野家正嫡ものが襲用せしに似たり。

後藤德乘の諱は光次なるや(大正四年正月稿)

後藤德乘の諱は、光次なるやと問はば、世間は寧ろ其意外なるに喫驚せん、蓋し予も又深く、光次は德乘の諱なりと信せし一人なればなり。

若しも在來の諸書が一致する如く、後藤傳來の數書的一致するが如く、光次は德乘の諱なりとせば、本問題は起らぬ筈であるが、其處がどうも、光次は德乘の諱で

ないらしいのである。此處が即ち奇體なる點である。

書目を擧ぐるも煩雜なれば、在來德乘の諱に付きて、一般に信せられたる説を擧ぐれば德乘は豊臣秀吉の寵を受け、天正十六年其の命により大判金小判金を製し、己れの名を墨書墨判せしが如きは最も名譽とす云々とありて、小判金に光次花押と極印あれば即ち德乘の諱とせしに似たり。

後藤家近代の記録を調査するに、皆一致して德乗光次公と稱して、其の他の諱たる、光基、正家、正房を忘失せる傾きあり、鑿工譜略其他にも、光基、光次、正家、正房と四種の諱ありとせるに拘らず、獨り光次公と特記する程なるこの名諱が、德乗でないとは、餘り大膽なる様ではあるが、其處には次の如き理由があるのである。

一般に信せられたる如く、大判金には、德乗に限らず、自己の諱を墨書せしと云ふことが眞赤な嘘傳であることが發見せられたからである。

試に秀吉が天正十六年に、後藤氏に命じて製造せし大判金を、最も正確なる謄寫と稱せらるる、近藤守重の金銀圖録と、著者不明の寶貨古金眞圖録に據りて検査するに這は拾兩、後藤花押とありて、名諱なけれども、德乗にあらずして、其の花押

は榮乘なり、翻つて信長の後藤氏に命じて製造せし大判金は、天正八年なれば、所傳とは約八年以前に溯りて、此の大判金には拾兩、後藤花押とありて、此の花押は德乗なれども諱の光次とも何んとも記入はなし。

更に大閤大判金と云ふ者を搜索するに、這は天正文祿の際に製造との所説なるが是れには一切墨書はなく初めて單に光次花押の極印あれども、此の極印が直ちに德乗の名諱なりとするの連鎖なし、別に慶長大判金なるものあり、讓葉大判金なるものあれども、共に墨書等の德乗乃至光次に關するものなし、最後に大佛大判金なるものあり、天正十六年の製造にして、德乗作なれども、墨書等一切なくして、唯四隅に桐紋の極印あるのみ、光次の諱に何等の證據とはならざるなり、以上が、信長秀吉時代の判金にして、大閤大判に光次花押の極印ある外に、光次と云ふ名諱は記載せられざるなり。

次に慶長五年に至りて、壹分金出現せり、其の種類は三種あり、皆光次花押とあれども、内二種は太閤大判と同一なる花押なれども、他は異體なり、慶長小判（天正時代に小剛金なしと見ゆ）江戸座小判京座小判駿河座小判金あり江戸座小判には

初め墨書後に極印とあれども、今日に於ては、右三個共に光次花押の極印ある寫影のみ残り居れり、下つて元祿、寶永、正徳、享保等の年代に於て大判金、小判金、壹歩金の製造ある場合に於て、大判金に於ては、後藤花押と(墨書)して各諱を墨書せしこと嘗てなし、小判金に於ては、墨書は全然なくして、何れの時代も光次花押の極印のみにして、唯花押の差異あるのみ。

由是觀之は、光次なる名諱は、極印として天正以後の一大判金と、他の總ての小判金、壹分金に使用しあれども、如何に研究するも、徳乗の名諱としての證據充分ならず。

唯後藤家に於ては、徳乗が大判金製造の命を受けて、其の判金に光次の極印あれば、徳乗は其の諱は光次なりしとして、其の家の名譽上、徳乗光次公と頻りに喧傳せしものに似たり、少々覗ハヅレの傾きはあれども、岡部覺彌氏筆記加納夏雄翁彫金談の一齣に、

徳乗が豊太閤に仕へ、慶長小判の徳乗墨書と云ふものをなせしと云ふものあり、或は此人にあらず、別人なりと云ふ、孰れが眞なるや。

とあり、墨書が徳乗であるか、ないかと疑はるゝよりは、光次の極印が、徳乗なりや否やと疑つて、欲しかつたのである。

扱て以上述べたる處にては、何れとも斷案に苦しむ次第なるが、後藤家の古系圖を調査すると、

後藤徳乗、俗名源次郎、諱は光基正家正房とも云ふ、中略、天正十年十月十五日金分銅大判可令役、中略、山崎庄三郎なる者に、後藤姓を免許して、徳乗長乗の名代として、江戸駿府に遣す、依つて兩人へ起證文、今尙ほ長乗の後裔、即ち勘兵衛家に現存す。後ち一兩以下の通用金を令役、後藤庄三郎光次是なり、後代代金座後藤と云ふ。

即ち光次は、明らかに庄三郎の諱にして、實に金座後藤の祖なり、勿論大判製作の命を受けたるは徳乗以下なれば、大判金に後藤花押と墨書せし名譽は、左ることながら、小判金其他の光次極印を、徳乗の名諱に附會して、徳乗に光次の諱ありたりとせしは、後年の事と見えたり、組織的に金座の置れたる、其の當初の係主任は即ち徳乗の名代たる庄三郎光次にして、再來光次極印は、一種の商標の如きものとな

り、歴代之を使用し唯其の下に、製作者自己の花押を附加せしものゝ如きは、歴代の小判金以下の通用金を對比して、殆んど疑念の餘地なきものである。左れば光次が、徳乗の諱なりと云ふは、随分怪しむ可き次第にして、予は先づ、在來大部分の後藤家系圖書冊は誤謬を引繼きたるものと論斷す。

海外に於ける金工小道具蒐集家の一一一（大正三年稿）

第壹 波士顿博物館

【明治四十五年四月五日參觀】

ボストン博物館は、米國マサチューセツツ州ボストン府にあり、館長はレーン氏にして、故岡倉覺三氏は當館の主事にして東洋美術部の擔任なりき。刀劍小道具の陳列は階上の一室にして、其の重なるものは、左の如し。何れも名品なり。他に拵付の刀劍約千本ありて、勿論之にも名品かゝり居るべきも、閱覽に便ならず見殘したるもの多し。

正作優品のものを挙げれば、

- | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|----------|------------|----------|-----------|----------|----------|---------|------------|------------|--------------|----------|
| 鐘馗張果老赤銅縁頭 | 鐘馗鬼隴銀縁頭 | 魚盡高彫赤銅縁頭 | 蟻通神社高彫真鍮縁頭 | 山水高彫赤銅縁頭 | 竹に雀高彫真鍮縁頭 | 群馬高彫赤銅縁頭 | 昆沙門天蜈蚣鐵鏝 | 錫高彫赤銅小柄 | 紅葉象嵌毛彫赤銅小柄 | 春日燈籠高彫赤銅小柄 | 麒麟龍龜孔雀肉合彫銅小柄 | 富士高彫隴銀小柄 |
| 杉浦乘意作 | 笹山篤興作 | 岩本昆寛作 | 打越弘壽作 | 笹山篤興作 | 初代安親作 | 綾小路永峯作 | 柳川直春作 | 大月光興作 | 後藤一乗作 | 河原林秀國作 | 杉浦乘意作 | 川原林秀國作 |

七賢人象嵌毛彫籠銀小柄
春駒高彫籠銀小柄

一宮長義作
稻川直克作

等なり、江戸繪見物の節博物館の最上階、屋根裏の物置にて發見せる金工品中にて左の品々優品なりき。

月下孤鹿高彫籠銀小柄
波に千鳥高彫籠銀小柄
波に龜肉合彫銅小柄
草花畫高彫銅小柄
風吹牡丹高彫赤銀小柄

後藤一乘作
加納夏雄作
大月光興作
今井永武作
加納夏雄作

此の風吹牡丹の小柄の裏に楷書にて

明治五年仲春鐫

平 安 夏 雄 □

とあり、正真物中の傑作にして、實に絢麗なるものなり。

第二 Kapitän・インマン氏

明治四十三年六月十六日午後三時半、カピタン・インマン翁を訪ふ、翁の宅は倫敦リゼント・パークの北東にありて、前はテラスに面す、此地倫敦市中にて最も幽清なり、翁は予を迎へて直に客間に通さる、夫人にも面會す、翁は行年七十歳にして、千八百六十六年、即ち今を距る事、實に四十九年前日本に來遊せしことありて、其の節携帶されたる、書畫骨董を示さる、其の内金工品は何れも性合正しきものにして、全部鏝なりき。其の作名を擧れば、

雲遊軒龍守作
秀瑞軒清明作
長州知貞作
定政作
算經作(七寶鐵鏝)
至察作(七寶鐵鏝)
拙齋壽正作
額川保則作

南仙齋光利作
武州住正義作
春利作
秀永作(鐵七寶鏝)
富士政明作(七寶鐵鏝)
桃花翁英明作
安氏作
勝政作

會津住忠右衛門作

杉村勝成作

宗親作

松山住人正阿彌中興開山盛國作

丹州住定正作

武州住正秀作

湖龍齋友壽作

淡水子涇愿作

長州茂常作

貞丈作

幹馨作

直行作

良英作

肥前琉盧作

等重なるものにて、其の數一百枚許り、其の詳細を記録せんと欲せしも、翁の懷舊談、左ては夫人の日本畫に對する批評等にて、其の暇なく、殊に喫茶後は暮色テラスの樹林を罩めて、歸路を急ぎしを以て、リゼントパーク停車場よりハンマー・ミスに乗り換へて、テームス河上リッチモンドの假寓に歸宅す。

第三 ベルトン氏

ベルトン氏宅は、倫敦を距る汽車にて三十分程なるイースト・クライドンにあり、クライドンは大森と云ふ様なる倫敦附近の住宅地にして、正金銀行等の行員も

數多居住し居らる。予の翁を尋ねたるは、明治四十三年七月某日なり。薄暮同氏を尋ね、夫人並に其の令嬢カザリンに紹介せらる、尙ほ氏は倫敦にて知名の茶商なり藏する所の日本品甚だ多し、漆器約二百點、金工品約二百點なり、蒔繪物は故ドクトル・ハートマン氏入札の節買入れたりとこのことにて優品多し、金工品も優品少からず、其の内最も優れたるは、

一乗作 草花虫盡隴銀縁頭

光乗作 武者繪縁頭と鏝 光孝極

何れも金絞を後に地にカラクリたるもの

程乗作 武者繪三處揃 光晃極

延乗作 蝶彫銅鏝 光晃極

其の他記録すべき上等品も勿論多かりしも、何分晚餐に呼ばれて、既に食卓に就き且つ例により夫人等よりの餘談多くして、一々品名を筆記すると云ふことは、善き禮式にもあらず、餘儀なくノートを懐にしまひ、雜談して夜九時歸寓。

第四 プロフェッソル・ビョルク氏

ビヨルク教授は、瑞典ストックホルム美術學校教官にして、瑞典屈指の油繪家なり。予明治四十四年二月同校の求めによりて、日本品展覽會の委員として、同國に赴き、同教授の所藏金工品を見る。全部鏝にして約八百枚あり、同教授の誇られ居るは、

- 肥後鏝と稱する鶴透鏝
- 與四郎鏝
- 信玄鏝
- 明珍家作
- 木瓜形竹彫鐵鏝
- 漁夫圖鐵鏝
- 重義作
- 龍透鐵鏝
- 政隨作
- 達摩形撫角鐵鏝
- 鐵元堂作
- 文福茶釜圖鏝
- 信家作
- 狗兒彫鐵鏝
- 政秀作
- 蜻蜒彫木瓜形鐵鏝

安親作

水に龜彫丸鐵鏝

宗典作

列仙透鐵鏝

夏雄作

鯉圖鐵丸鏝

等なれども、重義政秀兩作品の外は、少々評論に困却する次第なり、其のくせ夏雄鏝などは、大金を擲ちたりとの同教授の談なり、左もありなん。鐵元堂作文福茶釜の彫は、茶釜形の鏝にて、前後に首と尾とが突出して、既に狸が茶釜に化けたのか又は茶釜が狸に化けた所なり、ドーも人まで化かさにやよいがと心配する鏝なり。右列記の外、即ち八百枚中には、足利時代と見るべき上等品五六點、長州薩州亦阪鏝等にて、在名にて寧ろ参考となる可き鐵鏝多きに、同教授が之を看過せらるゝは残念なり。左りとして又何れが参考となるかと予に聞かれても八百枚を息なしに拜見しては筆記の假まもなく命からがらとは此の時の事なり。是れは三四年前のことなり、同教授が金工蒐集に熱中せられし序幕なれば、今日ハ段々と進歩せられて、鑑識も出來、其の後名品を澤山入手せられたるならんと思ふ。

第五 ベーレン氏

ウオルター・エッチ・ベーレン氏は英國マンセスターの綿花商なり、世人の知る如く、マンセスターは世界に名高き綿糸紡績場の所在地にして、往昔は全市が殆んど煤煙を以て覆はれ居たりと傳ふ。大阪紡績の社長たる山邊丈夫氏等が明治十年に該地に練習に來られたる時などは定めて日中太陽の光りも見えぬ程の景況であつたであらうが、其の後、此等の煤煙より蒙る全市の損害の多大なることに注意せられ種々と經濟的の煙突汽鐘等の装置も發明せられ又一方に於ては市制によりて新設會社は市内に建築することが出來ず、又舊建築も年限を定めて市外に移轉することとなりたる故に、現時に於ては實に最も愉快なる都市となつたのである。ベーレン氏は富有な紡績業者の一人で、日本にも兩三度漫遊せられし事あり、益田孝氏、同英作氏等は知人であるとのことである。予が翁を訪問せしは明治四十三年十月八日の土曜日であつて、午前十時倫敦發で、午後二時五分にマンセスターに到着、直に馬車を驅つて、オーク・ドライブのフォルロー・フィールドと云ふ、市隅の極めて閑靜なる場所、有名なる公園のツ井脊なかに當る所に同翁の宅を訪問したのである。

家は固より廣大なるものである、予は直に二階の一室を占領して旅裝を解く。翁は獨身の氣樂サ、直に予を導きて邸宅内の隅々まで案内せられ、時代物の椅子、さては壁上に掛けある十七世紀時代の時振器等の解説等に忙しく、別に二三室の一附屬館あり。之には入口より隅の隅まで、全部日本品を以て埋まれり。天井は張り天井にて、佛祖列仙の墨畫あり、四壁は皆淺き戸棚にして、是れには約一萬點の根付を陳列せり。其の次室は即ち裝劍小道具三千餘點と、印籠蒔繪品等の四五千點もあらう、氏の大蒐集の陳列所である。鏝は二三百年前後のものが極めて多い、新作と見るべきは、四五百點である。縁頭小柄も二千點許りあり、後藤家の如きはなかなかに多い、上作もあれば、擬物も無論多い。

予は滞在三日に及んだ、獨身の英國紳士の家庭位、呑氣なものはない筈であるがなかなかさうではなかつた。初日の劈頭第一に、いざとペンを執つて片端より、性合よき診らしきものを一二摘要を始めた。其の品々は、

- 一 牧川作 臚銀鏝 行年六十三歳とあり
- 一 義經高松圖 江州彦根士宇野滿繼と銘ある鏝

- 一 群馬彫小柄に竹芝庵壽輝作とあるもの
- 一 船遊圖平象嵌毛彫 豊壽作とあり細野風なり
- 一 赤阪忠時作 鐵鏝
- 一 鶴彫銀小柄 河野芳邦作
- 一 仕丁彫小柄 爲寶齋親隨作
- 一 松下童子彫小柄 乙立軒信通作
- 一 芦雁彫小柄 自立軒友光作
- 一 七寶小柄 松雲齋恭道作

と迄では筆記せしも圖様や地金を脱漏せし始末にて、四千も五千の品物を前に控へては先づうんざりする、元來四千點五千點の品物を蒐めると云ふ事が、少し考物と思ふ。せめて、四五百點のものならば、ペンとる勇氣もあるが、四五千となりてはかなはぬ、第一に氣が疲れる、命があやしい。金工品の外、根付にせよ、印籠にせよ、江戸繪にせよ、それからそれと見せられる、通計は約二萬點もあらう。これを三日の間に見て、氣の遠くならぬものが何處にある、況んや、好事の同翁が質問

をするは、するは食堂に入りてすらも容赦はせぬ。かういふ時には鳥渡奥様が欲しかつた、奥様が居つたならば少しは美術外の浮世話しもあるものと思ふた。

とうとう、筆記は出来ぬ、なんだか今にぼんやりと予の頭には記憶は存するが、然し其の記憶たるや、かげろうの如き記憶であつて、實に捕捉し難い、況んや之を筆に移す事をやである。金家信家と銘打つたのも澤山あつた、政隨、安親、利壽の銘打つたのも澤山あつた、一乗ござれ、夏雄ござれ、正樂長常ござれであつた、此の如く名作に正物の少ないのは勿論のことである。

三日の夕方殆んど根がつきた、唯翁にあやまり暇を告げて一先づ川口徳三氏の下宿屋へ立籠ることとなつて一息ついた。其の翌日は正金銀行支配人の武内氏夫妻と同行して、遂に倫敦に歸つたのである。

ペーレン氏の記事、斯の如き不得要領のものである。然しながら、之を海外金工蒐集家中り脱漏することは出来ぬ、唯何分餘り蒐集が多いから、記載が出来ぬと云ふに止まる。兎に角世界唯一の大蒐集家たることは異論がない。

昨年翁は物故せしと傳ふ。予は案するリバブール港ボース氏の陶器の蒐集が分散

した如く、近くはホークショウ氏の装剣金工品の大蒐集が分散せし如きことが、起
らなかつたかドウカ。今も矢張ペーレン家に保存せらるゝや、誠に懸念の至りであ
る。

第六 シカゴ大學

シカゴ大學は米國シカゴ市第五十六町目と第五十九町目の間にあり、千八百九十
二年の創設にして、富豪ロツクヘラー氏の據金五千万圓を以て其の基礎を置きたる
者なり。目下學生數六千人あり、予大正二年三月六日シカゴ市アーモア工業學校々
長にして且つ米國屈指の雄辯牧師たるガンソーラス氏の案内により、該工業學校參
觀中、談偶ま日本装剣金工品に及びたる處、當市に先年日本装剣小道具一蒐集の賣
品ありたるを以て同氏は之を引受け、現にシカゴ大學圖書館内に陳列しあるとの事
を話されたり。予は工業學校一覽後、同伴者島津君と共に直にシカゴ大學に至り、
圖書館に入りたる所、

圖書館覽室中の右側に一臺の裝飾棚あり、上部は兩側斜面に硝子蓋あり、下部に
は木製抽子ありて、各之に各種の日本鍔約五百枚を收容せり、先づ兩側斜面の硝子

蓋を披きて、其の内容を検し正眞物にして且つ出來よきものを列記すれば、

- 保壽作眞鍮鍔
- 政春作眞鍮鍔
- 信盧作同上鍔
- 矩隨作赤銅鍔
- 弘義作眞鍮鍔
- 高瀬榮壽作赤銅鍔
- 長美作赤銅鍔
- 春明作銅鍔
- 友善作赤銅鍔
- 光弘作赤銅鍔
- 石黒政春作同上鍔
- 永春作銅鍔
- 政隨作眞鍮鍔
- 達磨圖
- 豐于禪師虎圖
- 人物圖
- 唐人物射鹿圖
- 山水人物圖
- 山吹玉川圖
- 鶏圖
- 林和靖圖
- 雨中虎圖
- 海邊小兒圖
- 鹿圖
- 小兒射鳥圖
- 牛曳人物圖

行年六十三歳の傑作也

春明作真鍮鏝

雲中大黒圖

爲潤身堂主人春明と銘あり

武親作臙銀鏝

波に鳥圖

一齋居士と

一琴作臙銀鏝

富士圖二枚

政美作同上鏝

柳に鷺圖

政隨作鉄鏝

風神圖

玄松齋政春作臙銀鏝

佛圖

光興作四角鐵鏝

渡邊綱鬼女圖

秀興作銅鏝

雨中虎圖

英昌作赤銅鏝

唐人物圖

英秀作臙銀鏝

玄徳渡檀溪圖

政守作同上鏝

京名所圖

勝平作鐵鏝

鮪圖

通壽作同上

鶴龜圖

清壽作(臙銀製なりしか)鷺圖

宗典作鐵鏝

仙人圖

其他非常の數なれども一々記載の暇なかりき。右は性合の正しきのみならず傑作と見受けたるものを控置きたるなり、其の内にも政隨、春明、光興、清壽等の作品は勿體ない程のものである、之等は上部の硝子戸棚中のものなるが、下部の引出しの中にも澤山の鏝あれども、全部鐵鏝にて萩物や天正以後の京都の眞鍮象嵌のもの多し、是とて鐵鏝のよき参考品なれども美術的に貴重すべきものは尠なかりき。予は此の五百枚の鏝の目錄はないかと尋ねた處が、鈴木重陽氏なる人の説明書ありとのことにて、館員より示されたるを披閱するに、用語が第一に穩當を缺き且つ分類等も不充分の點あり、左れども既に小道具の分類や説明を爲す人なれば必らず當シカゴ市小道具所有者の氏名等も委しかるべしと思ふて、予は此の鈴木氏に遇ひたしと同行の島津君に話すと、島津君の云ふには、鈴木氏は殆んど日本人には交際せず従つて居所不明なれども、既にシカゴ市に二十年滞在して記者俱樂部に關係ありとのことなれば、心當りなきにしもあらず、第一に當大學の助教をなし居らるゝ笠井重治氏(山梨縣人)に面會せば鈴木氏の居所も知れようと云ふので、早速笠井氏に面

會して鈴木氏のことを話すと、笠井氏は直ちに記者俱樂部に電話を掛けると、恰度鈴木氏出席中にて今夕記者俱樂部に我々兩人來れとのこと故、先づ此の方は安心なり、イザ鐵鍔の或の者の筆記を仕様とせしも、時既に正午過ぎ故、餘儀なくノートを仕舞ひ、學校内の食堂に赴きて學生連に伍して一膳飯的の御馳走を喰べ、市中を散歩し、午後四時頃鈴木重陽君を記者俱樂部に尋ね、夕飯を共にしてシカゴ大學陳列の小道具の來歴を尋ねると、氏曰く、先年或る道具屋にて右の蒐集の賣物が出て、鈴木氏の一見を求められたる所、如何にも面白き蒐集品故に之を分散せしむるに忍びず、遂に之を工業學校長のガンソーラス氏に買はしめた所が、ガンソーラス氏も一己人が私有しても、左程社會の益とならぬとあつて、更に之をシカゴ大學に寄贈せられたる次第、其の説明書は即ち鈴木氏之を作為せしとの事である。予は鈴木氏に尙ほ當シカゴ市に於て、他に小道具所有者はないかと訊たが、氏は元來が新聞記者として社會に立ち居る人で小道具には左程嗜好がない故に、格別の得物もなかつたのである、是れは聊か失望であつた。當夜七時發にて予はシカゴを去る時、鈴木氏、島津君共に予を停車場に見送られたはこよなき厚意であつた。序に云ふ、

島津氏はシカゴ日本青年會の理事である、而してシカゴ大學に斯程の蒐集あることは、日本人は固より米国の小道具嗜好者すらも餘り多く知らざる事であらうと思ふ

通乗の銘彫と花押（大正十三年七月稿）

通乗作品の最も多き小刀柄よりして通乗の銘彫と花押を述べようと思ふ。元來通乗の作品は其時代が元祿寶永頃にて比較的時代も若かく、且つ時の好敵手たる大宗珉と拮抗して後藤風に加味するに町彫風を以てせし故に、因襲的なる廉乘以前の後藤風とは大に異なる所があつた。故に其作振も後藤派としては眼新らしく世の賞賛を拍したる事と、榮耀浮華なる元祿時代の事とて、装劍具にまで綺羅を盡くせし流行は、時代の金工家をして多作せしめし爲でもあらふが、兎に角其製作品澤山今日現存し居るによつて、其研究も比較的容易に見ゆれども、左て實際に當つて何れの書風又は花押は、通乗の老中壯年の何れの時代なるかと研究しても、容易に判定し難い點も少なくないのであるが、數十本の在銘物より我輩が歸納的に肯定せし事

柄を述べんと思ふ。但し此稿を終る翌日にても、其肯定せし論據を動するに足る新事實を發見せば、之れを誤正すべきは勿論である。

先づ通乗の略傳を掲げて次に銘彫花押の標本を擧ぐれば、

後藤十一代通乗は、後藤廉乗の養子にして實は仙乗の三男なり、俗稱源之丞光尾。又は光照と改む、二十三歳の時嫡家に入家す、元祿十年家督相續して四郎兵衛光壽と改む。養父廉乗と不和合によつて秘傳を授からずと雖、生得利發にして終に一風を現はし名譽を得たり。剃髮して通乗と云ふ、寛永三年生れ享保六年十二月二十七日歿、享年五十九歳。其銘彫と花押の種類は大略左の如し。

子 光壽

子ノ二

光壽

丑

後藤光壽の

寅

後藤

光壽

卯

後藤通業

辰

後藤

巳

後藤

巳ノ二

後藤

午

後藤

未

後藤

申

後藤

酉

後藤

戌

後藤

以上羅列せし銘彫花押が其標本であるが、銘彫は通乗の生涯を通じて多少の差異は勿論あれども、其花押程の習癖は見へず、勿論花押には眞草行の區別ありて、或る時代に此三體を並用せし事もなきにあらざれども、或る一定時代には眞の花押とか行の花押とか或は草の花押とか、略ぼ一定の花押を使用するの習癖あれば、其作風を研鑽すと同時に、花押銘彫を稽查する時は、通乗の或年代の作風を推定し得るのである、故に是れより説述解釋する所も其概念を述ぶるのである。

(甲) 楷書光壽(子)銘彫

此銘彫の時は其花押としては必ず(辰)の眞體を伴ひ居れり、而して特に注意すべき

は、此落款花押は自作には殆んど使用せられたるを發見せず、極め銘例之へば紋徳乗作として下部中央に楷書にて此銘彫あり。

紋徳乗

光壽(辰)

斯くの如き位置に斯くの如く銘彫華押あり、恐らく壯年より老年迄斯くの如く彫込しならん。

(乙) 草書銘(丑)の時自作の節は

寶永元年九月廿五日
後藤光壽(辰)

斯の如く中央に草書銘の時は、十中八九は眞體花押(辰)を伴ふは其一例にして、寶永元年とは通乘四十三歳の時にして、宗家を家督相續せし元祿十年を距る事僅かに七年後なり。尙ほ九鐔に元祿十五年七月と在銘せし、流水模様のもも矢張り辰花押なり、されば通乘の中央に銘ありて辰花押あるものは、四十二三歳後の時と見て差支なし、尙ほ云ふ迄もなく通乘の若銘は光尾光照なるが、此銘時代の作品は數點

を見しのみにて甚だ尠なきものなり。

(丙) 草書銘(丑)の自作の他の場合

後藤光壽()

(一)ノ内午、未、申、酉、戌。

斯の如く草書銘の左側に片寄る時は、其花押は(午未申酉戌)の何づれかである。例外として之れと同様なる、草書銘と花押が左側に片寄りたるものあれども、それは實に稀有にして多くは右側に彫付けあり、又此花押にして中央にあるものもあれどもそれは例外中の例外なり。

此等右側に片寄る時代は、通乘四十四五歳頃以後と見て差支へなしと思ふ。唯だ不思議なるは右側銘時代は、何故に眞體の花押を彫り付けざりしやにあり、此点に關しては此論文の結末に於て我輩の堆論を述べべし。

(丁) 異體(子の二)の銘彫と(巳の二)の花押

此の銘彫と花押はアゲモスレー君藏、赤銅に七寶繋ぎの彫刻ある脇差鐔に發見する所にして、異體なれども其作品は性合如何にも確かに且極めて上出來物故、寸分疑の餘地なき物である、故に之れを収録せしものであるが、時代は(丙)時代同時の物と思考す。

(戊) 草字銘(寅)にて後藤の二字を肩書的に銘彫りせし時代

後藤
光壽

斯の如く草書銘にて後藤姓を肩書的に彫付けし時代は、小柄のみならず鐔縁頭共に此銘彫りにして花押を省略し、草體壽字の下部を肉太とく且つ大きくの如く彫り付けたるのみならず、點は從來壽字横劃の上にあるべきものが、横劃の下に移轉し居るは見逃すべからざる特徴なり。即ち(寅)銘にして文字も(寅)の如く異體なるものなり、此時代は縁頭極めて多かりしは世の需用が、後藤彫の縁頭を餘儀なくせしものと見へたり。



斯くの如く(寅)銘時代には、一直線に書き付くることは殆んどなく且つ花押も缺除せり、此時代は我輩は剃髪して通乗と稱せし前後と推定すれども、實は最晩年の銘彫なるべしと思ふ。

(己) 通乗銘にて一直線に書き下し且つ(戌)の花押を伴ふもの

是れは金工鑑定秘訣に一例を見るの外には、我輩の蒐集せし墨摺にも後藤銘鑑にも見當らざるものなるが、確かに通乗が晩年剃髪して通乗と稱せし以後なる事明らかなり、唯だ此銘に(戌)花押を伴ふ所より察すれば、矢張り小刀柄なれば右側によりて彫り付けられたるものなるべく、且つ後藤を肩書風に彫銘せし(丁)時代より早きものたるを想像し得べし。

以上は銘彫花押より立論せるものなるが、通乘に限らず其作振りは門下生の手傳
 尠なからざるを以て、其製作の上より之れを區別するは、實際上甚だ困難なること
 である、従つて其作品にも時代如何に拘らず、上出来不出来あるは餘儀なき次第で
 ある、又た單に花押より論せば初め(辰)の如き眞體を用ひ、中程には(午)(酉)に至
 る花押を用ひ、晩年(戌)花押を用ひ、最後には殆んど後藤派に見る能はざるが如き
 花押を伴はざる銘彫(寅)丈けにて用を達せしと見えたり、(寅)を銘彫せし時代は、
 通乘の五十歳以後五十九歳死歿頃と見て差支へなく、我輩の實驗よりせば此(寅)時
 代こそ、最も通乘の老熟時代にして傑作多きやに思考す。

尙ほ花押(己)は、折紙に使用せしものにて何時の時代も、此花押には餘り變體を
 發見せず、唯だ大判にある通乘の書判は少しく是に異なる點あるも、先づ同一と見
 て差支へなかるべし。

大森英秀の新工夫(大正十三年十月稿)

英秀の父は大森英昌にして、英昌は柳川直政門人なれば、直政の師たる横谷宗珉
 を距ること遠けれども、英秀の牡丹などは宗珉を擬したりと傳ふれば、寧ろ横谷系
 に屬すべきものか、世に大森一流と稱するは此人より盛なり、而して殊に英秀の人
 氣を博せしは、打懸け波の彫透と梨子地とにあり、打懸け波とは、縁頭全面に高濤
 を彫鑄する際、其波頭に彫り透をなし置く事なり、それも予輩の壯年彫と認むるも
 の(年號入りの英秀見當らざる故確記難致)には、二三の波頭を彫り透したるの
 みなるに、晩年彫と見ゆる即ち本論中第二の花押時代に至れば、波頭の幾十を皆彫
 り透したるものなり、察するに一二波透しをなした所が大に世の喝采を博せし爲め
 に、殆んど全部の波頭を彫透したりと見へたり、是れは非常なる手間の入りたる事
 である。兎に角由來縁頭全部に波を彫ると云ふ構圖は敢へて英秀を待たず、其以前
 に既に其模様をつけたる人あれども、其波頭の下を彫り透し即ち窓を明けて、一層波

濤澎湃の有様を彷彿せしめたるものはあらず是れ英秀が波濤彫に於て一生面を拓き大名をなせし所以である今英秀の波彫緑頭の實物に就きて之れを見るに其地金は四分一若しくは素銅にして高彫を以て波濤狂瀾の様を彫り出し、飛沫は金銀を交へて之れを象嵌せり此時代の銘彫は花押は第一圖の如くなるが故に、蓋し中年の作なりと見るべし。換言すれば中年の工夫にして是れにより名聲を馳せたるなるべし。

第一圖



次に英秀の他の新工夫は所謂梨子地にして、是れは大小不同の金象嵌を梨子地の如くなしたるものなるが、是れを若し本式の如く地に本象嵌となす時は其手間測るべからざる時日を要すべき故に、何にか

他に工夫をなせしものではないかと先年嘗て故勝珉翁に談した所が勝珉翁は英秀の梨子地象嵌は、多分先づ地に大小不同の無數の鑿を打ち置き、之れを本金鍍金となし之れを研き出し、再び本鍍金をなし、再三反覆する間に本金を以て鑿穴を填充するに至りて之れを研き上ぐれば、光彩燦爛たる梨子地を得べきである。此地に向ふて英秀得意の一輪牡丹などを象嵌し、高肉彫に仕上げたるならんとの説なりしが、

或は然らん、兎に角英秀が此梨子地目は、新奇と絢麗を以て世人の喝采を博せしとこのことである。後年後藤一乗が金砂子地を工夫し、其金砂子地に七々子を打ちて一層品位の高尙と奥ゆかしさを表顯せし工夫は、蓋し此英秀の梨子地に胚胎して更に一步を進めたるものと云ふべしである、今英秀の梨子地一輪牡丹の實物を驗するに其落款花押は第二圖の如くであれば恐らくは此梨子地の工夫は打懸け波の工夫より後に創意せしものと見へたり。

第二圖



最近米國紐育「メトロポリタン」博物館出版の、京都合田氏蒐集同博物館所藏品目録を獲たるが、同目録中にも大森タカ作として波に千鳥の赤銅緑頭あり（目録中の寫真によるも其の形式は英秀風なり、唯

だ英秀作高彫には赤銅製は未だ見たることなし）作振の詳細はわかり兼ねれども、兎に角大森一流の高濤の標本としては甚だ面白し、尙ほ英タカと羅馬字であるが、タカ◎の漢字不明にて一寸門人名中に見當らず如何の人にや。

英秀は享保十五年生れ享年六十九歳を以て寛政十年四月歿せしを以て、一宮長常

より八歳若く、大月光與より三十七年を長せり、横谷宗珉は英秀四歳の時に歿し、初代利壽は英秀七歳の時に歿し初代安親は英秀の十五歳の時に歿せり。

茲に序ながら一言し置きたきは、右「メトロポリタン」博物館目録中の金工品が、其寫眞の上より觀察して、是れが全部正眞異議なきものなるかは議論の限りでないが、裏哺金を總て「ウラホーキ」であるは非常なる勝手讀にして、後藤家の古極狀等より立證しても、是非「ウラククミキン」となさねばならぬと思ふ、尙ほ政隨を「マサユキ」又は「シャウズキ」と訓しまれども、「マサユキ」どの呼稱は誰人の讀方より來りしや殆んど聞き及ばざる所にして、「シャウズキ」と呼稱する外に致し方なき所であれば、以後「マサユキ」讀みは止めたきものと思ふ。

奈良利壽の初二代に就て（大正十三年十二月稿）

奈良利壽の初代に就きて、其作柄を批評せしは稻葉通龍の裝劍奇賞に初まる、其文左の如し。

利壽 奈良氏太兵衛と稱す、江府本庄に住す、利永の弟子なり、名人。

其細工家風にも横谷風にもあらず、草花鳥類等甚しほらしく、世競ふて一流と稱美す、以前より縁のこしき二三分ある縁など當時はやりし故、奈良風を擬する人多く數品あれども、此人の手際に於ては企及ぶべからざる奇巧あり、然かるを近年奈良彫のしほらしきものには、必ず利壽の銘を彫るものと見へたり、是燕石の玉に似たるたぐひにて卞和氏の一顧に分るべし。

右は裝劍奇賞の所載にして、稻葉氏は二代利壽の事に何等の記載なし、其後文化七年出版の江都金工名譜に於て、野田敬明は利壽を奈良宗有利治門人となし、本所番場の住と記し、尙ほ初めて二代目利壽に就きて左の如く誌せり。

利壽 二代目太兵衛、音羽住、明和八卯年十一月八日卒。

金工鐔寄には利治門人となし、且つ元文元年十二月十四日死七十、順世鐵僧信士傳通院前多福院に葬る、此作木彫地藏尊今神田辯慶橋近邊に安置とあり、二代目利壽は前文通りなり、近代に至り加納夏雄翁は、美術學校に於ける彫金談中に曰く、利壽は奈良氏通稱太兵衛と稱す、元文頃の人(距今凡そ百五十餘年前)彫法を奈良利治に(一本に利永門人とあれども、彫刻風より考ふれば利治門人とする方正當ならん)受けたり、名聲頗る高く、同家中殆んど第一位の鐫師也、時代より云へば恰かも奈良家十代目に相當し、且古奈良と新奈良との堺目をなせり、彫風は人物に花鳥に總べて一種の趣味を發揮し、鑽力爽健充分の活動を具へて豪壯の氣自然に溢る、品格備はりて騒しからず、追がに奈良三作中第一に指を屈せらるゝの名匠也、爾後此流の彫刻世に行はれ、爲めに模擬するもの多く、特に利壽の贖物多く世に散在す、然れども素と凡庸輩のなす所、翫賞能く注意せば自ら玉礫の別を知らん、其片切彫は深く鑽盛なり、銘彫方も稍深き方なり二代利壽は明和年間(凡そ百三十年前の人)通稱を太兵衛と云ふ、小石川音羽町に住す、初代利壽の子と云ふ、其鑽付は初代に似て周到綿密よく運び、親切な

なる彫方なり、初代よりは穩和なる方なれど、銘彫花押も初代の通りにて稍小さく、鑽蹟の底に丸みあるを見る、或は甲鋤鑽を使用せしにはあらずやと思はる、作柄決して下品ならず賞翫すべきの作柄なり、其運び方の叮嚀なる事は恐らく古今稀に見る所、敬服の外なし、明和八年歿す云々。

以上は夏雄翁の意見なり。

右利壽二人の外利壽と彫銘するもの二人あり、即ち大岡尹壽の門人にて青木和吉と稱するもの利壽と號す、他に會津住藤田氏慶應二年と銘せしものあり、此の二人は其作行到底奈良利壽に比すべきものにあらざれば、鑑定上何等の混雜を生すべき虞なきものである。唯だ初二代奈良利壽を甄別することは非常なる困難なることである、先づ初代利壽と稱するものゝ實物、假令へば縁頭より謂はんに、第一に地膚は全く作り上げてある、磨地も絶無にあらざるべけれども多くは贖物にあり、一種の槌目ありて地膚の槌目丈けにても凡工の出来ぬ品格あり、且つ殆んど利壽作に特有と見るべきは、下地に一種の窪み即ち甲鋤鑿か何かで「ザクリ」と下地に水溜の如く掘り取りたるが如き大村あり、此地村的大溝風の堀窪みが又非常に困難なる仕

事と見へて、他には眞似手のなきものである、殆んど利壽正作には必ず此地に大村あり、是れ一つの見處なり、腰の高さ等無論贋物にても眞似るなり、彫物それ自身に夏雄翁も説かれたる如く、しほらしき中に力強き所ありて、奈良三作中の第一位にある所以である、利壽贋作は多く水戸にて作られたると傳ふ。殊に水戸の赤城軒元孚の寫せしものは世に正作として通ずるもの多しとあり、現に某家の所藏中にも利壽鏝と稱するものは、其水戸臭あるは元孚あたりの贋物にして、奈良風にて一寸粉れ易きは、柳川直矩門人鄰松あたりの贋物なるべし、眞正の利壽鏝は別様の品格と威勢あるものなり、大体が作り込みが異なれり、其正眞銘にて予輩の責任を帶ぶるは左の如しである。



二代も同書風花押
但し小銘の差あり

さて所謂二代利壽であるが、二代利壽は明和八年の死去とせば、稻葉氏の著、装

劍奇賞は天明の發行なれば、此二代を漏すべき筈なきに、之れを漏し居るは如何の次第なるや、察するに、稻葉氏大阪にありて江戸彫工を取調ふるに當り脱漏せるものと見る外なきと、二代利壽の銘彫花押が初代と同一同風なりし爲めに、之れを一人と見做し居たるにはあらざるや、江都金工譜出で、二代利壽が小石川音羽に住居のことも知れ、従つて從來一人と見做し來りたる利壽に二人ありたる事明かになりたるを推測す。

さて又た二代利壽の作品として世に残るもの極めて稀れなり、加納夏雄翁の舊藏にして今美術學校所藏に縁頭一具あり、又拙藏に夏雄翁の二代と鑑定せし蘆鷺の縁ありたり、是れは光村氏に譲りたり、何れも銘彫花押も同様なれども、成る程稍小振りなると、銘彫鑿初代は片切鑽又は四分鑽にて彫りたる様に見ゆるに、二代利壽は讃底に丸味あれば甲鋤鑿を使用せしなるべしとの違ひあり、地村の具合も極めて似寄りたるものと記憶す。故に以上説述せし所によりて利壽銘の品物を發見する時は、先づ元孚や鄰松の贋物なるや否や、又誰作とも知れざる無銘奈良物に後銘せしものなるやを甄別し、愈奈良利壽眞作と見ても、是れを初二代に判別するの要ある

ことを知らざるべからず。

予は從來先輩の説と實物調査の實驗よりして斯の如く此稿を終るべし。唯だ予が積年不審の晴れざるは、初二代利壽が共に同名同花押を殆んど同風に彫りつくるといふことである、同名と云ふことは數代同名と云ふことすらあり、されども同花押と云ふことのあり得べきや、餘り類例なきものと思ふ、世に小銘宗珉なるものあり横谷宗珉と同名花押なるが、唯だ其片切彫少しく柔弱に見ゆると、銘彫小なるもの違ひあり、夏雄翁は全く別人なり、さりとて贋作師にあらずと疑問視せられたるを予輩は前論に於て、横谷宗知とは宗珉の初名なり、小銘宗珉は宗知が宗珉と改名せしときの銘彫にして所謂、宗珉銘は中年後の銘ならん、如何に大膽なる工人にても宗珉同時に宗珉と同名同一花押を使用すべき筈なければなりと斷言せしと同じく、假令ひ父子にしても同名はよし、同花押と云ふことは如何のものか、二代利壽と夏雄翁が見られしは、實は初代壯年彫にあらざるか、銘彫鑽は中年より變更すと説明するも差支へなきにはあらざるや、夏雄翁は利壽作品實驗中に、二種の多少區別すべき作品あるに遭遇し、銘彫に大小深淺の差あるにより、之れを金工銘譜の二代説

に當て嵌められたるにはあらざるかの疑なき能はずである。さりとて予輩は古河家等にある、全然異なりたる利壽銘のものを二代利壽なるべしとするの勇氣はなし、そは此異花押利壽の作品が其品位餘り隔りあるが爲めである。尙ほ奈良利壽の 禾 は 手 なるに、古河家の異花押利壽の 禾 は 禾 であるの大差あり、而かも尙ほ此古河家の異花押の利壽が、果して二代利壽なりとの確證出づるか、他に更に此二代たる人出づれば、始めて夏雄翁の同名同花押を二代に區別するの説は破るべけれど、も先づ夫れ迄は翁の説に従ふの外致し方なしと思考す、何分利壽作には年號の入りたるもの見當らざれば、其研究は極めて困難であると謂はざるを得ない、其内何にかに端緒を得て之れを明かにするを得ば、更に一論を掲ぐることにすべし。

長常作乾隆帝へ献上の手爐に就き(大正十五年二月稿)

一宮長常が朝鮮國王より清の乾隆帝へ献上の手爐を製作せし事は、既に拙著古今装劍金工一覽に記載し置きたり、是は既に明治三十五年光村利藻君の著作せられた

る劔のかざりにも記載せられたる所のものであつて、長常製作上の一大名譽として永く金工史に特筆大書すべき事實である。然しながら其詳細は今日迄發見致されませんでした、勿論裝劔奇賞等の金工に關する在來の著書には嘗つて見當らぬ逸事である、先づ新發見の材料に入る前に、劔のかざり中の文句を引用せば左の如くなつて居る。

天明中朝鮮國王より清の乾隆帝へ献上の爲め手爐の製作を對馬侯に托せられ對馬侯は長常の名工なることを聞て其製作を命せられ、長常面目の餘り、意匠を凝らし下繪を應舉に請ふて、手爐に八重菊の透彫を爲したり、見る者其精巧なる手際に感服せりと云ふ。

手爐に關する文献はこれより古きものはありませんが、此の記事は一體其種は何れであつたか、劔のかざり編輯者の御名前を知らぬによつて唯今一寸御照會するのに困つて居る。山田美稻君か又は俣野景孝君ではなかつたか、兎に角此長常の名譽に就ては述者は夏雄師及び小道具商の小中彌市氏あたりより承り居るが、要するに劔のかざりより一層深く取調べた者は未だ聞及ばぬ。

借而今回發見にかゝる長常手爐に關する記録は、長常自筆の記録であると云ふので、實に第一の證據となるものである、而して是は實に夏雄師の門人池田隆雄翁が大阪に於て發見せられたるものであり（所藏者の御名前を出してよいか悪いかわかりませぬ、爰には書させぬが有名な嗜者の内にあるのである）翁より親しく述者に報知せられたるものである、故に此の新發見は全く池田翁であつて、唯述者は其書類の解釋と自筆の記録の前後を整理して斯くあるべしと斷案致せし次第である。何となれば長常自筆の記録は本件發生當初の往復書とか返書とか注文書とか差圖書とか竣功期等を次第にかゝわらず記録し置きたるものと見えて前後があるに依つてそれは整理せねば一寸了解し難い事があるのである、兎に角先づ長常手記を其儘に記載せば左の如くである。

以下長常手記の寫。

赤銅手爐は從朝鮮清朝へ献上之由對馬守様京都御屋敷に被仰出彫篆仕事。

赤銅火爐形五葉、一葉之間に梅竹、松鶴、菊に、蜂蝶、牡丹、蓮カハセミ、右

高彫金無垢色繪、銀色繪少し入、地ミカキ、五葉仕切金筋入る、蓋ホヤの事、

菊十二葉、御紋金象眼、御紋は金毛彫にて分る、唐艸は平象眼也。



胴輪口に唐草斗す毛彫、蓋ツマミ甲菊座とも金無垢、尤手附ビヤウ甲

菊内外共金無垢、但し手に彫なし、足は三つ此字の如く品、底に金象眼銘入る。但し表の梅竹の間に長常の角印入る、金象眼大きき別に具に有之、安永四乙未十二月より取掛り丙申九月中院彫畢。

火爐體様圖

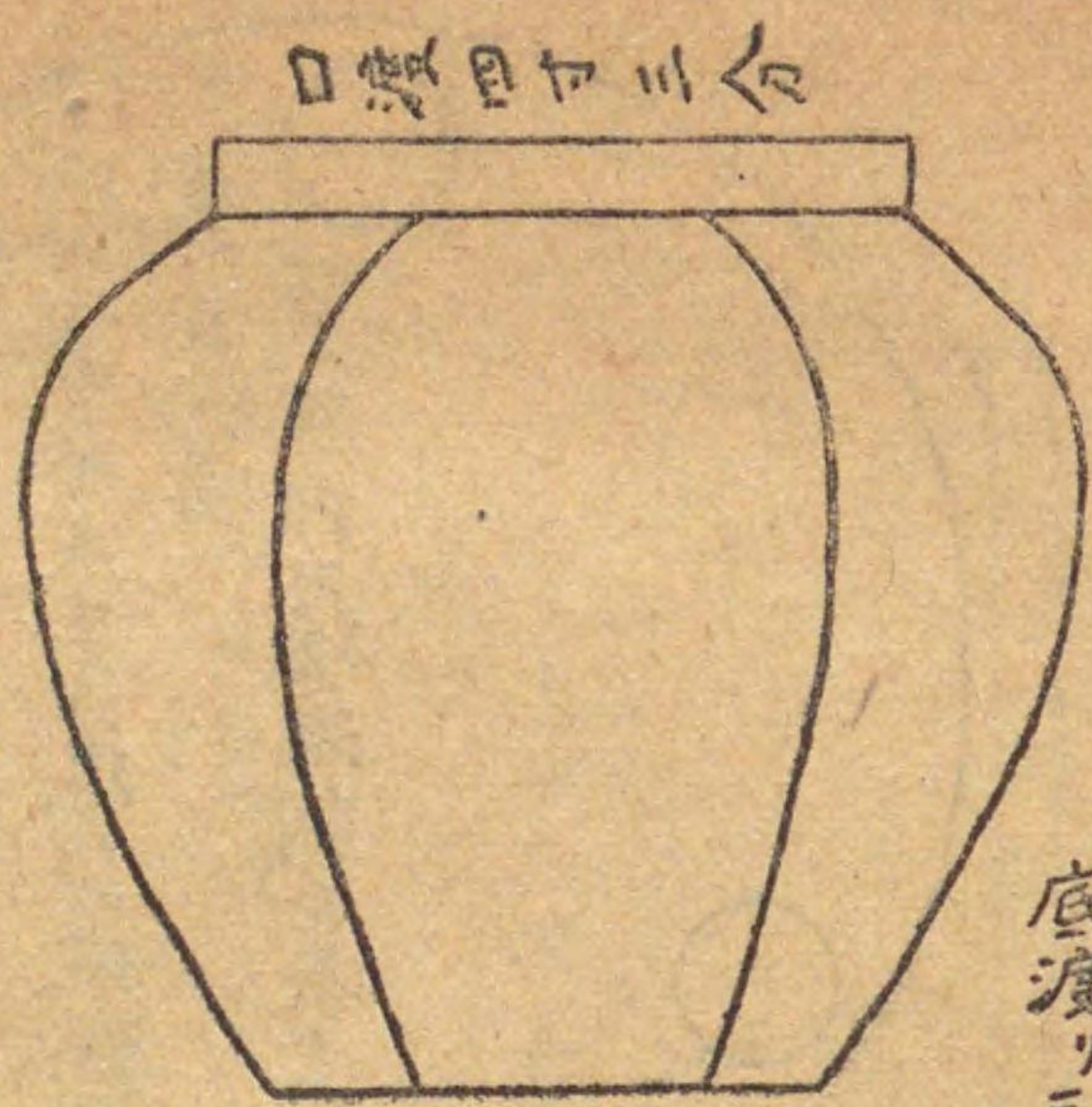
以其品、赤銅鑄成此様ヲ、而本體ハ團圓、間作^マ五葉、一葉畫蓮、第二葉畫梅竹ヲ、第三葉畫松鶴、第四葉畫菊、第五葉畫牡丹ヲ、皆依此畫刻出、稍高細密、花爲主、與蜂蝶鶴鳥、皆用金色各色ヲ、葉亦皆間々塗金、未得御意候へとも少々得御意度儀候條御入來可被下候

十一月廿一日

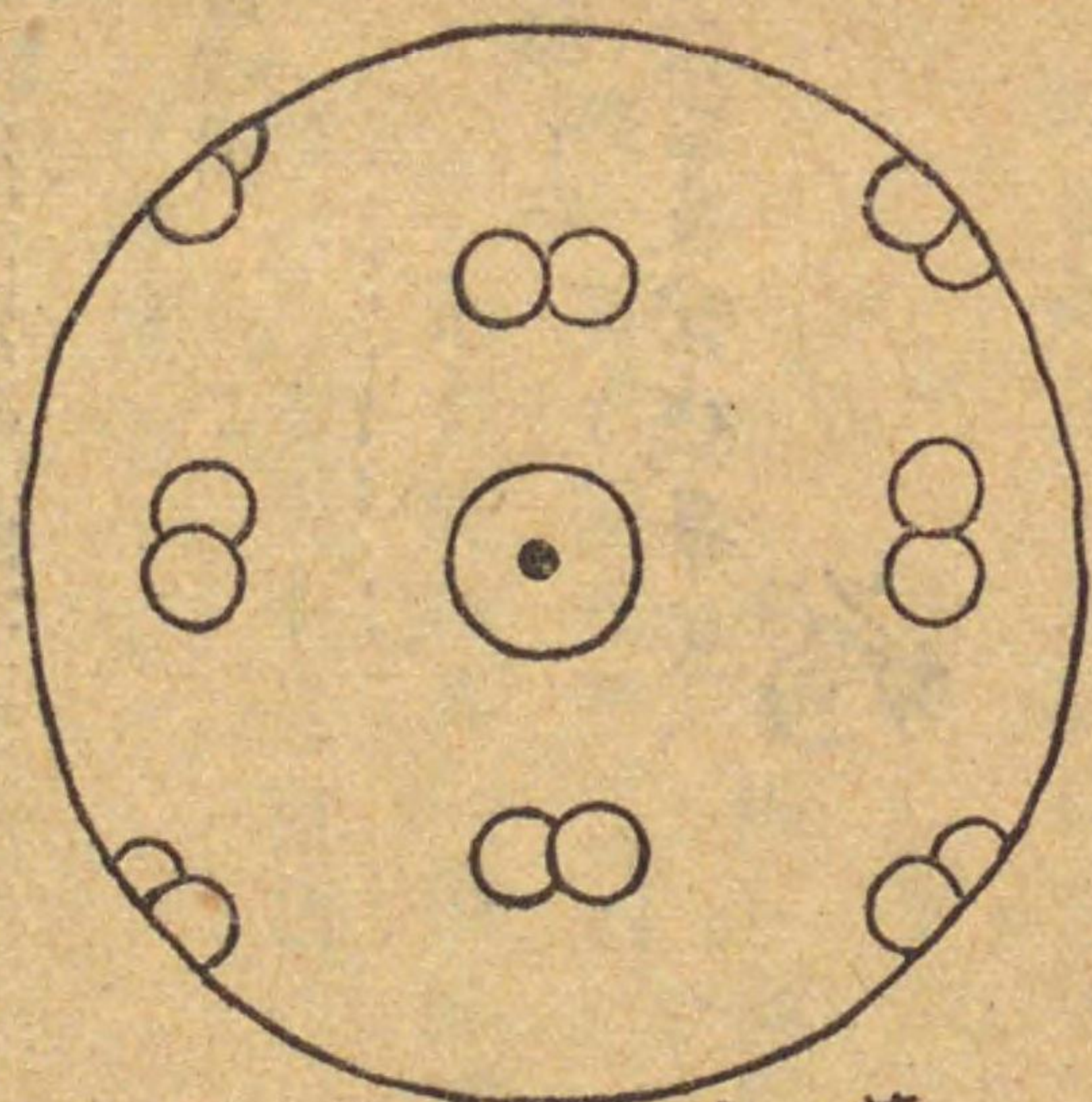
對州 稻野彌惣左衛門

越前大掾長常殿

胴指渡六寸六分 掛目四百三十八分
底渡リ三寸九分

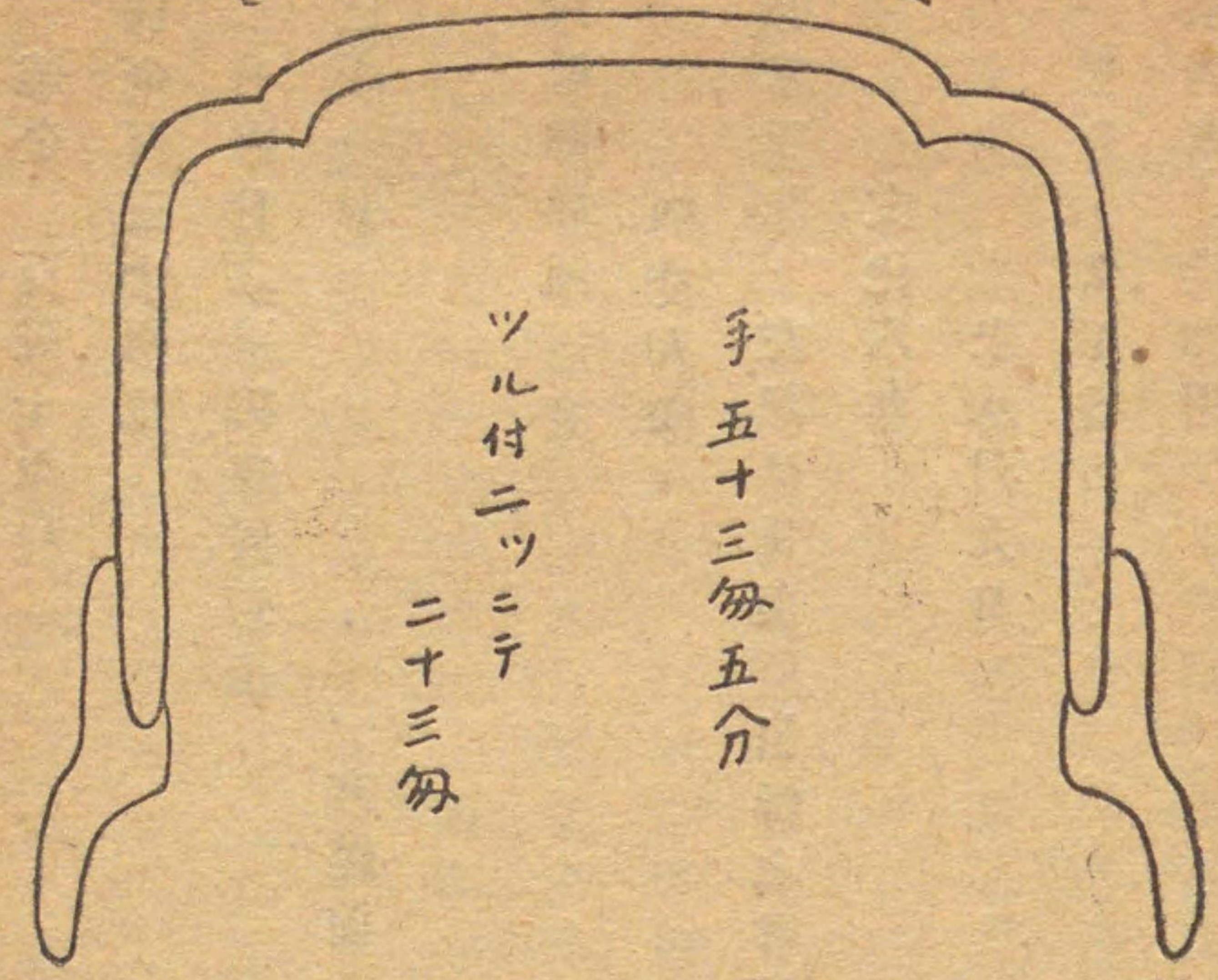


フタ七十五分



蓋丸リ四寸六分半
高ヤ山ミ七分
金ふくりん外也
菊紋大ヤ
七分三厘

幅四合九厘 寸三三合三厘



手五十三分五合

ツル付ニツニテ

二十三分

紋いづれも金むく、丈模様いろさし之儀、彫上げ毛彫あしらい。
凡赤銅目方五百目位但七分指

右代金百五十兩也

但菊模様斗象眼に致候ては如何

一手張

丸金仕候哉

亦中洲に致候哉

外に金之筋五すじ入

此手間料共拾五兩也

惣々百六十五兩也

一香爐

右御繪圖之通

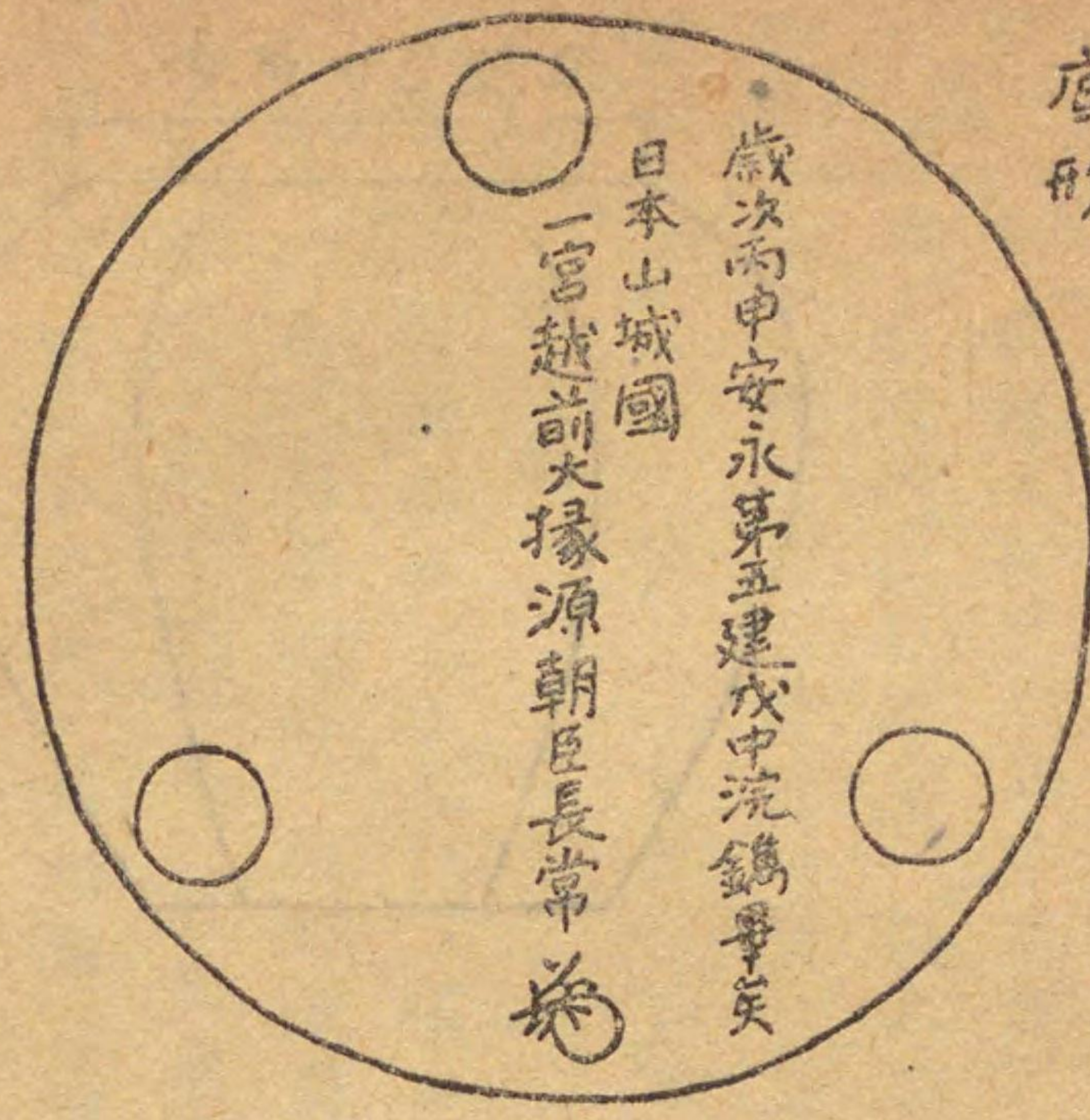
雷之紋

幅輪いづれも金むく

桐之模様

凡赤銅目方五百目程但七分指

底形



覺

一 赤銅火鉢 但御手爐

右御繪圖之通

傳ノ字殊の外諱也

大日本平安

一宮越前

大日本山城國

一宮

大日本國平安

一宮源朝臣長常鑄畢矣

為

燒金 百五十匁程

右代金百三十兩也

右書付之通御座候以上

巳十一月

一宮越前大掾

長常

對馬御屋舖

御役人様

以上長常手記、左記は長美の包紙之書付なり、

文化八年

未八月九日

長美改

ちやうせん香ろ

宗對馬守様御用

繪書付入

以上が今回池田隆雄翁によりて發見せられたる長常の手記である、此を綜合して

考ふる時は、十一月廿一日稻野氏より長常に送りたる書簡を第一に置くべきものと思ふ。而して注文に先つて宗家の臣稻野氏が會見を申込まれたるは單に十一月廿一日とありて干支なけれども前後の關係よりして安永二年癸巳たるを知り得るのである、安永二年は長常は五十二歳の仕事盛りである、稻野氏と長常の會見は直に行はれて、同月末には長常より其見積書を差出したるものと見ゆ、即ち覺云々である書類は巳十一月とあるが、廿五六日頃と見るべきである。

此覺書による時は、赤銅火鉢と香爐の二品の注文であつたに違ひないに、何故に香爐製作のこの記載がないのか不思議である、火鉢丈の相談が成立して香爐製作は見合になつたと信すべきを至當とすれども、一方文化八年八月九日改として長美の包紙には、ちやうせん香ろ宗對馬守様御用繪書付入と記せらる事より察すれば前掲火鉢の繪圖面の如きものが此包紙にあつたに違ひないがそれが紛失せしものと見ゆる、然し假りに圖面が残つて居たとて、それが果して竣功せしかは今日に於ては尙不明とする外はない。

香爐問題は打切として、再び火鉢に付きて言はんに、其火鉢は何の目的で如何様

な具合であつたかと云ふことは、即ち長常手記に明記してある、それは朝鮮王より清朝へ献上すべく朝鮮王より宗對馬守に依頼せられ、宗家よりは京都御屋敷に命じて長常に注文を發せしものである、前記稻野氏の手簡がそれである、從來天明年間とあるは全く安永年間の誤にして、安永二年は明の高宗乾隆三十八年に當る、而して其次には火爐體様圖とある記載が來るべき順序と思ふ、火爐體様圖とある一項は漢文に送假名丈けを附して、返點句點がない故に、一寸讀み悪い所もあるが、其意味は左の如しである。

上性の赤銅を以て製作すること全體の形狀は圓形なるべく、其の周圍を五つに區劃し、第一區には蘭を畫き、第二區には梅竹を畫き、第三區には松鶴を畫き、第四區には菊を畫き、第五區には牡丹を畫くべし、此圖柄により彫刻し、其彫刻は稍高くして精密なるべし、花を主となして蜂蝶鶴鳥の如きも皆金色繪を用ゆべし、葉も亦皆所々に金色を施すべし。

以上が先方よりの仕様注文書である、之を長常手記の前部に記載ある、文句に對比すれば、此の注文書によりて長常の彫刻の計劃が知らるゝのである、即ち全體を

五區劃となし、其内毎に梅竹、松鶴、牡丹、菊には蜂蝶を配し、蓮にカハセミを配せしことが知らるゝのである、而して何れも高彫にして、金無垢の色繪の外に銀色繪も少しは入れ、地は磨き地にして七々子なし、五區劃は其の境界には金筋を入れ、て仕切る、蓋はホヤになす事、菊とは蓋の透しの菊花にして其花瓣は十二となし、御紋章（清朝の紋章ならん）は金の平象眼にて、毛彫にて紋様を分ける事、唐艸は金平象眼の事とあり、長常は尙ほ進んで詳細の製作の工程を記載して居る、曰く、火鉢胴の輪口に唐艸ばかり素毛彫す（即ち平象眼毛彫なり）蓋ツマミ、甲菊の座、ともに金無垢となす事、執手の手附の甲菊鉢は内外共に金無垢の事、但し執手には彫刻なし、足は品字の如く三所とし、底には金象眼にて長常の製作名を入れる事、尙ほ表面の梅竹の彫刻ある所にも長常と角印入るゝ事とありて、是を以て其全豹を知るべく、如何に絢爛として目を驚かせし精密のものなりしかを想像するに足る、斯の如き仕様の下に長常の傑作は竣製せられたるのでなるが、其期間は安永四年乙未十二月即ち注文照會ありたる安永二年より正に二年の後に起工して其翌年安永五年丙申九月中旬に彫了せしのである、安永二年より安永四年に至る二ヶ年間は恐

らく下繪等に工夫を費せし爲めならんと想像す、或は其二年間に於て彼の覺書にある香爐を竣製して第二着に此火鉢に取掛りたるやも計り知るべからざれども何等の記録なきを以て是れを後日の發見に俟つ外に方法なし。

下繪は應舉に請ふたりとの傳説あれども此長常手記には嘗つて其事なし、是れにも單に傳説に止まらず何にか記録あるものによや大方嗜者の教示を得たきものである最後に此記録中最も珍奇なる事は、底形の圖面の右下部長常の銘彫を三種示せし時の注意として、倭の字殊の外諱とは面白し、即ち日本の代りに倭國とか何んとか倭の字を使用する事は大禁物なりとの意なるが是れは宗家よりの注意なりしか又は誰れか國學者よりの注意なりしか知らざれども、安永を去る五十年足らずの享保年間に於て時の大儒たる荻生徂徠が自抑遜して東夷人とか東倭人とか稱して恥るなきに比せば、時勢の變遷とはいへ國民自覺の聲は既に或る方面に熾なりしと見えて、一工人長常すら倭國と署名は大禁物と注意せしこそ面白けれ。

河野春明の改名叙任銘彫及年齢（大正十五年六月稿）

河野春明は近代の名手であつた、故夏雄師も片切彫に於て、遠くは宗珉近くは長常光興に心服して居られ、肉彫に於ては尋甫奈良三作は勿論の事ではあるが、近代に於ては春明清壽を推奨して其妙技に感歎の聲を放つて居られた、春明固とより賈作も世間に多いが、其の眞作に至つては實に何んとも謂ふべからざる、品位の高尙と鑿行の優美とを兼備して居る、それは春明は柳川直春の門人にて柳川派の人ではあつたが、其の狙ふ所は後藤彫にあつたからと見へて、品位の高尙は決して同輩の企及すべからざる超然たる所の妙技がある、之を再言せば、春明は後藤風の品位に加ふるに古奈良の高雅を調和融合せしものと謂てよい、而して春明は獨り其の鑿行の蘊蓄あり妙味ある評りではない、其の構圖如何にも嶄新奇抜にして、是れ亦時の同輩をして決して企及し能はざるの長所を有して居た、然るに今尙ほ世人が左程之を重視せず之を珍重がらないのは如何の譯か、其或る物に至つては夏雄師も及ぶべからざる傑作があるのに、世人は唯だ其耳に雷同して目に其價値を認め能はざるは

實に遺憾な事である。

春明が初名春任と云つた事も久しく知れなかつた、春明が何時頃法橋に叙せられたか法眼に進んだかも知れなかつた、それが春明の作品より圖らずも明瞭となつたのである、予輩は其材料と其前後に得たる材料によりて、一文を草して識者の是正を俟つことにした。

春明の傑作にして予の今猶ほ寤寐忘るゝ能はざる所のものは春明作の小柄である此は明治四十三年十二月二十日、端典首府開催の日本品展覽會に列せんが爲め、將に倫敦を去らんとせし時の事であつて、英國屈指の日本品鑑定大家ヘンリー・ジョー①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺君を其居に訪ひし所が、同君曰く是より「ウエスター・ミンスター」寺院の日本海軍事務所の附近の一室に保存せられるホークショウ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺氏の日本金工品の蒐集を觀やうではないかと云ふ事になつて、予は氏と同行して直に同寺院に至り、所謂「ホークショウ・コルフクシヨン」なるものを熟覽せるが、其の數約數千點（其の出版目錄予が手許にあれども本篇に必要なければ餘品は全部除く）中、最も異彩を放ちたるものは此の春明傑作の小柄であつた。

該小柄は金裏哺にして表には雲中壽老の色繪高彫である、神韻縹渺として誰人か之に對して禮拜せざる者やあるの概があつた、春明自身も餘程得意の傑作と見へて其裏には細楷にて左の數文字が鐫付られてある、曰く

余享和壬戌創業其所雕鏤題名曰春任至文化中改題曰春明逮文政叙法橋進法眼後雲遊不定蹤或吟松島之雪或嘯寄嶼之月題名亦非一天保辛丑孟陽

城東於墨水之濱

十方翁春明法眼（花押）

之を發見して予も不思議哉を呼んだ、之等を一覽して黄昏寓に歸り明治四十四年一月元旦倫敦を發して「ストックホルム」の展覽會に赴き次いて羅馬に滞在翌明治四十五年一月上旬羅馬を發して再び伊太利の美術行脚をなし、倫敦に歸りたるは同年三月の頃であつた、予は再びジョー①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺氏を訪ふた所が、氏は予の着席を待つが早いか、予に誇示せし所の小柄は即ち此の春明の傑作であつた、同氏は「ホクショウ・コルレクシヨン」入札の際に甘く取つたとの事である、予は再三之を壘望せしも、同氏は頑として應せず、遂に其儘になつた、四五年前ジョー①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺氏易簣せしと聞け

ば、果して此小柄は誰人の手に歸せしや今猶ほ予の介意する所である。

此小柄は獨り其作行の傑作なるのみならず、其の數文字は春明の傳記上極めて重要なるものである、即ち春明は安政六年十二月七十三歳を以て歿し龜井戸龍眼寺に葬る、享和壬戌は即ち享和二年にして、春明の十六歳の時に彫金に従事せしことを知る、當時は春任と銘せしなり、而して文化年中に春明と號せしを知る、即ち春明の二十幾歳の頃なり、文政年中に至り法橋に叙せられたりと云へば即ち春明三十四五歳の頃なり、次ぎに法眼に進みたる年齢は此小柄の裏書に明記しあらざれども之を實物に徴するに他に縁頭あり、之に文政十二年己丑仲夏法眼春明と銘彫せしものあれば、文政年間法橋に叙し、間もなく同年間に法眼に進みたるを知る、即ち前掲小柄裏面の文字は文政に違びて法橋に叙せられ、次いで同年號間に法眼に進みたりの意たるを明かにす。春明七十三歳高齢を以て歿する迄で、文政以後總て作品に必ず法眼を冠して銘せり、法橋を冠せしものは今予之れを記憶せざれども、其所冠銘の年數短き故に作品稀少なる爲か、又は法橋を冠せずして銘彫せしか今直ちに之れを確言し難し。

春明の銘彫花押の手癖と其年齢に付之れを記せんに春明の三十以前即ち二十歳頃

春明と改號せし當時の

銘彫花押は、多くは

春明

則ち春と明と花押と上より次き次きと其位置が左側に片寄る癖あり、且つ明字の月の右劃

の引き留りに於て右に「ハネ

の如く丸み多く

の如くならず且つ

が比

ル」氣持あり、花押に於ては

して中年の如く

花押の右側の一劃

較的

短く且つ晩年の如く垂直ならず、是れ要點なり、法眼銘即ち文政末よりは（三十歳

前後）春明の二字の位置は、明字稍尙ほ左側に片寄る傾あれども月字の留りが右に

「ハヌル」心持はなし、花押は最

春明法眼

の如く著しく延長し且つ垂直に近づけり、天保、弘化の際に至

れば總ての文字豎長くな

なり

壯年時代の如く再び圓く、

は極め

り同時に花押は下の如く

花

なり

て長く且つ殆んど垂直になれり、以上を以

て春明銘彫並に花押の變遷を示す特徴とす、世上春明作の目貴等にして往々離れものとなり居りて、單に花押丈け存するものある時は、以上の予の所説によりて之れを研究せば、大概の製作年代を知り得ると同時に、何歳頃の製作たることをも窺知

することを得べし。

司馬江漢の造刀と彫金（大正十五年七月稿）

司馬江漢の後悔記を見て、面白き一齣を發見したれば、茲に之を御披露致す。後悔記に曰く、我今年七十有餘にして始めて壯年よりの誤を知り、我若き時より志を立てん事を思ひ、何ぞ一藝を以て名をなし死後に至るまでも名を貽す事を欲して初め刀を作らんとせしに、刀は武門の第一の器なれば、之を造り後代に残し名を後世に知られんと思ひしに、今天下治まり國靜謐なれば、古刀の名高き、以て武門の裝とし新刀を用ひず、亦人を伐斬する具にして凶器なり、故に後悔して止みぬ。又目貫縁頭皆刀脇差のかざりなり、治世には之を翫弄する者多し、則後藤彫とて其の家代々を以て名作とす、其頃宗與宗眠又躬トとて高彫を略して肉あるとて、おきあげの如く肉高に彫りて、人物蟲魚に至るまで妙工をなす、又宗珉といへるは英一蝶の下書にて草々としたる減筆をうつし、片切彫とて毛彫にして一流を工夫す、其二

代目宗與も之を次ぎて妙手とす。書に譬へて云へは、後藤は高彫とて、金銀其外赤銅火色四分一色々にまじへて形とす、是極彩色の如し、躬トと云ふは、肉ある彫にして薄彩色の如し、宗珉宗與は墨畫の如し、各々一流を工夫して一家を爲せり、此上の工夫に非らば名を得る事がたし、爰において止めぬ。（下略）

右の記事を一見して、先づ我輩が思想に浮ぶことは、江漢が將來洋畫家として浮世繪家として、銅版家として立つ以前に、一度は刀劍鍛鍊の術に通せんことを企圖し、之を中止して更らに彫金鑿鏤の枝に達せんことを企圖せしも、祐乘以來の後藤家宗與、宗珉、以來の町彫等の上に出づること難く、更に金工に於て、一生面を拓く事の容易に非らざるを覺りて、之れ亦中止せし事なり、左れども、江漢ほどの男が單に計劃丈にて之を中止せしとも思えざれば、或は江漢造の刀劍や、江漢の鑄小柄のなきにしもあらず、若し將來斯の如きもの顯はるゝことあれば、有邛郷基董郷の刀劍或は小道具と等しく、一珍物であらうと思ふ。

尙ほ此江漢の記事より一二の看過すべからざる者がある。即ち、

第一 江漢は延享四年生七十二歳を以て文政元年十月歿せしなれば、宗珉の歿せし

享保十八年は江漢の生前遠きことにあらず、又政隨味墨の歿せし明和六年は江漢二十三歳の時にあたり居れば、江漢が此二大彫金家に對する批評は、當時の代表的意見として面白いと思ふ、即ち後藤彫を極彩色に見立て、躬トを薄彩色畫と見立て、宗珉一派を墨畫と見立たる點最も面白し、之を詳言せば後藤家の特色は色繪高肉の濃艶のものにあり、躬ト一派は其特色は後藤風でなく、左りとて宗珉風の片切彫でなく、肉合高彫に色繪と云ふ所にあり、宗珉一派の特色は片切彫にありと論斷せしは、江漢の意見なり。

第二

唯江漢が宗與宗珉と書し、次きて二代宗與も云々と記せしより見れば、嘗つて我輩が數年前に本會誌に横谷宗知なるものは、宗珉初名にして宗珉の父にあらず、父は矢張り古宗與にして、宗珉は正に横谷二代目なりとの意見を説述したる、之が傍證と見るべきものである、予輩の從來の意見は祖父宗與とは即ち古宗與、其子宗珉初銘宗知後に小銘宗珉次きて所謂宗珉銘と銘彫三變せしものなりとのことを、今尙主張するものである。

第三

茲に訝しきは、江漢が味墨を記するに躬トを以てすることである、殊にミボクと振假名し居る程丁寧を極め居るに、味墨とせずして躬トとせしは如何の理由あるや、政隨果して躬トと號せしことありしや、恐らくは江漢の誤記ならん、唯爰に注意すべきは、政隨の晩年には渠を呼ぶに世間一般味墨を以てし、政隨と呼ばざりしことである、由是觀之、政隨の別號は隨分數多きことであるが、乙柳軒又は麗風堂の壯年號なること、味墨の晩年號たることは斷言し得らるゝなり。

第四

奈良家に於ては、所謂三作利壽乘意安親の如き名人上手ありたるに拘らず、江漢が宗珉に比較するに味墨を以てせしは如何様の譯合なるか、宗珉奈良三作は殆んど同時にして、味墨は寧ろ後輩なるに、獨り味墨を擧げて奈良三作を謳歌せざる所以のものは如何なる理由なる耶、予輩の想像する所によれば文化文政時代即ち江漢晩年頃には、奈良家に於て政隨の聲名獨り其流派を代表せし觀ありし程に高名なりしが爲めに、味墨を宗珉に對して引用せしものならんと思ふ、又我輩は之によりて、當時世間、政隨の贋作物か如何に盛に製作せられ、而して今尙ほ殘留するかを看取し得るのである。

後藤家逸話（大正十五年八月稿）

☐祐乗作品中の名物

祐乗の彫物は何れも傑出し居る事は申す迄もなけれども、一生を通じて製作せし數多くの彫物中、別して名物として傳はるものは、先づ左の四點なり。

一 桃核に山王祭禮の彫物は常陸國にあり、土人日吉權現と祭り神靈あらたかなりと云ふ。

一 九曜の筭は足利義政公の深く愛藏する所のものにして、常に帶びて手放さざる程の名作なり、足利家代々の珍襲たりしが、故あつて秋田城之助に傳はりしか美濃大垣に於て滅せり。

一 雁の筭と水鳥の筭は、是亦足利家の珍襲たりしが、義輝公より後藤光乗に預けらる、後ち光乗より光乗の別懸なる明智光秀に譲り與ふ、光秀より此二筭を信長公に進上し、信長公より更に秀吉公に賜ひ、公常に之を佩帶す、其内水鳥の筭は加藤清正の軍功を賞し、公より之を清正に給ふ、加藤家濡鳥の筭と稱して

著名なり、加藤家より前田家に傳へて今日に至る。述者雙蛙子大正十四年五月前田侯爵邸に於て拜見す、元來は筭のみの筭なるに、前田家に入りし際、後藤家より目貫小柄と取合せたるものか、他に何にか傳來由緒あるか、濡鳥三所揃加藤清正傳來となり居れり。

☐祐乗の紋所

祐乗製作中の名器は右の三筭なれども、他に一點著名なるものあり、即ち九曜紋の筭なり、是亦足利義政公の好によりて製作せし所にて、公の愛品たり、凡そ祐乗が義政公の命によりて彫鑄せし筭中、公は此九曜紋の筭出來最宜しと賞歎して、祐乗の家紋となさしめられたりと云ふ、或る一説には乗祐の左掌の平に九ツの黒子ホク有しにより、祐乗は其ホクロに因みて家紋に九曜を採用せしとも云ふ、祐乗以前後藤家の紋所は藤の内に一文字なりしを、祐乗に至りて九曜に變更せしなり。

☐光乗の判金製造

光乗は深く織田信長公の知遇を辱ふせり、光乗の弟元乗の妻は、信長公の妹なりと後藤家系圖に識せり、天正九年公の命によりて大判分銅を造る、此時の分銅大判

其其形不定にして、壹枚の掛目一兩九匁六分宛の積にて、欠代カシシ一兩に付二分宛を加え、十兩の掛目九十八匁なり、桐の極印もなし、其他何等の極印もなし、且つ耳の石目もなし、表に掛目あるのみなり、慶長元年より一定の形定まれり。

☒ 乘眞の勇戦

祐乗以來家彫町彫を論せず、彫金家にして同時に戦士として記録に残る程の働きをなしたるものは、獨り乘眞あるのみ、乘眞吉久は後藤宗乗の男にして、家業たる彫鐫の術に精妙を極めたるのみならず、其性强勇にして武藝に長せり、故に乘眞の彫刻は、後藤彫中他に比類なき程に雄強にして、且つ彫物の肉高く且つ大振なり、其働き振りと戦死の状景は、既に本篇上に掲載し置きたれば、煩を厭ふて茲に之を省く。

☒ 光乗の没落

光乗は乘眞の嫡子、即ち後藤家の四代目なり、前記の如く父乘眞江州に於て戦死せしを以て、一時後藤家は非常の窮境に陥り、終に母の郷里、筑前國大友家の一族茨木丹後守の縁邊によりて、同國丹生に没落して、一時名を龜市と改め、妻を娶りて二男子を生む、元龜二年京師に歸りて今の木の下町に住居す、妹婿狩野元信に下圖を相談して彫鐫に勵みしを以て、再び後藤家の勢力隆々として天下の名譽たり、舊記の録するものなけれども、光乗の歸洛は狩野元信の周旋盡力ありたるを疑ふべくもあらず。

☒ 光乗と信長公

光乗歸洛後深く信長公の信任を得たり、剃髮して光乗と云ふ、信長公再上洛の際、光乗は出迎に罷出てたり、信長公之を賞して土産として美濃紙二十帖を給ふと云ふ、獨り光乗のみならず、光乗の弟元乗を愛して、信長公は之に住宅を興へしのみならず、既に述べたる如く、其妹を以て元乗に娶はせりと云ふ、元乗二子あり、嫡子乘蓮通稱孫十郎は早世、次男は病身に依りて出家し、有名なる日與上人の弟子となり、日定と云ふ。

☒ 德乗の繁昌

德乗は父光乗が筑前國丹生に僑居中に生れたれば、其幼年時代は丹生にて過したり、後に父と共に上洛せしが、光乗の信長公に信任せられし如く、德乗は秀吉公秀

頼公に信任せられて、家業に名譽を上く、當時德乗の領地は山城國愛宕郡市原村にて百石、久世郡中村にて百石合計二百石なりしが、後に秀吉公天下を統一せし際、德乗の私に買得たる西院村の五十石を加へて、改めて食祿二百五十石を賜ふ、其外分飼大判の役徳ありて、祐乘以來の繁昌なり、

☒長乗の權勢

長乗は德乗の弟にて、光乗の次男なり、是れ亦筑前丹生の生れなり、德乗は豊臣家に従ひ、長乗は家康公に仕ふ、家康公天下統一の後、長乗の權力偉大なり、其一端は寛文四年九月百歳の高齡を以て歿せし、江村專齋の老人雜話に詳し、之を摘載すれば左の如し。

治部少輔(石田三成)の亂の年、津田長門守(所領二萬石)と云ふ人、鞍馬詣の歸に、加茂にて女の乗たる輿をあけて見たり、此女後藤長乗が妻也、光乗と云ふ老人附たり、長乗が伯父なり、長門守が所爲を見て云、是は長乗が妻なり、長門守殿見知りたり、比興なる事あそばすと辱しめたり、長乗は東照宮御懇志の者なれば、長門守身の上あやうしと人皆云へり、其秋改易せらる、東照宮乱やみて御上洛有りし

時、桑名へ迎に出で直に申上しとぞ。

以上か老人雜話の一齣なるが、光乗を長乗の伯父とせしは父の誤りなり、斯の如く長乗は家康公の知遇を辱ふし居たるを以て、萬石近き知行を給ふべしとの内意を受けたる程なれども、長乗は之を辭して鷹狩を望みたりければ、家康公は誠に風雅なる望なりとて、鷹と總つらを給はり、山城國中、鷹の免許並に鷹匠池田久右衛門と申すものを附與し、且つ長乗屋敷附近に三拾坪余の鷹匠の地をも下附せり、故に長乗は矢脊小原の地に度々鷹狩せしと云ふ。

☒長乗の篤行

前に述べたる如く、長乗は德川家康公に仕へ、兄德乗は豊臣秀吉公に仕へて、後藤家一門は實に光榮にみちたりしが、元和元年大阪落城に依りて、德乗父子浮浪の身となりて落魄せし時、長乗は宗家の絶滅を歎き、屢家康公に願うて、再び宗家を興隆する事となり、元和二年辰年、秀忠公より德乗の嫡子榮乗に改めて二百五十石の朱印を賜ひ、且つ分飼大判彫物等の命を蒙ることゝなれり、是より代々將軍家の用聞となつて江戸に住居、長乗は京師に住居す。

加茂競馬の再興

加茂神社内、華表内の競馬の儀式は、往古よりの年中行事の一にして、毎歲五月朔日足揃へ、同五日本式なり、然るに應仁の頃、京師は戰亂の巷となりければ、それ以來此儀式久しく停止せしも、之を顧るものなかりしに、慶長年間、長乗は其儀式の久しく中絶せしを歎き、幕府は勿論諸侯の間に勸進して、終に之を再興し、加茂の競馬をして舊體に復せしめ、重要なる年中行事の一となしたり。此の故に加茂神社々頭より報恩の爲めとして、儀式中、長乗一家に白幕打つたる一坪の棧敷を與へ、之に對して長乗よりは毎年競馬料として方金二百疋を奉納せり、斯の如くして累代積年に及びたれども、明治四年公の興行は廢止となり、從つて棧敷等の設もななく、唯社中の私催となり終れり。

長乗の風雅と晩年

長乗は獨り其彫鐫の技量に於て卓絶せしのみならず、風雅の道にも暗からず、和歌を飛鳥井家に學びて、其和歌集を家に傳へたりと云ふのみならず、香道茶道にも精しく有名なる本阿彌光悅は實に莫逆の友たり、嘗つて家康の好意に背きて大祿を辞し元來は餘り間柄のよからざりしと傳ふる兄徳乗が一旦歿落せし時は、反つて徳乗の子榮乗をして宗家を興こさしめ、自分は京都に留まりて、専ら風流に遊びたる等其晩年は極めて安樂に餘生を送りたりと云ふ。

覺乗の光榮

覺乗は長乗の次男にして、實に後藤四代光乗の孫なり、嘗つて家康公の上意によりて、祖父光乗より後藤家彫物の秘事を相傳す、故に其彫物も極めて上手なり、後水尾帝の御代、勅によりて宮中小御所に於て、光乗と共に數月彫鐫に従事して、其製品を叡覽に入れ奉りしが、其調進中、雛鶴の小刀柄は殊に叡慮に相叶候旨にて、御手許に留置かせ給ふの光榮に浴したりと云ふ、加之他に覺乗の名譽とすべきは、加越能三州の大守、小松中納言利常公に愛せられて、加州より現米百五十石給せられし事なり、覺乗は屢加州金澤に往來をして、嘗つて前田家の金工藏帳を調製せし事なりしと見えて、其手控は久しく勘兵衛家に傳ふ、述者先年此の手控を同家に於て親睹して拔萃し置きたるが、此手控原本は今如何になりしや、其所在を知らず。

覺乗の武道と茶道